

全国福祉事務所長会議資料

平成22年5月18日
厚生労働省

目 次

行政説明

(1) 社会福祉行政の状況等	1
(2) 生活保護等施策の重点事項について	31
(3) 生活福祉資金・ホームレス施策等について	92
(4) ワンストップサービスの充実・生活保護受給者等就労支援事業の推進について	119
(5) 平成21年度生活保護法施行事務監査結果について	131

事例紹介

(1) 医療扶助の適正化	
堺市健康保険局福祉推進部	156
(2) 生活保護行政の適正化に向けた取り組みについて	
大阪市健康福祉局	159
(3) 福岡県における就労支援の取り組み	
～課長 係長見守りの中、ケースを中心に、ケースワーカーと就労相談員、三位一体での就労支援～	
福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所	162

社会福祉行政の状況等

社会・援護局総務課

平成22年度予算の事項別概要

社会・福祉局(社会)

事 項	平成21年度	補正後予算額	平成22年度	差引増減額	伸率 B/A
	当初予算 [A]	下段は補正追加額	予算 [B]	(Bは補正後の差引)	
	千円	千円	千円	千円	%
(組織)厚生労働本省	2,166,707,832	2,640,007,526 次 295,715,814 次 185,583,880	2,309,527,320	142,819,488 (▲ 338,180,206)	6.6
(項)厚生労働本省共通費(審議会経費)	3,730	3,730	5,338	1,608	43.1
(項)生活保護費	2,096,888,342	2,290,361,250 次 65,352,798 次 128,120,110	2,238,819,764	141,931,422 (▲ 51,517,486)	6.8
(目)生活保護指導監査委託費	2,142,537	2,092,798 次 ▲ 49,739	2,098,516	▲ 44,021	▲ 2.1
(目)生活保護費等負担金	2,094,745,805	2,288,268,452 次 65,352,798 次 128,109,519	2,236,721,248	141,975,443 (▲ 51,517,201)	6.8
(項)地域福祉推進費	21,734,769	203,088,649 次 111,353,880 次 70,000,000	24,643,932	2,909,163 (▲ 178,141,717)	13.4
(目)セーフティネット支援対策等事業費補助金	21,000,000	132,353,880 次 111,353,880	24,000,000	3,000,000 (▲ 109,353,880)	14.3
(目)緊急雇用創出事業臨時特例交付金	-	70,000,000 次 70,000,000	-	-	-
(目)公的扶助資料調査費	273,104	273,104	211,486	▲ 61,618	▲ 22.6
(目)公的扶助資料調査委託費	186,477	186,477	221,500	35,103	18.8
(目)保健福祉地方公共団体委託費	22,067	22,067	22,058	▲ 9	0.0
(目)日本赤十字社救護業務費等補助金	156,103	156,103	95,231	▲ 60,872	▲ 39.0
庁費等その他の(目)	97,018	97,018	93,577	▲ 3,441	▲ 3.5
(項)災害救助等諸費	721,500	964,434 次 242,934	721,500	0	0.0
(目)災害救助費等負担金	201,500	444,434 次 242,934	201,500	0	0.0
(目)災害弔慰金等負担金	140,000	140,000	140,000	0	0.0
(目)災害復旧貸付金	380,000	380,000	380,000	0	0.0
(項)社会福祉諸費	41,925,251	42,371,214 次 1,515,320 次 ▲ 1,669,457	40,229,756	▲ 1,695,495 (▲ 2,111,158)	▲ 4.0
(目)褒賞品費	3,784	3,284	43,948	40,664	1,238.2
(目)民生委員手帳等作成費	4,454	4,454	7,509	3,055	68.6
(目)民間社会福祉事業助成費補助金	376,334	376,334	303,688	▲ 72,646	▲ 19.3
(目)社会福祉推進費補助金	500,000	500,000	0	▲ 500,000	▲ 100.0
(目)社会福祉推進助成費補助金	-	-	3,047,263	3,047,263	-
(目)地方改善事業費補助金	5,285,308	4,006,569 次 ▲ 178,739	5,034,435	▲ 250,873	▲ 4.7
(目)社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金	25,922,887	25,922,887	25,617,137	▲ 305,750	▲ 1.2
(目)社会福祉事業施設等貸付事業利子補給金	9,297,512	9,880,010 次 582,498	5,600,000	▲ 3,697,512 (▲ 1,290,010)	▲ 39.8
(目)衛生関係指導者養成等委託費	23,566	23,566	109,404	85,838	364.2
(目)社会事業学校等経営委託費	505,779	500,065 次 ▲ 5,714	460,245	▲ 45,534	▲ 9.0
(目)施設施工旅費	-	0 次 5,131	-	0	-
(目)施設施工庁費	-	32,918 次 70,933 次 ▲ 38,015	-	32,918 (▲ 32,918)	-
(目)各所修繕	6,127	6,127	6,127	0	0.0
(目)社会事業学校施設整備費	-	315,000 次 856,155 次 ▲ 511,155	-	315,000 (▲ 315,000)	-
(項)社会福祉施設整備費	1,428,000	975,049 次 ▲ 452,951	1,104,000	▲ 324,000	▲ 22.7
(目)地方改善施設整備費補助金	1,428,000	975,049 次 ▲ 452,951	1,104,000	▲ 324,000	▲ 22.7
(項)社会福祉施設基盤強化推進費	-	106,236,960 次 117,193,816	-	106,236,960 (▲ 106,236,960)	-
(目)社会福祉施設等設備整備費補助金	-	0 一次 11,256,856 二次 ▲ 11,256,856	-	0 (0)	-
(目)社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金	-	106,236,960 次 106,236,960	-	106,236,960 (▲ 106,236,960)	-
(項)独立行政法人福祉医療機構運営費	4,006,240	4,006,240	4,003,030	▲ 3,210	▲ 0.1
(目)独立行政法人福祉医療機構一般勘定運営費交付金	3,391,761	3,391,761	3,450,418	58,657	1.7
(目)独立行政法人福祉医療機構共済勘定運営費交付金	614,479	614,479	552,612	▲ 61,867	▲ 10.1

※平成21年度第一次補正予算において(目)障害者自立支援対策臨時特例交付金に「福祉・介護人材の確保のための対策費」が含まれている。(9,765,990千円)

平成22年度予算の概要

社会・援護局(社会)

平成22年度予算	2兆3,095億円
平成21年度当初予算	2兆1,667億円
差引	1,428億円 (対前年度伸率 6.6%)

主要事項

- 生活保護費負担金 2兆585億円 → 2兆2,006億円
- セーフティネット支援対策等事業費補助金 210億円 → 240億円
 - ・ 居宅生活移行支援事業の創設(新規)
 - ・ レセプト点検事業の充実
 - ・ 受入施設日本語習得支援事業の創設(新規)
 - ・ 日常生活自立支援事業の拡充(新規)
 - ・ 医療扶助レセプトオンライン請求への対応
 - ・ 福祉事務所生活保護システムの改修等
 - ・ 生活保護特別指導監査事業の拡充
- 社会福祉振興助成費補助金(仮称) — → 30億円

I 生活保護制度の適正な実施

1 母子加算の支給

183億円

平成21年12月より復活した母子加算（月額23,260円（子一人、居宅[1級地]）について、子どもの貧困解消を図るため、平成22年度においても引き続き支給する。

2 子ども手当の創設を踏まえた措置

子ども手当（平成22年度は児童手当と併せて月額13,000円）の創設を踏まえ、同手当を収入認定した上で、子ども手当の効果が被保護世帯に満額及ぶよう所要の措置を行う。

3 生活保護費

2兆2,301億円

※上記1の母子加算の支給（183億円）を含む

生活保護を必要としている者に対して適切に保護を行うため、生活保護制度に係る経費を確保する。

- | | |
|-----------------|-----------|
| (1) 保護費負担金 | 2兆2,006億円 |
| (2) 保護施設事務費負担金 | 273億円 |
| (3) 生活保護指導監査委託費 | 21億円 |

4 自立支援の着実な推進

(1) 居宅生活移行支援事業の創設（新規）

【セーフティネット支援対策等事業費補助金240億円の内数】

被保護者に対して、自立・就労を支援する職員を配置する無料低額宿泊施設に財政支援を行う居宅生活移行支援事業（100か所程度）を実施する。

(2) 子どもの健全育成プログラムの策定・実施

【セーフティネット支援対策等事業費補助金240億円の内数】

福祉事務所に専門相談員を配置又は外部委託により、

① 子どもやその親が日常的な生活習慣を身につけるための支援

② 子どもの進学に関する支援

③ 引きこもりや不登校の子どもに関する支援

など、子どもが抱える様々な問題の相談に応じる体制の構築を図る。

5 適正実施の推進

(1) レセプト点検事業の充実

【セーフティネット支援対策等事業費補助金240億円の内数】

医療扶助の更なる適正化のため、レセプト点検（内容点検）の外部委託化を推進し、レセプト点検を強化するとともに、効率的なレセプト点検体制を構築する。

(2) 医療扶助レセプトオンライン請求への対応

【セーフティネット支援対策等事業費補助金240億円の内数】

各福祉事務所等において、平成23年度当初までに、医療扶助レセプトをオンライン受領できるよう体制整備を図り、レセプト点検業務の効率化、医療扶助の一層の適正化を進める。

(3) 福祉事務所生活保護システムの改修等

【セーフティネット支援対策等事業費補助金240億円の内数】

「生活保護業務データシステム」及び「生活保護等版レセプト管理システム」を運用するため、福祉事務所の生活保護システムにデータ出力機能を追加する等の改修等を行う。

(4) 生活保護特別指導監査事業の拡充（新規）

【セーフティネット支援対策等事業費補助金240億円の内数】

都道府県・指定都市本庁が、生活保護特別指導監査事業の実施にあたり、社会保険労務士などの専門的知識を有する者を同行させて年金受給権や自立支援医療などの他法他施策の活用を徹底し、保護の適正実施と実施水準の一層の向上を図る。

Ⅱ 外国人介護福祉士候補者への支援

1 外国人介護福祉士候補者日本語習得支援事業の実施（新規）

(1) 受入施設日本語習得支援事業の実施

【セーフティネット支援対策等事業費補助金240億円の内数】

経済連携協定（EPA）に基づき、外国人介護福祉士候補者を受け入れた個々の施設が実施する日本語習得の取組みを支援する。

（候補者一人当たり定額（23.5万円以内）を助成）

(2) 日本語定期研修事業の実施

62百万円

外国人介護福祉士候補者に対する集合研修を定期的を実施し、日本語習得状況を確認するとともに、個々の候補者に合った学習方針を示すことにより、候補者が計画的に日本語習得できるよう支援する。

2 外国人看護師・介護福祉士受入事業の実施

47百万円

外国人介護福祉士候補者を円滑かつ適正に受け入れるため、介護導入研修を行うとともに受入施設に対する巡回指導・相談を行う。

Ⅲ 福祉・介護人材確保対策の推進

1 福祉・介護サービス従事者の確保の推進

(1) 福祉・介護人材確保緊急支援事業

【セーフティネット支援対策等事業費補助金240億円の内数】

- 福祉・介護人材の定着を促進するため、人材定着支援アドバイザーが事業所を巡回し、従事者に対する相談や事業者への助言を実施する。

- ・ 実習施設の実習指導レベルの向上を図るため、優良な実習施設を中心とした講習会等を実施する。

(2) 福祉人材確保推進事業

【セーフティネット支援対策等事業費補助金240億円の内数】

福祉・介護従事者の確保を推進するため、中央及び都道府県に設置された福祉人材センターにおいて、求人・求職情報の収集・提供、介護・福祉従事者に対する研修等の事業を実施する。

- | | |
|---------------------|-------|
| (3) 中央福祉人材センター運営事業費 | 47百万円 |
| (4) 福利厚生センター運営事業費 | 88百万円 |

2 教員・実習体制の充実等

介護福祉士養成施設等の教員及び実習施設の実習指導者の資質の確保・向上及び指導的社会福祉事業従事者の養成等を支援する。

- | | |
|------------------------------|--------|
| (1) 教員講習会事業（介護福祉士・社会福祉士） | 8百万円 |
| (2) 実習指導者特別研修事業（介護福祉士・社会福祉士） | 41百万円 |
| (3) 社会事業学校経営委託費 | 423百万円 |
| (4) 社会福祉職員研修センター経営委託費 | 37百万円 |

IV 地域福祉の再構築

1 安心生活創造事業の実施

【セーフティネット支援対策等事業費補助金240億円の内数】

各地域において、一人暮らし世帯等が孤立せず、安心して暮らせるように基盤支援（「見守り」と「買物支援」等）を行う。

2 日常生活自立支援事業の拡充

【セーフティネット支援対策等事業費補助金240億円の内数】

福祉サービスの利用援助など、本事業の利用者の利便性を考慮するとともに、きめ細やかな支援が行えるよう、全ての市での窓口設置を推進する。また、契約締結前の相談や成年後見制度への移行についても支援を行う。

3 生活福祉資金貸付事業による支援

【セーフティネット支援対策等事業費補助金240億円の内数】

低所得者等に対して必要な相談支援と資金の貸付けを併せて行うことにより、低所得者等の生活の立て直しを支援する。

4 社会福祉振興助成費補助金（仮称）

30億円

政策動向や国民ニーズを踏まえ、高齢者・障害者が自立した生活が送れるよう、また、子どもが健やかに安心して成長できるよう支援すること等を目的とし、民間の創意工夫ある独創的・先駆的な活動や地域に密着した活動等に対して助成を行う。

※ 行政刷新会議の事業仕分け結果に基づき、「長寿・子育て・障害者基金」を全額国庫に返納することとしたことを踏まえ、当該補助金を創設するものである。

V ひきこもり対策の推進

○ ひきこもり対策推進事業の実施

【セーフティネット支援対策等事業費補助金240億円の内数】

ひきこもりの問題の早期発見・早期対応のため、ひきこもりの状態にある本人や家族からの相談等の支援を行う「ひきこもり地域支援センター」について、都道府県・指定都市への設置を推進する。

VI 矯正施設退所者の地域生活定着支援

○ 矯正施設退所者の地域生活定着支援事業の実施

【セーフティネット支援対策等事業費補助金240億円の内数】

矯正施設入所中から、退所後直ちに福祉サービス（障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所など）につなげるための準備を各都道府県の保護観察所と協働して行う、「地域生活定着支援センター」について、都道府県への設置を推進し、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者の社会復帰を支援する。

VII 社会福祉施設等に対する支援

1 独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付事業等

① 貸付枠の確保

・資金交付額	2,487	億円
（ ・福祉貸付	1,263	億円
・医療貸付	1,224	億円

② 福祉貸付事業における貸付条件の改善等

- ・ユニット型特別養護老人ホームの建築資金、土地取得資金の償還期間及び据置期間の延長
- ・社会福祉法人に対する貸付の場合の保証人徴求免除
- ・都市部を中心とした地域における低所得高齢者居住対策として、見守り機能を備えた軽費老人ホームの整備に対する融資

- ・整備促進特別対策事業の対象となる定期借地権の一時金に対する融資制度の創設
- ・児童デイサービス事業所及び療養介護事業所に係る貸付けの相手方の拡大
- ・共同生活介護事業所（ケアホーム）及び共同生活援助事業所（グループホーム）に係る貸付金の種類の拡大
- ・アスベスト対策事業に係る優遇措置

2 社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金 256億円

社会福祉施設の職員等が退職した場合の当該退職職員に対する退職手当金を支給するために要する経費に対する補助金

平成21年度第二次補正予算の概要

社会・援護局(社会)

「明日の安心と成長のための緊急経済対策」において、雇用と住居を失った低所得者等に対する新たなセーフティネットの構築のため、必要な経費を第二次補正予算(案)に計上 (緊急雇用創出事業臨時特例交付金700億円)

・住宅手当緊急特別措置事業の推進

雇用対策の補完として、住居を失った者などのうち就職活動を行う離職者に対する住宅手当の給付(地域毎に上限額を設定[例:東京都23区の場合、単身者53,700円、複数世帯69,800円]、最長6か月間(一定の条件下で3か月間の延長措置が可能)を推進するとともに、就労支援体制の充実を図る。

・ホームレス自立支援の推進

ホームレスの自立を支援するため、旅館、社員寮や簡易宿泊所等既存建築物の借上げによる緊急一時宿泊施設の設置を推進するとともに、緊急一時宿泊施設利用者に対する相談(生活相談、就職相談)体制の充実などを図る。

・公営住宅の間仕切り設備の工事費補助

離職によって住居を喪失した者に対し、いち早く安定した住居を安価で提供するため、地方自治体が公営住宅の空き室に間仕切り工事を行い、居住場所を確保する。

・就労支援事業の強化

福祉事務所等に配置する生活保護受給者を対象とする就労支援員を約2,500名増員するとともに、住宅手当受給者を対象とする住宅確保・就労支援員を約1,250名増員する等により、就労支援を強化する。

・生活福祉資金貸付事業による支援

低所得者等に対する市町村社会福祉協議会等の相談支援体制の充実を図り、必要な相談支援と資金の貸付けを併せて行うことにより、低所得者等の生活の立て直しを支援する。

平成 22 年度 障害保健福祉関係予算の概要

◆予算

21年度予算 22年度予算 (対前年度増減額、伸率)
 9,936億円 → 1兆1,202億円 (+1,266億円、+12.7%)

◆障害福祉サービス関係費 (自立支援給付+地域生活支援事業)

5,512億円 → 6,159億円 (+648億円、+11.8%)

【主な施策】

- (対前年度増▲減額)
- 利用者負担の軽減 (新規) 107億円 (—)
 - 良質な障害福祉サービスの確保 5,719億円 (+648億円)
 - 地域生活支援事業の着実な実施 440億円 (± 0億円)
 - 障害者に対する良質かつ適切な医療の提供
1,954億円 (+507億円)
 - 障害者虐待防止等に関する総合的な施策の推進 (新規)
4.7億円 (—)
 - 障害児施設に係る給付費等の確保 710億円 (+93億円)
 - 重症心身障害児 (者) に対する在宅支援の推進
31億円 (+1.2億円)
 - 精神医療の質の向上や精神障害者の地域移行を支援する施策の推進
47億円 (+2.1億円)
 - 自殺対策の推進 6.0億円 (+0.6億円)

障害者等が当たり前地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる社会を実現するため、障がい者制度改革推進本部等における各種の制度改革の一環として、障害者福祉制度を制度の谷間がなく、利用者の応能負担を基本とする制度に抜本的に見直していくこととあわせて、新たな制度ができるまでの間においても、障害福祉サービス等の利用者負担について更なる軽減を図る。

また、良質な障害福祉サービスの確保や地域生活支援事業の着実な実施等を図るとともに、精神保健医療福祉や発達障害者等支援を推進する。

なお、平成22年度より身体障害者の範囲を拡大し、障害者自立支援医療等の対象に肝機能障害を加える。

1 利用者負担の軽減（新規）

107億円

※障害者自立支援給付費負担金及び児童保護費等負担金の内数

新たな総合的な制度ができるまでの間、低所得（市町村民税非課税）の障害者等につき、福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料とする。

※平成22年4月実施

参考：現行の低所得の障害者に係る利用者負担

福祉サービス(居宅)…最大 3,000円

福祉サービス(通所)…最大 1,500円

福祉サービス(入所、グループホーム等)…最大 24,600円

補装具…最大 24,600円

2 障害福祉サービス等による障害者支援の推進

(1) 良質な障害福祉サービスの確保

5,719億円

ホームヘルプ、グループホーム、就労移行支援事業等の障害福祉サービスについて、障害福祉計画に基づく各市町村における取組の推進を図る。

(2) 地域生活支援事業の着実な実施

440億円

障害者のニーズを踏まえ、移動支援や地域活動支援センター機能強化など障害者の地域生活を支援する事業について、市町村等における事業の着実な実施及び定着を図るとともに、事業の実施が遅れている地域の支援や実施水準に格差が見られる事業の充実を図る。

(3) 障害者に対する良質かつ適切な医療の提供

1,954億円

心身の障害の状態の軽減を図るための自立支援医療（精神通院医療、身体障害者向けの更生医療、身体障害児向けの育成医療）を提供する。

(4) 障害福祉サービス提供体制の整備

124億円

○ 社会福祉施設整備費（保護施設分を含む。）

100億円

障害者の就労支援や地域移行支援の充実を図るため、就労移行支援、生活介護、自立訓練等の障害者の日中活動に係る事業所やグループホーム等の整備を促進する。

〔補助対象の追加〕

- ・グループホーム・ケアホームの身体障害者の受入れに係るエレベーター等設置整備（1共同生活住居当たり 2,000千円以内（事業費ベース））
- ・児童デイサービス事業所
- ・短期入所事業所
- ・療養介護事業所
- ・宿泊型自立訓練事業所（宿泊部分）

〔補助基準単価の改定〕

- ・社会福祉施設整備費の補助基準単価について、資材費及び労務費の動向を踏まえ1.8%引き上げる。

○ 障害者就労訓練設備等整備事業

24億円

既存の障害者施設や小規模作業所等が就労移行支援等の新体系事業への移行に際して必要となる就労訓練設備の購入やグループホーム等を行うための賃貸物件の改修に対し補助を行う。

〔補助対象の追加〕

- ・グループホーム・ケアホームの身体障害者の受入れに係るエレベーター等設置整備（1共同生活住居当たり 2,000千円以内（事業費ベース））

(5) 障害者虐待防止等に関する総合的な施策の推進（新規） 4. 7億円

① 障害者虐待防止対策支援事業の推進 4. 6億円

障害者虐待の防止や虐待を受けた者に対する支援等を行うため、地域における連携体制の整備や支援体制の強化を行う事業に要する費用を都道府県に対して補助する統合補助金を創設する。

〔主な事業内容〕

- ・ 家庭訪問の実施や相談窓口の体制強化
- ・ 虐待の防止等の支援に関する専門的な研修
- ・ 医師、弁護士等との連携による専門性の強化
- ・ 精神科医等によるカウンセリングの実施

② 障害者虐待防止・権利擁護に関する人材養成等の推進 3百万円

国において、障害者の虐待防止や権利擁護に関して各都道府県で指導的役割を担う者を養成するための研修等を実施し、関連する制度の周知等を行う。

(6) 盲ろう者向け生活訓練等モデル事業（新規） 54百万円

盲ろう者の障害特性に対応した生活訓練等の確立を図るため、宿泊型的生活訓練等のモデル事業を実施する。

(7) 障害者の社会参加の促進 28億円

視覚障害者に対する点字情報等の提供、手話通訳技術の向上、ITを活用した情報バリアフリーの促進、障害者スポーツや芸術文化活動の振興等を支援し、障害者の社会参加の促進を図る。

○ 総合国際競技大会への派遣及び指定強化学業の実施 2. 6億円

パラリンピック等の国際大会への日本選手団の派遣や強化合宿等の実施、障害者スポーツの世界大会でのメダル獲得に向けたトップレベルの競技者に対する特別強化プランを実施するとともに、普及啓発等の取組を行うことにより、障害者スポーツの振興を図る。

(8) 障害者自立支援機器等開発の促進（新規） 4. 3億円

障害者の自立や社会参加を支援する支援機器や技術開発の促進を図るため、マーケットが小さく事業につながらない等ビジネスモデルの確立が困難な機器に

対する実用的製品化において、障害者によるモニター評価等を義務付けた取組への助成を行う。

(9) 障害児施設に係る給付費等の確保 **710億円**

障害のある児童に対して、知的障害児施設等の障害児施設において行う保護・訓練に係る経費を確保する。

(10) 重症心身障害児（者）に対する在宅支援の推進 **31億円**

在宅で暮らす重症心身障害児（者）への支援の充実を図るため、日常生活動作、運動機能等に係る訓練・指導、保護者等の家庭における療育技術の習得等を行う重症心身障害児（者）通園事業の実施か所数の拡充を図る。

(実施か所数)	(平成21年度)	(平成22年度予算)
A型 [利用人員15名、併設型]	62か所	→ 64か所 (+ 2か所)
B型 [利用人員 5名、既存施設利用型]	220か所	→ 236か所 (+16か所)

(11) 障害者総合福祉推進事業の創設（新規） **5億円**

障害者自立支援法廃止後の新たな総合的な制度の検討、制度施行のために具体的な検討が必要となる課題について、地域における実践的工夫や取組及び実態の把握を行うため、「障害者総合福祉推進事業」を創設する。

平成21年度第1次補正予算において、都道府県に対する交付金（障害者自立支援対策臨時特例交付金）により基金の積増し(1,425億円)を行い、以下の事業を実施する。(平成23年度まで)

○福祉・介護職員の処遇改善

福祉・介護職員の雇用環境を改善するため、福祉・介護職員の賃金の確実な引上げなど福祉・介護職員の処遇改善に取り組む事業者に対し、福祉・介護職員1人当たり月額平均1.5万円の賃金引上げに相当する額を助成する。

○事業者の新体系移行の促進

事業者の新体系移行を促進するため、移行した場合に従前の報酬水準を保障し事業運営の安定化を図るとともに、必要となる改修、増築等の基盤整備の促進を図る。

3 障害者に対する就労支援の推進

18億円

(1) 「工賃倍増5か年計画」の着実な推進

7.9億円

これまでの取組について、都道府県や事業所が行っている効果的な事業を更に促進するとともに、新たに、複数の事業所が協働して受注、品質管理等を行う事業を定額補助（10/10相当）で実施すること等により、工賃の引き上げに向けた取組の強化を図る。

【既存事業 1/2（国1/2、都道府県1/2）】

- ・ 経営コンサルタントの派遣等による個別事業所の工賃引上げの促進
- ・ 事業所職員の人材育成に関する経費

【新規事業 定額（10/10相当）】

- ・ 複数の事業所が協働して受注、品質管理等を行う「共同受注窓口組織」を整備するための事業（8か所（ブロックごとに1か所））
- ・ 工賃引上げに積極的な事業所における好事例の紹介、説明会の実施
- ・ 事業者の経営意識の向上（未着手事業所への説明会）

(2) 障害者就業・生活支援センター事業の推進

9.6億円

障害者の就業面と生活面における一体的な支援を行う障害者就業・生活支援センターについて、設置か所数を拡充し、地域における障害者に対する就労支援体制の強化を図る。

	(平成21年度)		(平成22年度予算)
○設置か所数	265か所	→	282か所（+17か所）
○生活支援担当者	常勤1名	→	常勤1名 + <u>非常勤1名</u>
(参考)			
○就業支援担当者	常勤2名	→	常勤2名

4 精神医療の質の向上や精神障害者の地域移行を支援する 施策の推進

47億円

(1) 精神科救急医療体制の充実・強化 23億円

救急搬送において、地域において定めた救急搬送・受け入れに関するルールに基づき、身体合併症患者を積極的に受け入れる身体合併症対応施設(47カ所)への医師等の配置による救急搬送受入体制を強化するとともに、空きベッドの確保の推進(空床確保料10,200円→12,400円)等により、精神・身体疾患を併せ持つ患者に対する精神科救急体制の強化を図る。

(2) 認知症医療体制の強化 5.8億円

地域で認知症の専門的医療を提供する認知症疾患医療センターにおいて、鑑別診断、専門医療相談、合併症対応、診療情報提供等を行うとともに、担当者の配置による介護との連携等を行うほか、新たに認知症の周辺症状や身体合併症に対する双方の医療を担う中核的機能の充実等を図る。

また、国において認知症疾患医療センターの職員等に対する研修を行い、専門的医療の質の向上を図る。

(3) 精神障害者の地域移行・地域生活支援の推進 17億円

精神障害者の退院支援や地域生活支援を行う地域移行推進員の増員(2人→4人)や地域生活に必要な体制整備を促進する地域体制整備コーディネーターの活動の強化により、精神障害者の地域生活への移行をより一層推進するとともに、未治療・治療中断者に対する訪問等による医療的支援の提供、若年層における精神疾患の早期発見、早期治療のための取り組み等を通じた地域生活支援を推進する。

(4) 依存症対策の推進 89百万円

地域における薬物・アルコール依存症対策を推進するため、「依存症対策推進計画」を策定し、その計画に基づいた依存症対策事業を実施するとともに、依存症者の社会復帰支援を強化するため、関係者の資質向上を図る。

(5) 精神障害に対する国民の正しい理解の促進 81百万円

精神疾患・精神障害に対する理解を深めるため、国民各層への取組の中で、特に若年層を中心とした普及啓発を推進する。

5 発達障害者等支援施策の更なる推進

7. 5億円

(1) 発達障害者の地域支援体制の確立

2. 0億円

発達障害者の支援を実施する地域支援体制の確立を推進する。

○ 発達障害者支援センター運営事業の推進

(地域生活支援事業(440億円)の内数)

各都道府県・指定都市に設置する発達障害者支援センターにおいて、発達障害者やその家族等に対して、相談支援、発達支援、就労支援及び情報提供等を行う。

○ 発達障害者支援体制整備事業の推進

2. 0億円

ライフステージに対応する一貫した支援を行うための支援関係機関のネットワークを構築するとともに、市町村における個別の支援計画の実施状況の調査及び評価や、適切な助言(巡回指導)等を行うことにより、支援体制の整備を行う。

さらに、ペアレントメンターの養成や、発達障害特有のアセスメントツールの導入を促進する研修会の実施等により、発達障害児(者)及びその家族に対する支援体制の一層の強化を図る。

(2) 発達障害者の支援手法の開発や普及啓発の着実な実施 5. 4億円

発達障害者の支援手法を開発するとともに、専門家の育成や普及啓発について着実に実施する。

○ 青年期発達障害者の地域生活移行への就労支援に関するモデル事業の推進

39百万円

国立障害者リハビリテーションセンターにおいて、青年期発達障害者の職業的自立を図るため、関係機関等と連携して就労支援モデル事業を実施する。

○ 発達障害者支援開発事業の推進

3. 9億円

発達障害者一人一人のニーズに応じた一貫した支援ができるよう先駆的な取り組みを通じて発達障害者への有効な支援手法を開発・確立する。

○ 発達障害情報センター機能の充実 54百万円

発達障害情報センターにおいて、発達障害に関する国内外の文献、研究成果等を集積し、全国の発達障害者支援機関等への発達障害に関する幅広い情報提供等を行うとともに、各自治体の発達障害に関する支援体制の好事例を集めたモデル事例集や、支援手法等を集めた支援マニュアルを策定する。

○ 発達障害者支援者実地研修事業の創設 23百万円

発達障害児（者）への専門的な支援を行う発達障害者支援センター職員等を対象とした中期の実地研修を実施し、地域において指導的な役割を担うことができる専門的な人材を育成する。

○ 「世界自閉症啓発デー」普及啓発事業の推進 15百万円

国連が制定した「世界自閉症啓発デー」（4月2日）の周知と、自閉症を始めとする発達障害に関する正しい知識の浸透を図るための普及啓発活動を実施する。

(3) 高次脳機能障害者の支援体制の確立 12百万円

各都道府県が整備する支援拠点機関において、高次脳機能障害者やその家族に対する情報提供、相談業務等を行うとともに、ネットワークの強化により適切な診断、訓練、リハビリテーションが行えるよう体制の確立を図る。

また、国立障害者リハビリテーションセンターにおいて、支援拠点機関の従事者等を対象とした研修を行い、適切な支援の普及及び支援サービスの質の均てん化を図る。

6 自殺対策の推進

6. 0億円

○ 地域における自殺対策の強化

平成21年度第1次補正予算（100億円）による「地域自殺対策緊急強化基金」（内閣府所管）を活用して、地域の実情を踏まえて自主的に自殺対策に取り組む地方公共団体や民間団体への支援を行う。（平成23年度まで）

（1）地域での効果的な自殺対策の充実と民間団体の取組支援

3. 5億円

地域における支援体制の整備を行うための「地域自殺予防情報センター」の機能を拡充するなどにより、うつ病対策、依存症対策等の精神保健的な観点に着目した地域の自殺対策の向上を図るとともに、自殺未遂者や自殺遺族等へのケアに当たる人材の研修や自殺対策に取り組む民間団体への支援を行う。

○ 地域自殺予防情報センターの充実・強化

1. 3億円

「地域自殺予防情報センター」に専門相談員を配置し、自殺未遂者・自殺者親族等に対する相談機能の強化を図るとともに、関係機関のネットワークの強化等を引き続き推進する。

○ 自殺対策に取り組む民間団体への支援

1. 1億円

先進的かつ効果的な自殺の防止等に関する活動を行っている民間団体に対し、支援を行う。

（2）自殺予防に向けた相談体制の充実と人材育成等

91百万円

うつ病の早期発見・早期治療につなげるため、一般内科医、小児科医等のかかりつけ医に対するうつ病の診断・治療・医療連携に関する研修を実施するとともに、地域におけるメンタルヘルスを担う心理職等の従事者に対する精神保健等に関する研修を行うこと等により、地域における各種相談機関と精神保健医療体制との連携の強化を図る。

(3) うつ病等の精神疾患に関する国民の正しい理解の促進 81百万円

自殺との関係が強いとされるうつ病等の精神疾患に関する国民の正しい理解のための普及啓発を実施する。

(4) 自殺予防総合対策センターにおける情報提供・調査研究等の推進

独立行政法人国立精神・神経医療研究センター運営費交付金の内数

総合的な自殺対策を実施するため、自殺予防総合対策センターにおいて、国内外の情報収集、インターネットによる情報提供、関係団体等との連絡調整、自殺の実態を解明するための調査等を実施する。

7 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に関する 医療提供体制の整備の推進	235億円
---	--------------

(1) 医療観察法の医療提供体制の充実・強化 **233億円**

指定入院医療機関の整備に向けて、都道府県等による整備を促進するための取組みを推進するとともに、対象者の地域における継続的な医療の提供と社会復帰の促進を図る。

(2) 円滑な社会復帰に重点を置いた医療観察法制度の適正な運用

1.8億円

※他局計上分を含む。

医療観察法に基づく対象者に対する質の高い医療的ケアを行い、円滑な社会復帰を促進するため、医療観察法医療の質を評価・検証するとともに、公平な審判に資するよう、精神鑑定の判定事例にかかる考察を行う。

(3) 司法精神医療に携わる医療及び福祉職種の人材養成 **66百万円**

増加する精神鑑定業務への対応と医療観察法に基づく対象者に対する質の高い医療的ケアを行うため、精神保健判定医や指定医療機関従事者、地域保健福祉職員等に対し、司法精神医学の教育、医療観察法に基づく鑑定ならびに医療処遇に関する各種の演習等を適切に実施することで、関係職種の育成と資質能力の向上を図る。

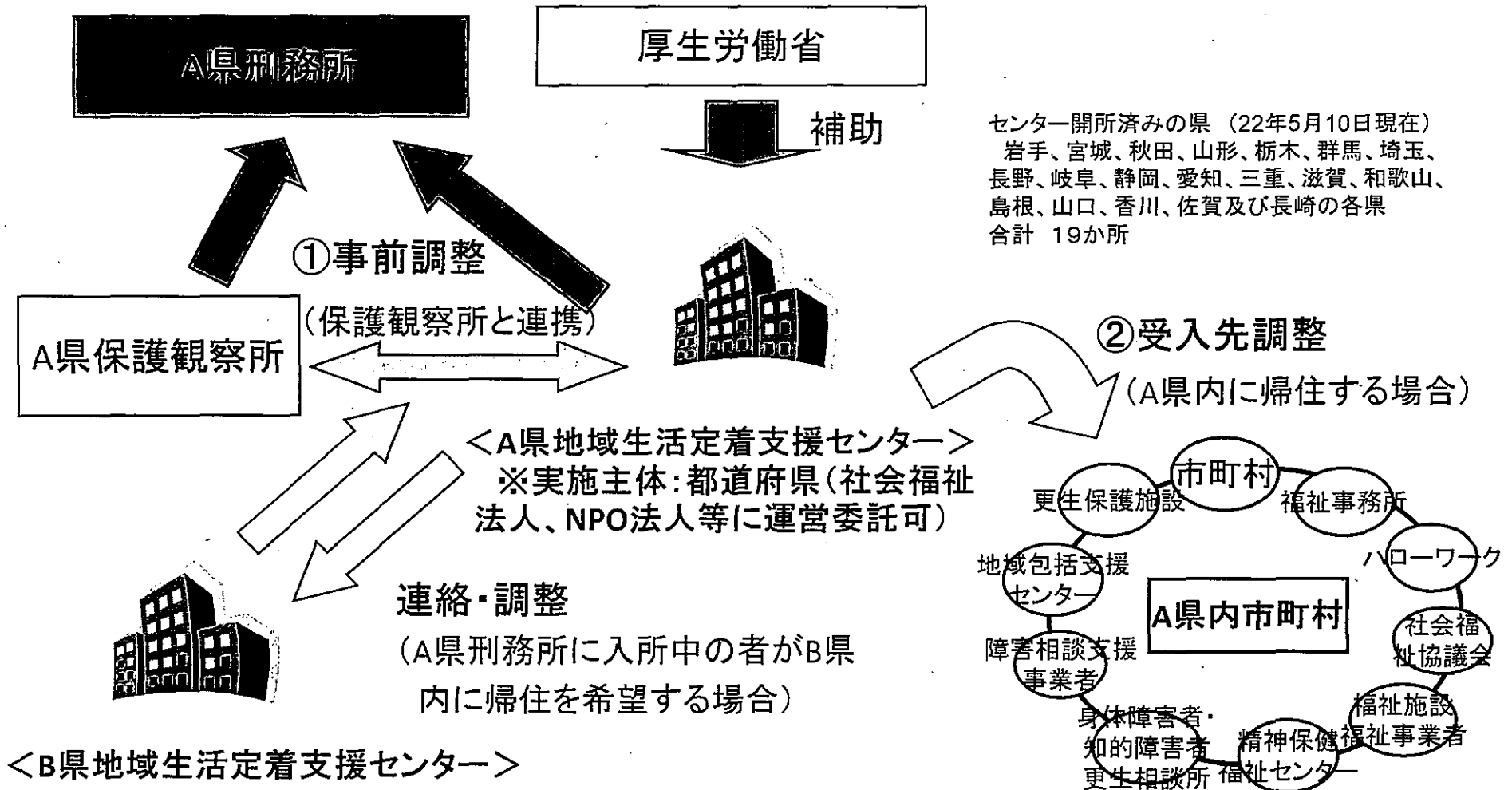
8 特別児童扶養手当、特別障害者手当等	1,367億円
----------------------------	----------------

特別児童扶養手当、特別障害者手当等に必要な経費を確保する。

地域生活定着支援センターの概要

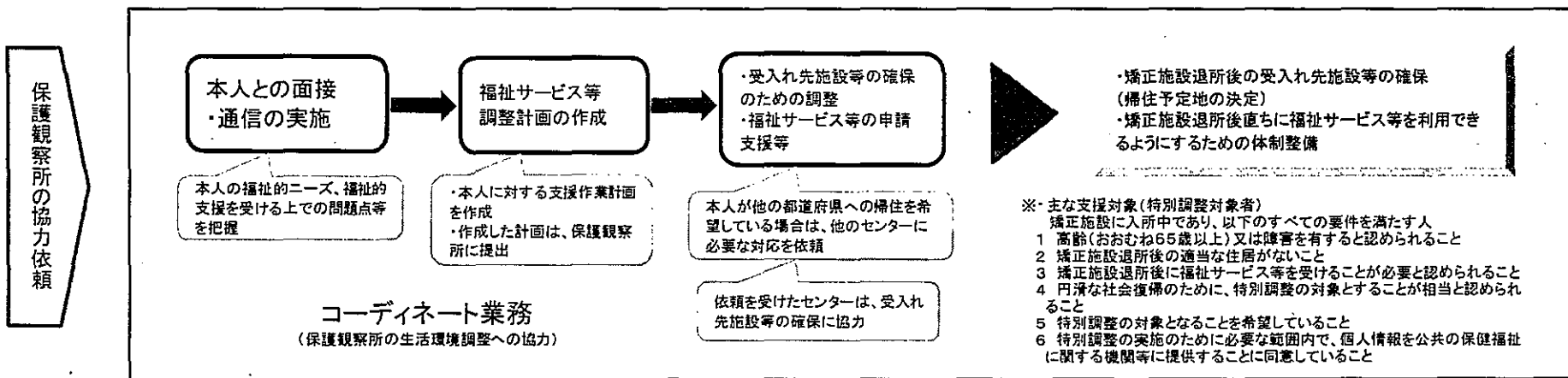
矯正施設退所後直ちに福祉サービス(障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所など)につなげるための準備を、各都道府県の保護観察所と協働して進めるため、地域生活定着支援センターを、各都道府県に設置する。

地域生活定着支援センターは、保護観察所と連携して、①退所後に必要な福祉サービス等のニーズ把握、帰住予定地の地域生活定着支援センターとの連絡等の事前調整を行う役割(矯正施設所在地において果たす役割)と、②退所予定者の福祉サービス利用の受入先調整を行う役割(帰住予定地において果たす役割)の2つの役割を併せ持つ。

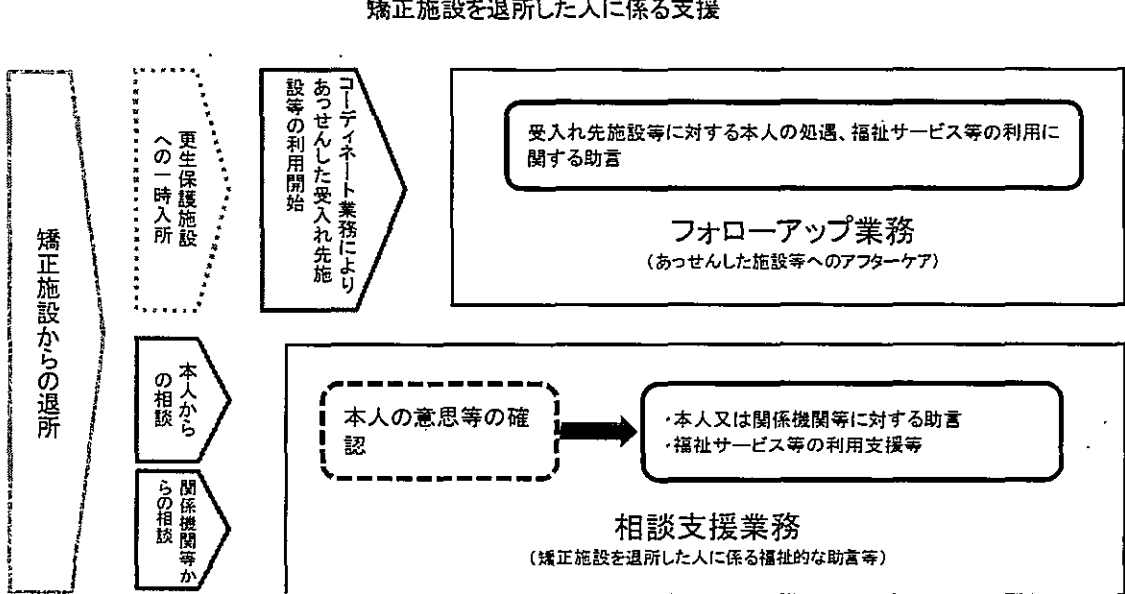


地域生活定着支援センターの事業の概要

矯正施設に入所中の人に対する支援



矯正施設を退所した人に係る支援



関係機関等との連携

- ケース会議、合同支援会議等の開催
 個々の利用者に対する支援を円滑かつ効果的に実施するため、必要に応じて、関係機関等の参加を求め、ケース会議、合同支援会議等の会議を開催する。
- 連絡協議会への参加
 業務を行うために必要な情報を交換し、関係機関等との連携の強化を図るため、保護観察所が開催する連絡協議会に参加する。
- その他日常的な連携
 上記のほか、業務の円滑かつ効果的な遂行のため、平常から、関係機関等との連携を密に保ち、社会資源の開拓等に努める。

ひきこもり地域支援センターの概要

〔厚生労働省社会・援護局総務課〕

課題

- ①ひきこもり本人や家族が十分に相談できずにいるのではないか。
- ②関係機関のネットワークが十分に形成されていないのではないか。
- ③本人や家族にひきこもり施策等の情報が届いていないのではないか。



各都道府県・指定都市に、ひきこもり本人や家族等からの相談等の支援を行う「ひきこもり地域支援センター」を整備。

○「ひきこもり支援コーディネーター(社会福祉士、精神保健福祉士等)」を置き、次の事業を行う。

①第1次相談窓口



ひきこもり本人、家族等からの電話・来所・訪問等による相談に応じるとともに、対象者の状態に応じて、医療・教育・労働・福祉などの適切な関係機関へつなげる。

②他の関係機関との連携



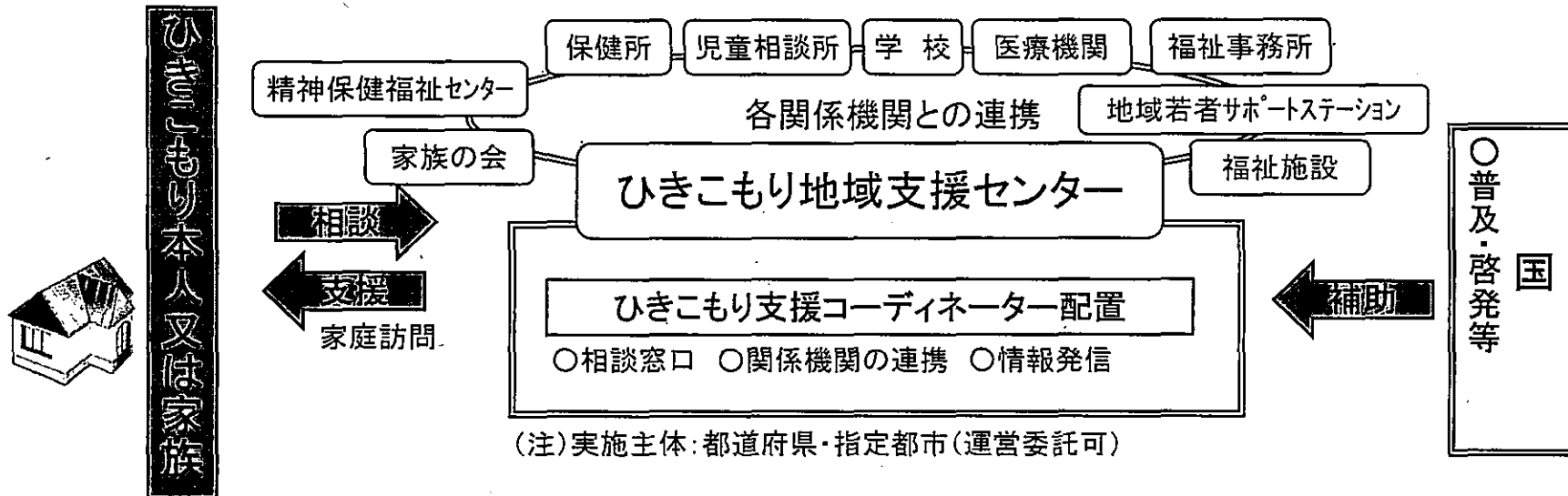
対象者の状態に応じた適切な支援を行うため、関係機関からなる連絡協議会を設置し、情報交換等各機関間で恒常的な連携を図る。

③情報発信



リーフレットの作成等により、ひきこもり問題に対する普及啓発を図るとともに、地域におけるひきこもりに係る関係機関・事業紹介などの情報発信を行う。

ひきこもり地域支援センターの概念図



「ひきこもり地域支援センター」の設置状況リスト

平成22年4月1日現在

	名 称	住 所	電話番号
1	北海道 北海道ひきこもり成年相談センター	札幌市白石区平和通17丁目北1-13	011-863-8733
2	岩手県 岩手県ひきこもり支援センター	盛岡市本町通3-19-1	019-629-9618
3	山形県 自立支援センター「巣立ち」	山形市小白川町2-3-30	023-624-1217
4	東京都 東京都ひきこもりサポートネット	小金井市貫井北町4-1-1 東京学芸大学内	042-329-6677
5	石川県 石川県こころの健康センター	金沢市鞍月東2-6	076-238-5761
6	長野県 長野県ひきこもり支援センター	長野市若里7-1-7 長野県精神保健福祉センター内	026-227-1810
7	愛知県 愛知県精神保健福祉センター	名古屋市中区三の丸3-2-1東大手庁舎	052-962-5377
8	滋賀県 ひきこもり支援センター	草津市笠山8-4-25	077-567-5058
9	京都府 初期型ひきこもり訪問応援「チーム絆」	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町京都府庁2号館1階青少年課内	075-414-4304
10	大阪府 ひきこもり地域支援センター	大阪市住吉区万代東3-1-46	06-6697-2750
11	和歌山県 ひきこもり地域支援センター	和歌山市手平2-1-2県民交流プラザ和歌山ビッグ愛2階	073-435-5194
12	鳥取県 とっとりひきこもり生活支援センター	鳥取市西品治863-1	0857-20-0222
13	山口県 ひきこもり地域支援センター	防府市駅南町13-40防府総合庁舎2階	0835-27-3480
14	徳島県 ひきこもり地域支援センター「きのぼり」	徳島市新蔵町3丁目80	088-602-8911
15	高知県 高知県ひきこもり地域支援センター	高知市丸ノ内2-4-1	088-821-4966
16	大分県 青少年自立支援センター(ひきこもり地域支援センター)	大分市東春日町1-1NS大分ビル2F	097-534-4650
17	横浜市 青少年相談センター	横浜市南区蒲舟町3-44-2	045-260-6615
18	浜松市 浜松市ひきこもり地域支援センター	浜松市中区中央一丁目12-1 県浜松総合庁舎4階	053-457-2709
19	大阪市 大阪市こころの健康センター	大阪市都島区中野町5-15-21都島センタービル3F	06-6922-8520
20	神戸市 神戸市ひきこもり地域支援センター～ラポール～	神戸市兵庫区羽坂通4丁目2-22	078-945-8079
21	広島市 広島市ひきこもり相談支援センター	広島市西区楠木町一丁目8-11	082-942-3161
22	北九州市 ひきこもり地域支援センター	北九州市戸畑区汐井町1-6ウエルとばた2階	093-873-3132
23	福岡市 地域思春期相談事業「ワンド」	福岡市東区松香台2丁目3-1九州産業大学大学院付属 臨床心理センター	092-673-5804

自治体単独のひきこもり専用相談窓口の設置状況リスト(センター設置県以外)

	名 称	電話番号
1 宮城県	県保健福祉事務所(7か所)	
	宮城県仙南保健福祉事務所	0224-53-3132
	宮城県仙台保健福祉事務所 塩釜総合支所	022-363-5507
	宮城県北部保健福祉事務所	0229-87-8011
	宮城県北部保健福祉事務所栗原地域事務所	0228-22-2118
	宮城県東部保健福祉事務所	0225-95-1431
	宮城県東部保健福祉事務所登米地域事務所	0220-22-6118
	宮城県気仙沼保健福祉事務所	0226-21-1356
2 秋田県	精神保健福祉センター	018-831-2306
3 福島県	保健福祉事務所(6か所)	
	県北保健福祉事務所	024-534-4300
	県中保健福祉事務所	0248-75-7811
	県南保健福祉事務所	0248-22-5649
	会津保健福祉事務所	0242-29-5275
	南会津保健福祉事務所	0241-63-0305
	相双保健福祉事務所	0244-26-1132
	精神保健福祉センター	024-535-3556
4 群馬県	こころの健康センター	027-263-1166
5 岡山県	各保健所、支所(9か所)	
	備前保健所	086-272-3950
	備前保健所東備支所	0869-92-5179
	備中保健所	086-434-7020
	備中保健所井笠支所	0865-69-1675
	備北保健所	0866-21-2836
	備北保健所新見支所	0867-72-5691
	真庭保健所	0867-44-2990
	美作保健所	0868-23-0111
	美作保健所勝英支所	0868-73-4054
6 川崎市	精神保健福祉センター	044-200-3246
7 名古屋市	精神保健福祉センター	052-483-2095

子ども・若者育成支援推進法について

H21.7.8公布

背景

- 有害情報の氾濫等、子ども・若者をめぐる環境の悪化
- ニート、ひきこもり、不登校、発達障害等の精神疾患など子ども・若者の抱える問題の深刻化
- 従来の個別分野における縦割りの対応では限界

趣旨・目的

- 子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組み整備(基本法的性格)
 - ・ 国の本部組織や大綱、地域における計画やワンストップ相談窓口等の枠組み整備
 - ・ 学校教育法、児童福祉法、雇用対策法等関係分野の法律と相まって子ども・若者育成支援施策を推進
- 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワーク整備

子ども・若者育成支援施策を推進するための
枠組みづくり

〔 国 〕

〔 地方公共団体 〕

子ども・若者育成
支援推進大綱

〔 勘案 〕

都道府県、市町村
子ども・若者計画
(努力義務)

社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を地域において支援するためのネットワークづくり

- ・ 関係機関等：各種支援の実施 状況把握、誘導、支援内容等の周知
 - 相談～訪問支援(アウトリーチ)、助言、指導 医療、療養 生活環境改善
 - 修学・就業 知識技能の習得 等の支援
- ・ 地域協議会(地方公共団体が単独又は共同で設置)：支援内容の協議、情報の交換～秘密漏洩の禁止
 - ①調整機関：協議会の事務の総括、構成機関等との連絡調整、支援状況の把握と連絡調整
 - ②指定支援機関：支援状況を把握しつつ、必要に応じ自ら支援
- ・ 国：調査研究、人材の養成、情報の提供及び助言等の支援

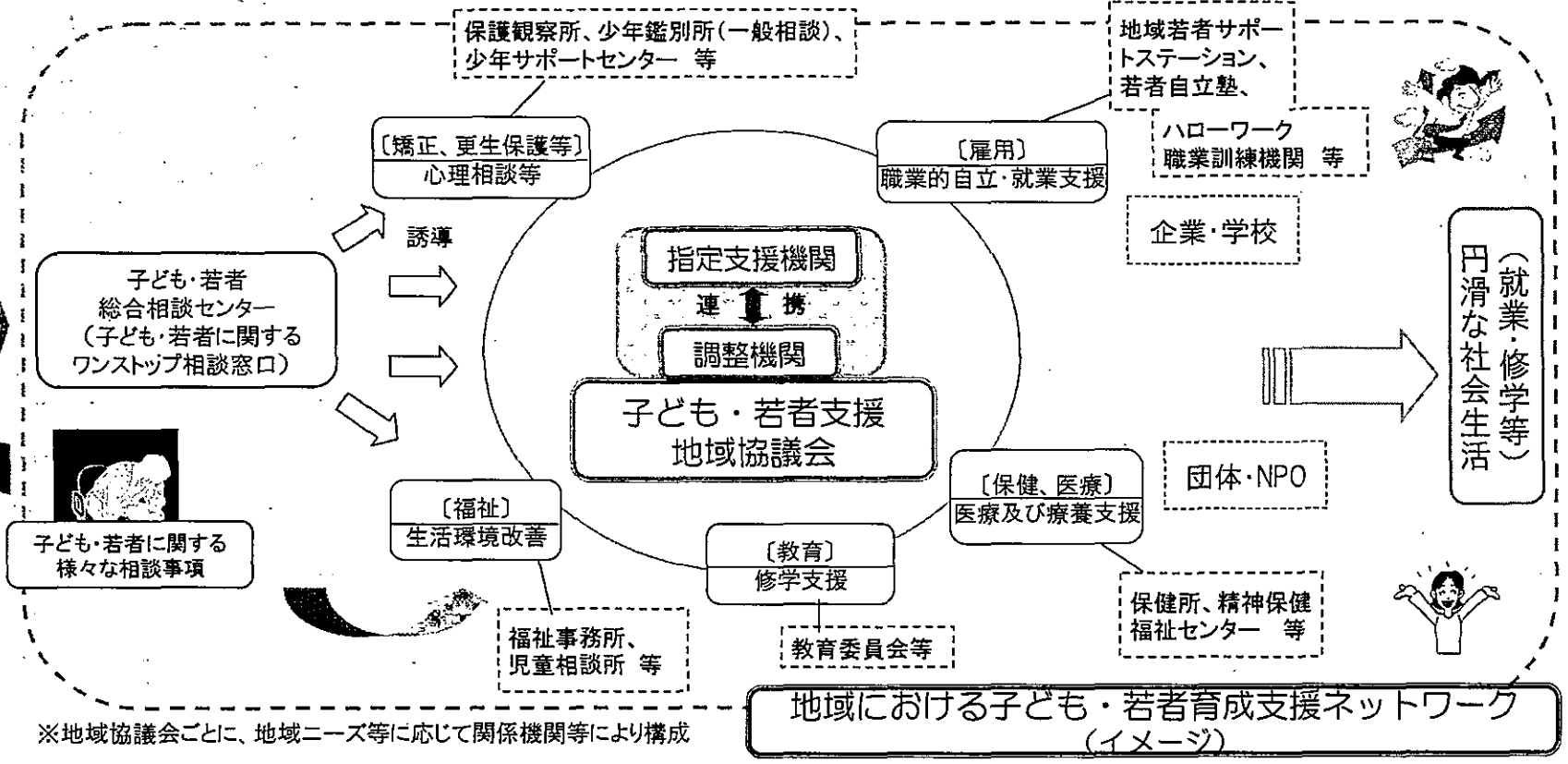
策定

子ども・若者育成
支援推進本部
(本部長：総理)

基本理念

国の基本的な施策等

- ・ 各関連分野における施策の総合的な実施
- ・ 国民の理解の増進等(国民運動の展開)
- ・ 社会環境の整備
- ・ 子ども・若者総合相談センターの体制確保
- ・ 年次報告の作成公表



※地域協議会ごとに、地域ニーズ等に応じて関係機関等により構成

地域における子ども・若者育成支援ネットワーク
(イメージ)

父子家庭への児童扶養手当の支給について

1. 概要

ひとり親家庭に対する自立を支援するため、父子家庭の父に児童扶養手当の支給対象を拡大する。

- ・ 補助率 国1/3、都道府県等 2/3
- ・ 対象者数 父子家庭 約10万世帯
(母子家庭 約97万世帯 21年3月末)
- ・ 支給月額(児童1人の場合)
 - ・ 全部支給 41,720円
 - ・ 一部支給 41,710~9,850円(所得に応じ)

2. 平成22年度予算

予算額 国費:1,678.4億円

うち、父子家庭へ対象を拡大するための所要額 約50億円(4ヶ月分)
(満年度とした場合 約150億円)

児童扶養手当は、4月、8月、12月を支払期月としており、支払月の前月分までの手当を支給している。

父子家庭への支給は平成22年8月施行を予定しているため、平成22年度は、12月に8月から11月までの4ヶ月分を支払うこととなる。

3. 法案

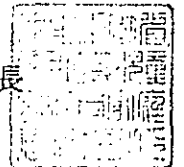
所要の法律案を平成22年通常国会に提出(施行日は平成22年8月1日)

雇児福発 1125 第 1 号
平成 21 年 11 月 25 日

各都道府県

婦人保護事業担当部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
家庭福祉課長



配偶者からの暴力の被害者の一時保護機能の充実について（通知）

配偶者からの暴力の防止等については、従来より「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」（平成 20 年 1 月 11 日内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第 1 号）及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について」（平成 14 年 3 月 29 日雇児発第 0329003 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）等に基づき実施が図られているが、先般、総務大臣から厚生労働大臣に対して、配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価の結果に基づき、別添 1 のとおり「一時保護の機能の充実」について、勧告が行われた。

については、今般の勧告を踏まえ、改めて下記のとおり留意すべき事項をまとめたので、一時保護の申請と決定及び一時保護機能の充実において、引き続き適切な対応をお願いする。

また、各都道府県婦人保護事業担当部局においては、婦人相談所及び関係機関に対して、配偶者からの暴力の被害者の一時保護機能がさらに充実されるよう、周知徹底をお願いする。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。

記

1. 一時保護の申請と決定

- (1) 夜間、休日を問わず、被害者の安全の確保、負担の軽減等も配慮しつつ、福祉事務所を経由していない申請の場合や、被害者が一時保護委託契約施設に直接来所した場合も含め、被害者の危険度や緊急度を勘案し、申請を受け付け、一時保護の要否を速やかに判断するなど柔軟かつ弾力的な対応を図ること。

- (2) 一時保護にあたっては、被害者の安全な保護・自立支援を円滑に進めるために、福祉事務所、警察等関係機関と速やかに連絡をとるなど、緊密な連携を図ること。

2. 一時保護機能の充実

- (1) 安全かつ適切な一時保護の実施のため、一時保護までの同行支援等の方策や連絡体制及び対応方法について、都道府県内の他の配偶者暴力相談支援センター、市町村及び警察等関係機関とあらかじめ協議を行うこと。
- (2) 外国人、障害者、高齢者、男性被害者等、様々な配慮を必要とする被害者にも対応できるよう、あらかじめ多様な一時保護委託先を確保すること。
- (3) 一時保護の委託にあたっては、被害者の状況と委託する施設の特性を考慮し、その被害者にとって最も適切と考えられる一時保護の方法及び施設を選定すること。
- (4) 一時保護の期間については、被害者の状況に応じて柔軟な設定をすること。
- (5) 一時保護後の円滑な自立支援に向けて、速やかに福祉事務所や関係機関と緊密な連携を図ること。
- (6) 都道府県内の関係機関と協議会を設置し、配偶者からの暴力被害者保護支援ネットワーク事業の活用等により、被害者支援のモデルケースを想定し、マニュアル等の形で関係機関相互の協力のあり方をあらかじめ決め、定期的に連絡会議を開催する等により共通認識を持ち、連携して取り組む体制を確保すること。
- (7) 協議会の場を活用するなどして、個人情報保護に十分に留意した上で、婦人相談所としてのケースワークを確実に行う観点からも、必要な場合には個別の事案についても、協議を行うこと。

配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価の結果（勧告）（抄）

（平成 21 年 5 月 26 日総務大臣）

この度、配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価を実施した結果、別紙のとおり貴省所管事項について改善する必要の認められるものがありますので、勧告します。

（別紙より抜粋）

関係府省は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する政策を効果的に推進する観点から、当省のアンケート調査結果も参考にしつつ、次の措置を講ずる必要がある。

(2) 被害者の一時保護機能の充実

法により婦人相談所が行うこととされている被害者の一時保護について、その取組を更に充実させるとともに、一時保護の申請は原則として福祉事務所を経由することとしている都道府県に対し、被害者の緊急度等を十分勘案し、必要な場合は福祉事務所を経由していない場合でも適切に受け入れるよう徹底すること。（厚生労働省）

（参考）

配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価書（総務省ホームページ）

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/13458.html

生活保護等施策の重点事項について

社会・援護局保護課

生活保護等施策の重点事項について

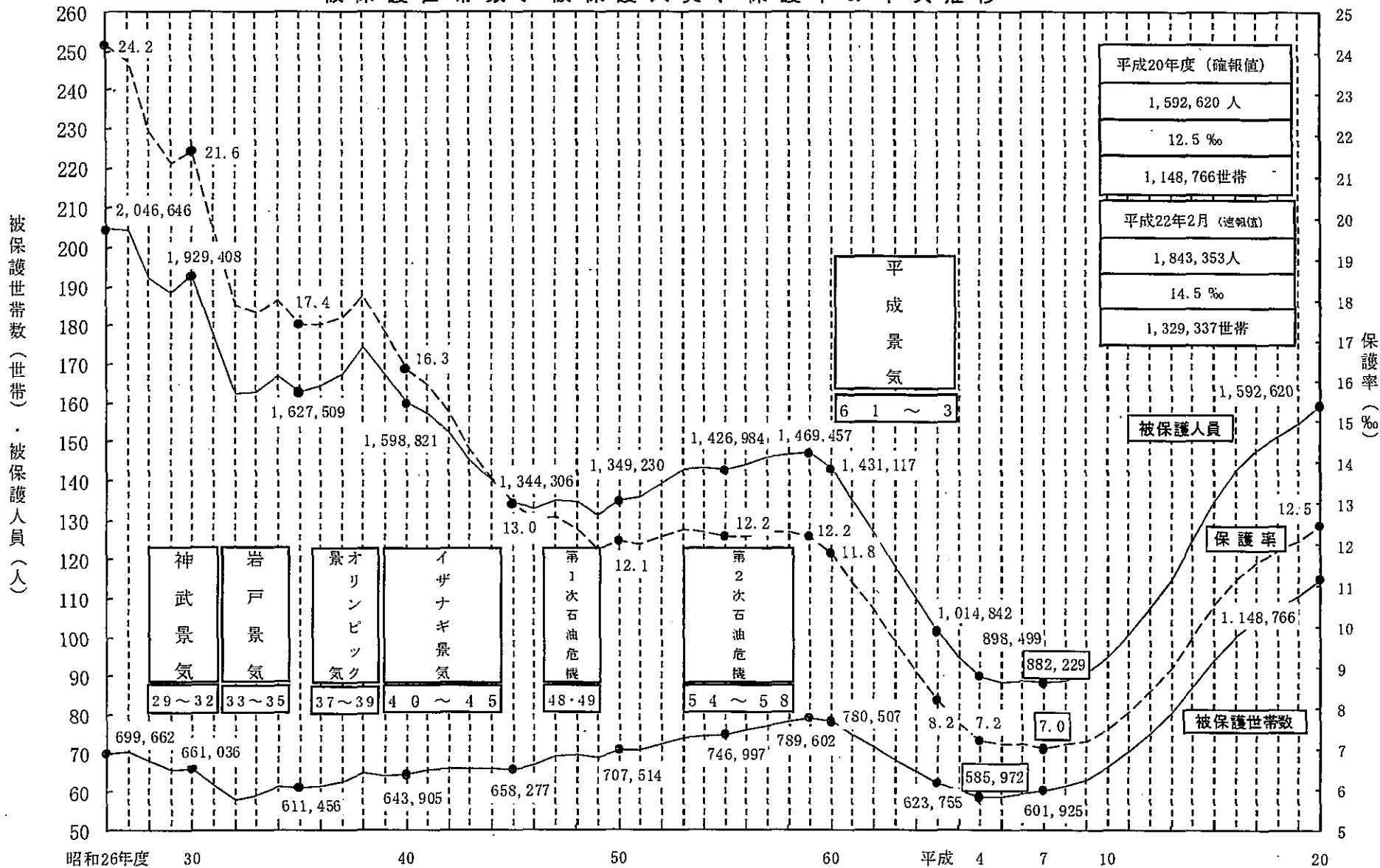
厚生労働省社会・援護局保護課課長 三石 博之

- 1 生活保護の動向
- 2 自立支援の充実・強化
- 3 生活保護受給者の社会的な居場所づくりと新しい公共に関する研究会
- 4 無料低額宿泊施設等への対応
- 5 漏給防止・濫給防止対策の推進
- 6 生活保護基準未満の低所得世帯数の推計
- 7 生活保護受給者の自殺者数
- 8 住宅手当制度
- 9 ナショナルミニマム研究会

1 生活保護の動向

(万)

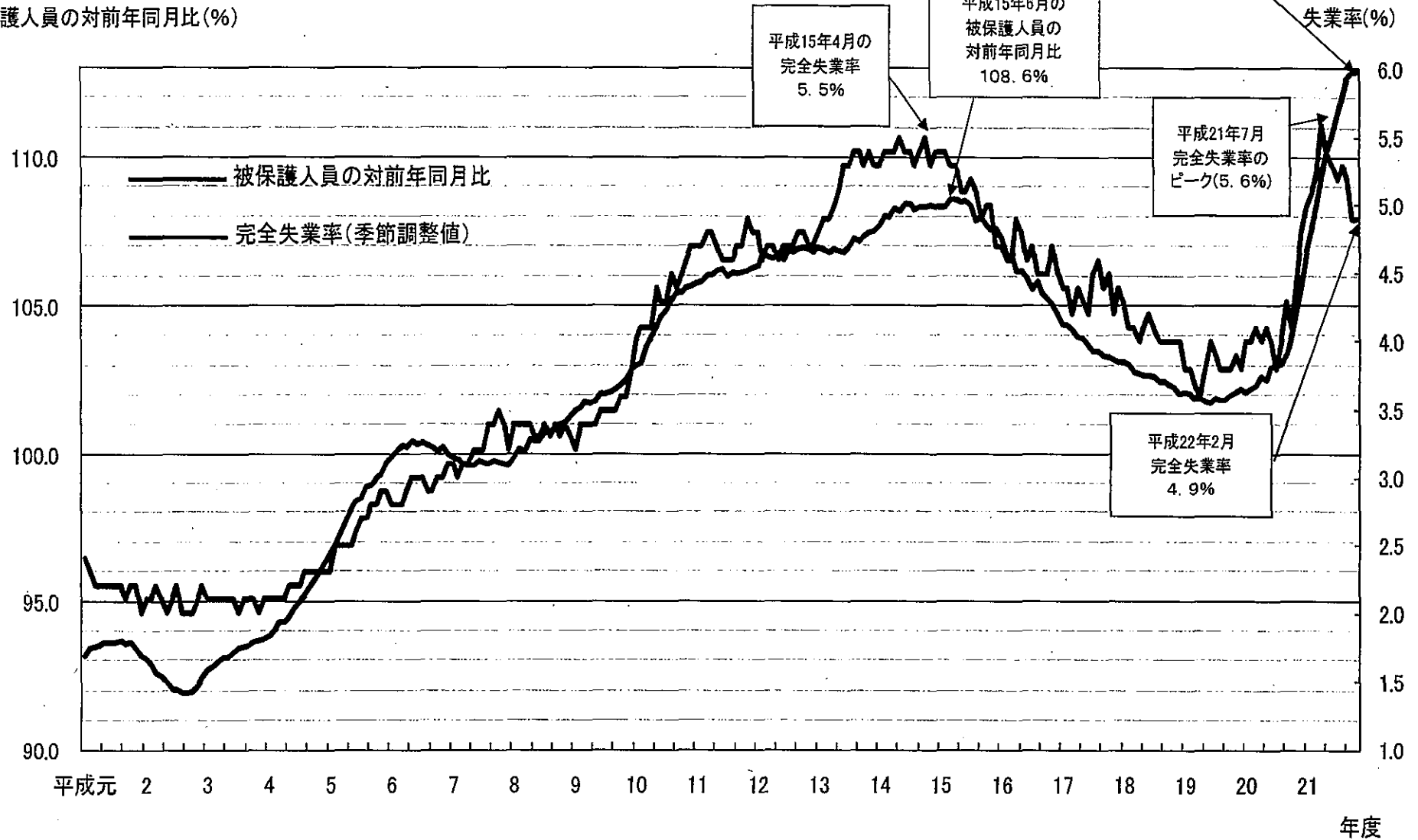
被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移



資料：福祉行政報告例より保護課にて作成

被保護人員の対前年同月比と完全失業率の月次推移

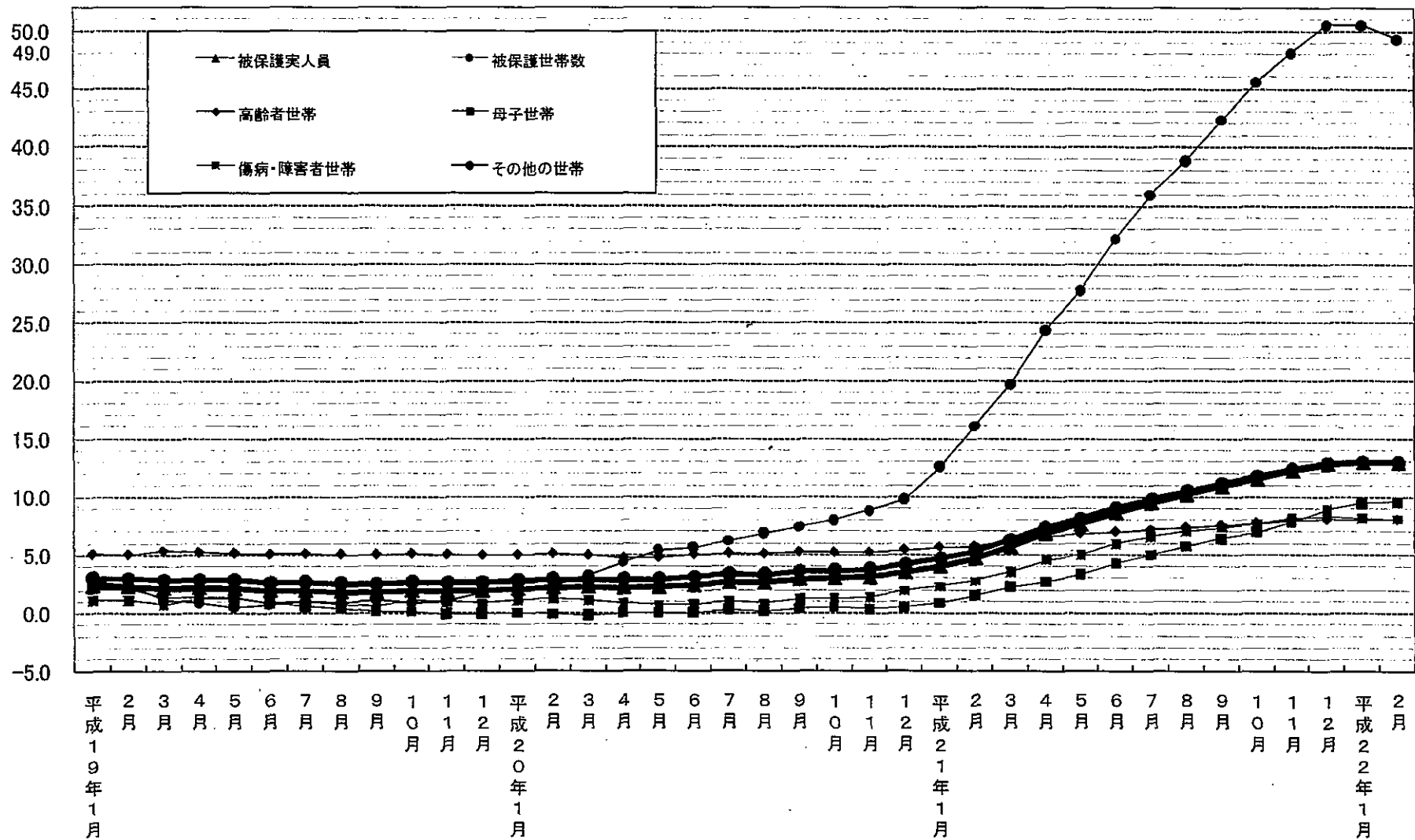
被保護人員の対前年同月比(%)



資料: 福祉行政報告例(平成21年4月以降は速報値)、労働力調査(総務省)

被保護実人員、世帯類型別被保護世帯数の対前年同月伸び率の推移

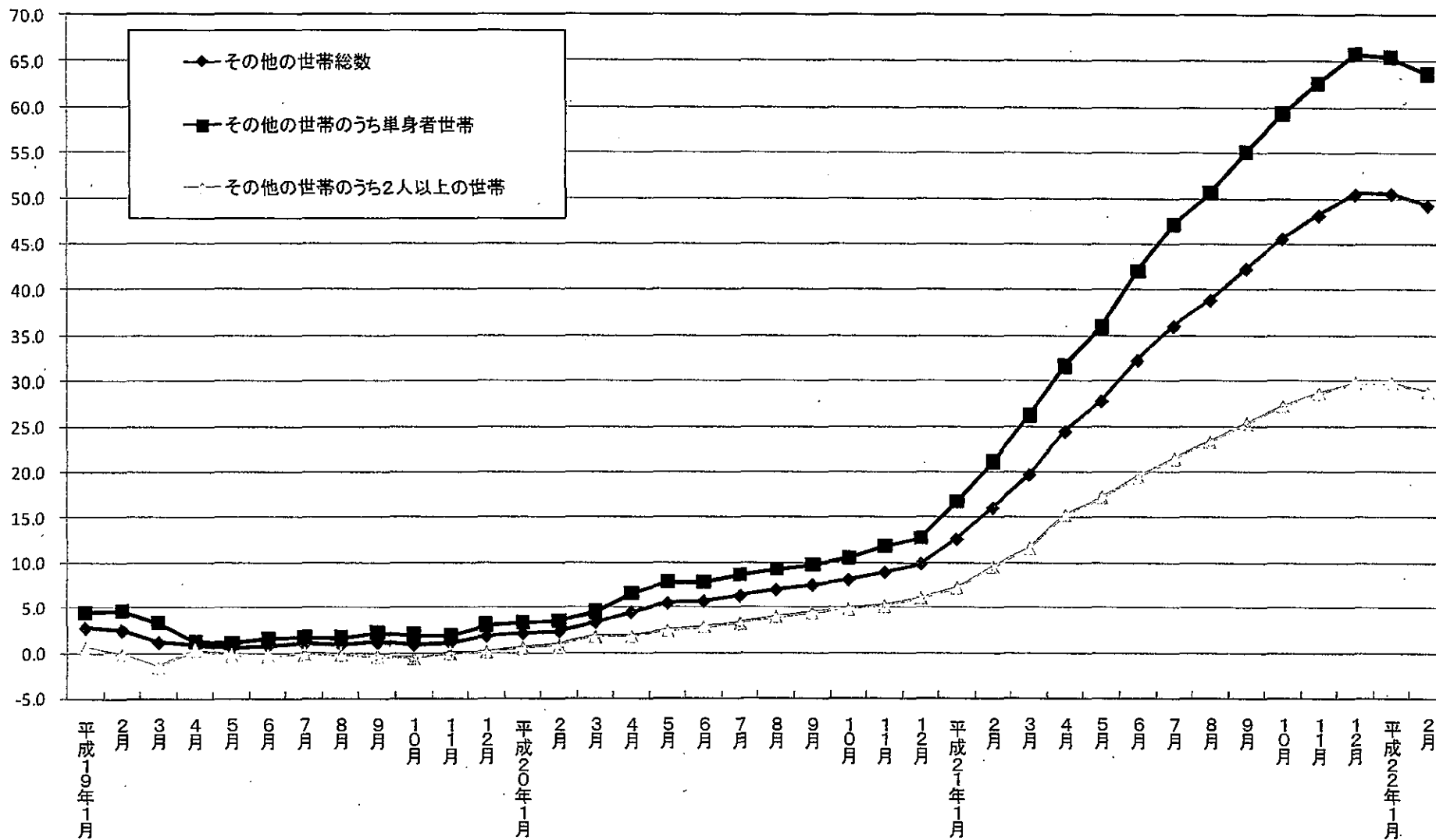
対前年同月
伸び率(%)



資料: 福祉行政報告例(平成21年4月以降は速報値)

世帯人員別その他の世帯の対前年同月伸び率の推移

その他の世帯
対前年同月比
(%)



資料: 福祉行政報告例(平成21年4月以降は速報値)

都道府県別保護率の比較

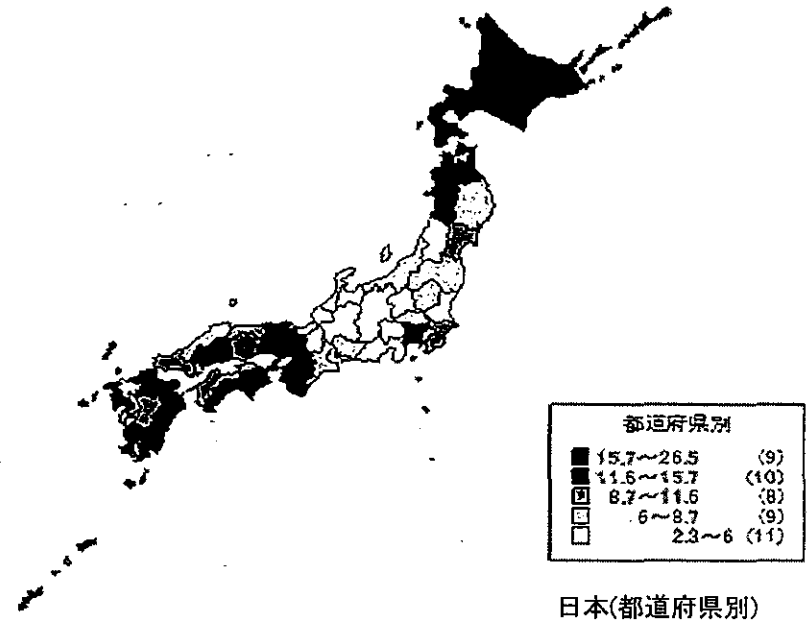
	7年度	20年度	7-20 伸び
	%	%	
全国	7.0	12.5	5.5
北海道	15.4	25.5	10.1
青森県	11.0	18.0	7.0
岩手県	5.2	8.7	3.5
宮城県	4.1	9.1	5.0
秋田県	7.0	11.6	4.6
山形県	3.4	4.5	1.1
福島県	4.0	7.5	3.5
茨城県	3.1	5.9	2.8
栃木県	3.1	7.1	4.0
群馬県	2.6	4.5	1.9
埼玉県	3.1	8.0	4.9
千葉県	3.2	8.7	5.5
東京都	8.1	16.2	8.1
神奈川県	5.7	12.4	6.7
新潟県	3.2	6.0	2.8
富山県	2.0	2.4	0.4
石川県	2.7	4.7	2.0
福井県	2.1	3.0	0.9
山梨県	2.2	4.3	2.1
長野県	2.3	3.5	1.2
岐阜県	2.0	3.4	1.4
静岡県	2.2	4.7	2.5
愛知県	3.4	6.3	2.9

資料:福祉行政報告例

注:指定都市・中核市は都道府県に含む

	7年度	20年度	7-20 伸び
	%	%	
三重県	4.7	7.2	2.5
滋賀県	4.2	5.9	1.7
京都府	14.3	19.7	5.4
大阪府	11.4	28.5	15.1
兵庫県	7.9	14.7	6.8
奈良県	7.8	11.7	3.9
和歌山県	7.3	12.2	4.9
鳥取県	6.1	9.0	2.9
島根県	4.5	6.4	1.9
岡山県	6.9	10.0	3.1
広島県	6.3	12.5	6.2
山口県	7.8	10.2	2.4
徳島県	11.3	15.7	4.4
香川県	7.4	9.6	2.2
愛媛県	7.8	11.5	3.7
高知県	15.3	22.7	7.4
福岡県	16.4	19.6	3.2
佐賀県	5.8	7.4	1.6
長崎県	10.8	17.0	6.2
熊本県	7.5	9.6	2.1
大分県	9.4	13.7	4.3
宮崎県	8.5	11.7	3.2
鹿児島県	10.5	15.6	5.1
沖縄県	12.9	17.7	4.8

平成20年度



指定都市別保護率の比較

平成7年度	
	‰
京都市	21.0
大阪市	18.0
札幌市	17.0
北九州市	15.2
福岡市	15.1
神戸市	14.9
川崎市	9.0
横浜市	6.9
広島市	6.6
名古屋市	6.6
仙台市	5.2
千葉市	4.6

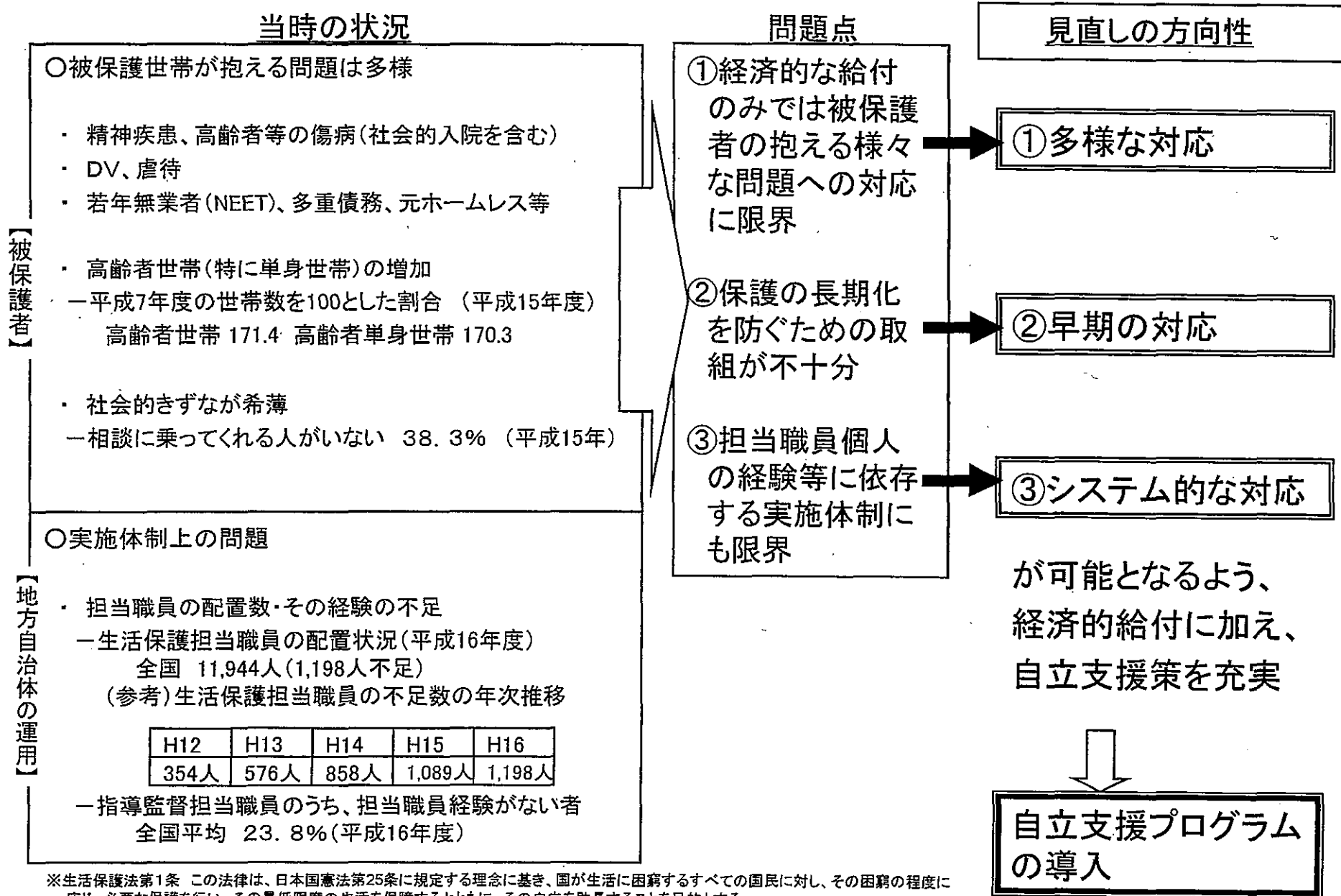
平成20年度	
	‰
大阪市	44.4
札幌市	28.9
京都市	27.0
神戸市	26.5
福岡市	19.9
川崎市	17.8
広島市	16.7
北九州市	15.6
横浜市	14.2
千葉市	13.6
名古屋市	13.1
仙台市	11.8

資料：福祉行政報告例

注)さいたま市、新潟市、浜松市及び堺市については、平成7年度は指定都市ではないため除外している。

2 自立支援の充実・強化

○ 自立支援プログラム導入(平成17年度)の背景



※生活保護法第1条 この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

○ 自立支援プログラムの基本方針

1 自立支援プログラムの策定

- ① 管内の被保護世帯全体の状況を把握
- ② 被保護者の状況や自立阻害要因を類型化し、それぞれの類型ごとに対応する自立支援の具体的な内容と手順を定めた個別の支援プログラムを策定
- ③ これに基づき個々の被保護者に必要な支援を組織的に実施

2 自立の概念

- 経済自立… 就労による経済的自立
(例) 稼働能力を有する者→就労に向けた具体的取組を支援し、就労を実現するプログラム
- 日常生活自立… 身体や精神の健康を回復・維持し、自分で自分の健康・生活管理を行うなど日常生活において自立した生活を送ること
(例) 精神障害者→長期入院を防止・解消し、居宅生活の復帰・維持を目指すプログラム
- 社会生活自立… 社会的なつながりを回復・維持し、地域社会の一員として充実した生活を送ること
(例) 高齢者→傷病や閉じこもりを防止し、健康的な自立生活を維持するプログラム

3 実施体制の充実

- 他法他施策や関係機関(保健所、ハローワーク、精神保健福祉センター等)の積極的活用
- 民生委員、社会福祉協議会、社会福祉法人、民間事業者等への外部委託(アウトソーシング)の推進や非常勤職員の積極的活用
- セーフティネット支援対策等事業費補助金や生業扶助の積極的活用

4 自治体に対する財政的支援とこれまでの取組等

- セーフティネット支援対策等事業費補助金により自治体の取組(支援専門員等の配置、協力事業者への委託等)を支援。
- これまでの取組方針(例示)
 - 平成18年度：全自治体で自立支援プログラムを少なくとも1つ策定
 - 平成19年度：全自治体で就労支援に関するプログラムを策定
 - 平成20年度：全自治体で債務整理に関するプログラムを策定
 - 平成21年度：就労意欲の低い者に対する就労支援、子どもの健全育成に関する支援

5 その他自立支援にかかる費用及び支援員

- 各種自立支援プログラムを実施するために専門職員等(嘱託等)を配置したり、自立支援のためのサービスを整備する場合は、補助金により支援している(全額又は一部を国庫負担)。
- 専門職員等(嘱託等)は平成21年12月末現在、約1,000名(うち就労支援員は666名)
- 平成19年度の事業費は約21億円(うち就労支援員約15億円)
- 平成20年度の事業費は約26億円(うち就労支援員約17億円)
- 平成21年度の事業費は約30億円(うち就労支援員約18億円)

○ 生活保護受給者に対する就労支援

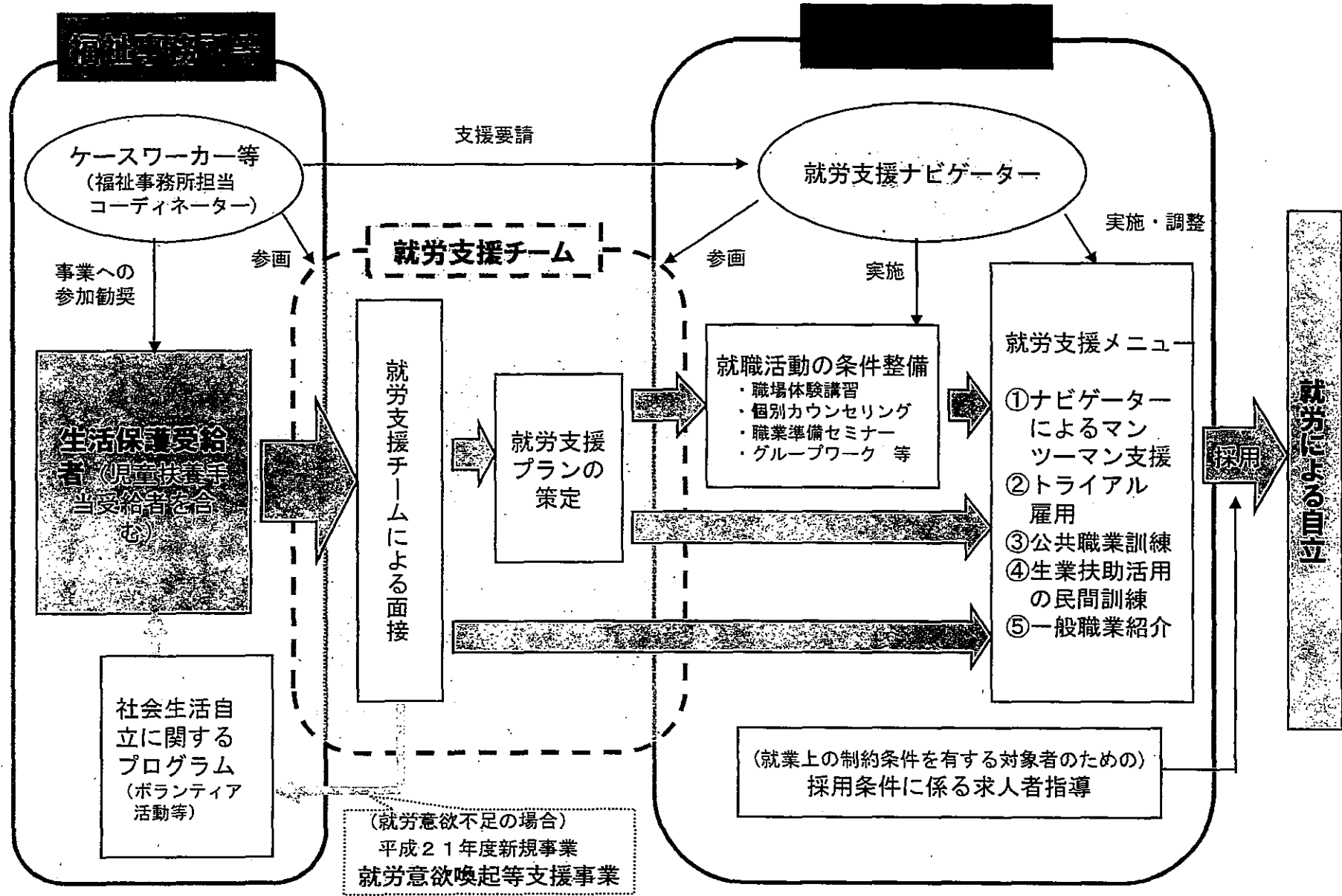
	対象者	事業内容	実績（平成20年度）	費用
① 生活保護受給者等就労支援事業（ハローワークとの連携事業）	就労能力を有し、就労意欲が高く、就労阻害要因がなく、早期に適切な就労支援を行うことにより、自立の可能性が見込める方	福祉事務所とハローワークが連携してチームを組み、就労支援プランの策定し、各種の就労支援メニューを実施する事業であり、全国で実施されている	支援対象者 : 10,160人 就職・増収件数 : 5,209人 就職率 : 51.3%	各種支援を実施するためのハローワークの予算を確保している
② 福祉事務所における就労支援員を活用した就労支援プログラム	就労能力・就労意欲は一定程度あるが、就労するにあたってサポートが必要な方	福祉事務所に配置された就労支援員が、ハローワークへの同行訪問、履歴書の書き方や面接の練習などを行い、就労を支援する事業（自治体の創意工夫により、様々な内容のプログラムが存在する）	支援対象者 : 34,052人 就職・増収者数 : 12,135人 就職率 : 35.6%	就労支援員の配置にかかる費用は、全額国庫補助の対象としている
③ 福祉事務所における②以外の就労支援プログラム	生活保護受給者等就労支援事業を活用できない方又は就労支援員を配置していない福祉事務所の被保護者など	福祉事務所が組織的に就労指導を行うためにプログラムを組み、就労支援に関する様々な支援を実施する（自治体の創意工夫により、様々な内容のプログラムが存在する）	支援対象者 : 20,944人 就職件数 : 5,055人 就職率 : 24.1%	事業実施のために専門職員等を雇う場合の費用は、全額国庫補助の対象としている

※ ①は全福祉事務所で実施、②又は③は全福祉事務所の98.1%で実施している。

※ ①～③以外にも、就労支援の前段階として就労意欲を喚起する事業を実施している。

※ ①～③の対象とならない、又は対象としない場合は、ケースワーカー等が就労指導やハローワークへの同行訪問を行うなどの一般的な就労支援を実施している。

○ ハローワークとの連携による生活保護受給者等就労支援事業（平成17年度～）



平成20年度予算実績額 約11億円

○ 就労支援員による就労支援の概要

就労意欲・能力は一定程度あるが、就労にあたってのサポートが必要な生活保護受給者に対し、福祉事務所に配置された就労支援員が就労支援を実施。

事業概要

対象者

- 就労意欲・能力は一定程度あるが、就労にあたってのサポートが必要な被保護者であって、支援を受けることに同意している者

支援者

- 自治体が配置する就労支援員 平成21年12月末現在 666人

就労支援員の経歴・資格

- ハローワークOB、民間企業人事担当者OB、キャリアカウンセラーなど、事業を適切に実施できる者

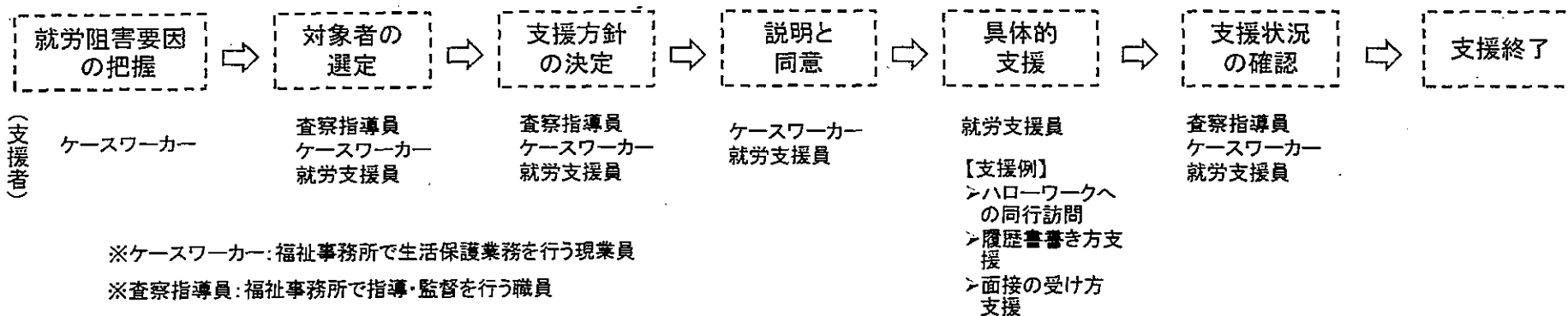
予算額

- 平成21年度第二次補正予算額 156億円 補助率(国10/10) 就労支援員を550名から3,050名へ増配置(予算上の積算)

費用対効果

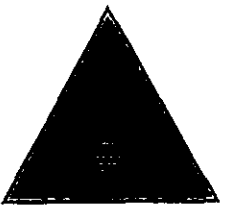
- 平成19年度の費用対効果は約3.6倍(人件費:約15億円、効果額(※):約53億円)
- 平成20年度の費用対効果は約2.9倍(人件費:約17億円、効果額(※):約46億円) ※ 保護変更及び保護廃止による保護費の減額相当額

事業の流れ(イメージ)



○ 就労意欲喚起等支援事業の実施について

平成21年度補正後予算 約16億円



生活能力・就労能力
就労意欲



既存の就労支援メニュー

生活保護受給者等就労支援事業による就労支援

対象者：就労意欲が高い者・就労阻害要因がない者
実績：支援対象者数10,160人 就職5,209人（平成20年度）

就労支援専門員を活用した福祉事務所の自立支援プログラムによる就労支援

対象者：就労意欲・就労能力を有する者
実績：参加者34,052人 就職・増収12,135人（平成20年度）

就労意欲や生活能力・就労能力が低いなど就労に向けた課題を多く抱える者等を対象とした支援メニューの追加

①就労意欲や生活能力・就労能力が低い、就労経験がないなどの就労に向けた課題をより多く抱える被保護者

②就労意欲や生活能力・就労能力が特に低いなど個別性の高い支援が必要である被保護者、ハローワークの活用が困難な地域の被保護者、就労支援専門員が配置されていない福祉事務所の被保護者

①就労意欲喚起のためのカウンセリング、②生活能力向上のための訓練、③就労能力向上のための職業訓練、④職業紹介、⑤就職活動支援、⑥離職防止支援 など

民間職業紹介事業者、NPO法人等

既存のメニューへスムーズな移行

○ 子どもの健全育成支援事業の概要について

(1)目的

子どものいる生活保護世帯の自立支援には、子どもの健全育成という観点から、日常生活自立支援、療育支援、教育支援など、福祉事務所が地域の社会資源等と連携しつつ幅広い支援をきめ細かく展開することが重要である、このため、専門相談員の配置や外部委託などにより、福祉事務所と地域の社会資源等が連携して自立支援に取り組むためのプログラムを策定・実施し、被保護世帯の子どもが健全に育成される環境を整備する。

(2)対象者

主に高等学校等卒業前の子どものいる被保護世帯であって、以下のいずれかに該当するもの。

- ① 日常生活習慣が身につけていない子どもや親がいる世帯
- ② 子どもの進学に関して支援の必要な世帯
- ③ 引きこもり、不登校など子どもに関して何らかの課題を抱えている世帯

(3)事業内容

以下の支援の全部又は一部を含む自立支援プログラム（子どもの健全育成プログラム）を策定し、支援を実施。

- ① 子どもやその親が日常生活習慣を身につけるための支援
- ② 子どもの進学に関する支援
- ③ 引きこもりや不登校の子どもに対応した支援
- ④ その他子どもの健全育成に関する支援

(4)実施主体

都道府県及び市（特別区及び福祉事務所を設置する町村を含む。）

※支援の実施を特定非営利活動法人や社会福祉法人等に委託することも可

(5)事業実施方法

専門員配置型：子どもの教育や児童福祉に関する専門知識を有する者を雇い上げ、専門相談員として配置し、支援を実施。
委託型：子どもの教育等について専門的な経験・知識のある社会福祉法人やNPO法人へ委託して実施する。

(6)予算額

平成21年度補正予算額(セーフティネット支援対策等事業費補助金)

21億円

補助率(国10/10)

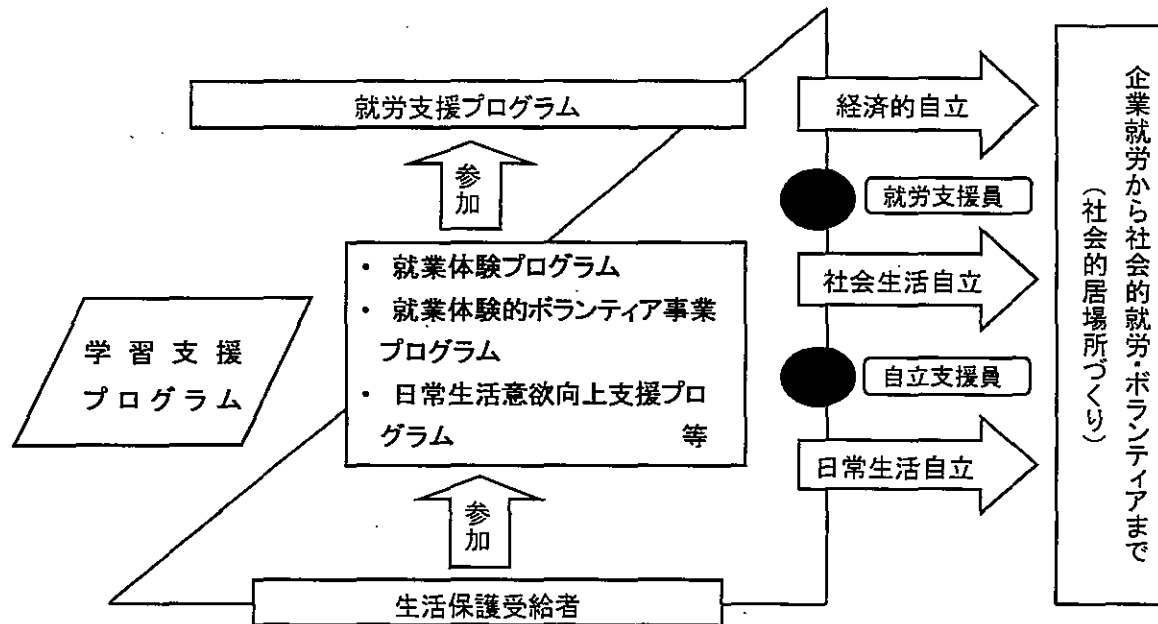
3 生活保護受給者の社会的な居場所 づくりと新しい公共に関する研究会

○ 生活保護受給者の社会的な居場所づくりと新しい公共に関する研究会

生活保護受給者については、国として平成17年度に自立支援プログラムを導入し、各自治体においては、受給者の状況に応じて、①就労による経済的自立、②地域社会の一員として充実した生活を送る社会生活自立、③自分の健康・生活管理などを行う日常生活自立、を目指す取り組みを行ってきた。

しかし、依然雇用環境の改善が見られない中で本格的な企業就労が必ずしも進まない一方、社会から孤立した受給者や就労意欲等に乏しい受給者の社会的な居場所を確保し、社会生活自立や経済的自立に結びつける支援策の重要性が指摘されている。また、貧困の連鎖を防止するために、生活保護世帯の子どもに対する学習支援や居場所づくりも重要である。これらは、長妻厚生労働大臣が所信表明演説で提唱した「ポジティブ・ウェルフェア」を生活保護の現場で具現化するものでもある。

これらの充実には、福祉事務所等行政のみの対応には限界があり、社会活動に取り組む「新しい公共」と言われる企業、NPO、市民等の協力が不可欠である。このため、本研究会では、生活保護受給者の社会的な居場所づくりに取り組む企業、NPO、市民等と行政との協同に関し、先進的事例を紹介するとともに、各自治体の取り組みを促す方策への提言をとりまとめる。



委員名簿

(敬称略/五十音順)

NPO法人 自立生活サポートセンター・もやい理事長	稲葉 剛
新宿区福祉部生活福祉課長	井下 典男
首都大学東京都市教養学部教授	岡部 卓
釧路市福祉部生活福祉事務所生活支援主幹	榑部 武俊
東京労働局職業安定部職業対策課課長補佐	小林 博志
有限会社 ビッグイシュー日本 東京事務所販売サポート担当	佐藤 えり子
明治学院大学社会学部教授	新保 美香
NPO法人 自立支援センターふるさとの会理事(日本精神保健福祉士協会)	瀧脇 憲
NPO法人 文化学習協同ネットワーク若者自立支援事業統括責任者	藤井 智
NPO法人 リロード代表	武藤 啓司
NPO法人情報センターISIS大阪代表・NPO法人名古屋オレンジの会代表	山田 孝明
社会福祉法人 天竜厚生会高齢者支援事業部長(日本社会福祉士会)	山村 睦

- 自治体による自立支援・就労支援の現状分析
- 国が支援している「就労意欲喚起等事業」や「子どもの健全育成支援事業」の現状分析
- 自治体やNPO等による先進事例スタディ
- 環境整備のための提言

(提言例)

- ・行政と協同できるNPO等のリスト作り
- ・NPO等への支援策
- ・就労支援員・自立支援員の確保支援
- ・社会的居場所づくりのノウハウの蓄積
- ・事業の評価・検証手法の確立

4 無料低額宿泊施設等への対応

無料低額宿泊施設等に対する対応について

当面の対応

- 法的位置付けのない施設及び無料低額宿泊施設の調査結果の公表(平成21年10月)
- 調査結果を踏まえ、自治体に対し、改善指導する通知の発出
(平成21年10月20日社援保発1020第1号保護課長通知)
 - ①訪問調査の徹底及び劣悪な居住環境にある場合などの転居支援、②防火安全体制の確認の協力、③未届施設に対する届出等の要請及び関係部局との連携、④生活保護費の適正な交付、⑤無料低額宿泊施設の収支状況の公開について

地方自治体に対し、改善指導の状況をフォローアップ (平成21年11月～12月)

今後のさらなる対応の検討

1 法規制の是非も含めた無料低額宿泊施設等に関するさらなる見直し

省内検討チームを設置(平成21年10月)し、元入居者、支援者、事業者、及び地方自治体の方々など関係者の意見を聴取し、多角的に検討。
→ 対応可能なものから随時速やかに実施

2 必要な予算の確保

- ・ 優良な無料低額宿泊施設に対する(財政支援)
- ・ 専門職員による無料低額宿泊施設に対する巡回相談・指導

平成22年度予算に計上。

平成21年度第二次補正予算に計上。

3 その他(生活保護の運用改善)

関係通知の改正(劣悪な施設から適切な法定施設へ転居する際に必要な敷金等の支給要件の拡大等を予定)

※ 平成22年度より「貧困問題と貧困ビジネスを考える民主党議員の会」により、新たな法規制について検討中。

5 漏給防止・濫給防止対策の推進

生活保護の適正実施のための取組について

- 保護を必要としている者に対して、適切に保護を実施(漏給防止)し、保護をすべきでない者に対しては保護をしない(濫給防止)ことが重要。
- 行政刷新会議の指摘等も踏まえ、平成22年度予算等において以下の取組を実施

漏給防止策

- ・ 保護の相談における適切な窓口対応等【平成20年4月、平成21年3月に通知発出】
→申請権の尊重、住まいのない方に対する現在地保護の徹底について指導
- ・ 「辞退届」に基づく保護の廃止の適切な取扱い【平成20年4月に通知発出】
→本人の任意かつ真摯な意思に基づかない「辞退届」を強要しないよう指導
- ・ 国、都道府県及び指定都市が福祉事務所に対して行う事務監査において、上記を踏まえた指導監査を実施

濫給防止策

- ・ 資産等(貯金、年金受給権、所得等)調査に関する関係機関(金融機関、社会保険事務所、自治体の税務部局等)との連携
 - ・ 暴力団員に対する生活保護の適正化
- (行政刷新会議での指摘等を踏まえ、平成22年度予算等において実施)
- ・ 医療扶助のレセプト点検の強化(福祉事務所における外部委託の推進)
 - ・ 劣悪な無料低額宿泊施設等の入居者に対する住宅扶助費の適正化
 - ・ 生活保護受給者の就労促進(福祉事務所に配置する就労支援員の増)

医療扶助における他法他施策の優先適用の徹底について

1. 基本的考え方

生活保護法の決定実施にあたっては、「補足性の原理」により、他法他施策の優先が前提。

2. 現在の事務の実施状況

会計検査院の实地検査により、いくつかの実施機関において、他法他施策、特に障害者自立支援法に基づく自立支援医療(更生医療)との関係について、自立支援給付を適用すべきなのにできていない事例が見受けられた。

3. 今後の対応

- 被保護者の病名確認を的確に行い、適用可能性がある者に対しては、遅滞なく適用に向けた申請指導を行うとともに、申請結果について本人からの聴取、障害担当課からの結果通知等により適切に把握するよう管内実施機関に対し指導を徹底されたい。
- 現在は自立支援医療適用の医療を受けていない継続ケースについても、身体障害者手帳を有している方等のレセプトは重点的に点検調査を実施されたい。
- 平成22年度から新たに地方厚生局の生活保護監査官により、都道府県・指定都市・中核市本庁に対して、生活保護の医療扶助にかかる施行事務監査を実施する。

平成22年度の地方厚生局監査事項は、会計検査院の指摘を踏まえ、自立支援医療制度の適用状況に着目した監査を実施する予定。

生活保護法による医療扶助の診療報酬明細書等の 点検の徹底及び緊急調査の実施について

【背景】

- 先般、大阪市の生活保護受給者が、うつ病等の病気を装って、医療機関から向精神薬を大量に入手して転売しているとの報道があった。
- 生活保護の不正受給は、生活保護制度に対する国民の信頼を揺るがす問題であり、厳正な対応が必要である。
- 今回の事案と同様のケースが他の自治体でも発生していないかを把握するため、全自治体に通知を発出するとともに、緊急サンプル調査を実施することとした。

【対応】

- 今回の事案を踏まえ、同一月における重複受診等の結果、向精神薬が過剰に処方されているケースがないか点検実施を依頼。
- 点検の結果、不適切な受療行動を把握した場合には、主治医・嘱託医と連携の上、受給者に対する改善指導を依頼。
- 他地域における類似事案がないか把握するために、向精神薬を処方されている生活保護受給者が重複受診していないかについて、緊急サンプル調査を実施するとともに、不適切な受療行動があった場合にはその後の改善状況について厚生労働省に報告※。

※ サンプル調査については平成22年5月末日までに、改善状況については平成22年7月末日までにそれぞれ厚生労働省に報告いただくよう依頼。

通院移送費の適正化について

- 医療扶助の通院移送費については、平成20年度に、それまで「移送費に必要な最小限度の額」としかなかった給付基準について、給付範囲及び給付手続きを明確化した。

平成21年度改正の趣旨

- ・ 平成20年度の改正は「移送に必要な最小限度の額」というこれまでの基準を変更するものではなく、もとより、被保護者の方が必要な医療を受けられなくなることがあってはならず、必要な交通費は支給されるべきであるという趣旨を周知してきたところであった。
- ・ しかし、その後、一部自治体において本来通知で示した一定の手順に従い、個々の事案ごとにその内容を審査した上で、移送の給付決定を行うべきところ、画一的な取扱いによって、認められるべき必要な交通費が支給されない事案等が見受けられたこと等を踏まえ、改めて局長通知を改正し、給付範囲及び給付手続き等の徹底を図る。

改正のポイント

- ① 実施機関における個々の事案ごとに内容の審査が行われるよう、画一的な取扱いと誤解を与える文言について以下の改正を行う。
 - ・ 給付の範囲について、国民健康保険の例による「一般的給付」と同例によらない「例外的給付」という給付範囲の文言については、区分せずに並列列挙する。
 - ・ 「身体障害等」「へき地等」と例示していた文言について削除
 - ・ 「交通費の負担が高額になる場合」という表現の削除
- ② 支給決定に当たっては、同一の病態にある当該地域の他の患者との均衡を失しないようにする。
- ③ 要保護者に対して文書により、事前申請等給付手続きの周知を図る。

6 生活保護基準未満の低所得世帯数の推計

生活保護基準未達の低所得世帯数の 推計について

平成 22 年 4 月 9 日
厚生労働省社会・援護局保護課

生活保護基準未満の低所得世帯数推計の概要、留意点

- 全国消費実態調査及び国民生活基礎調査の個票データを特別集計し、一定の仮定を置いて推計した。

平成16年全国消費実態調査(集計世帯数:55,093世帯)

平成19年国民生活基礎調査(集計世帯数:世帯票229,821世帯、所得票・貯蓄票23,513世帯)

- 生活保護基準は年齢別、世帯人員別、所在地域別に基準額が定められており、最低生活費は個々の世帯の状況によって異なる。このため、推計に当たっては、各調査の個票データから、個々の世帯の最低生活費を算定した。また、収入から税、社会保険料及び勤労控除を控除して認定所得を算定した。

※ただし、住宅扶助については家賃地代支出データが得られる全国消費実態調査のみ勘案した。また、実費を保障する医療扶助等については捨象した。

- その上で、最低生活費と認定所得とを比較し、認定所得が最低生活費を下回る世帯を生活保護基準未満の低所得世帯とした。

(留意点)

- 統計データからは、保有する住宅・土地等の不動産や、自動車、貴金属等の資産の評価額(換金可能額)は把握できず、推計には限界がある。
- また、生活保護の適用に当たっては、収入と保有する資産だけでなく、親族からの扶養、稼働能力の有無によって判定される。
- さらに、生活保護は申請に基づく開始を原則としており、「生活保護基準未満の低所得世帯数」が、申請の意思がありながら生活保護の受給から漏れている要保護世帯(いわゆる漏給)の数を表すものではない。

(推計方法)

1 平成16年全国消費実態調査特別集計による推計

(1) 生活保護基準未満の低所得世帯数の推計

ア 最低生活費の算定

$$\begin{aligned} \text{最低生活費1} &= \text{生活扶助(第1類費、第2類費、老齢加算、母子加算、児童養育加算)} + \text{教育扶助} \\ \text{最低生活費2} &= \text{最低生活費1} + \text{住宅扶助} \end{aligned}$$

※保護基準は平成16年度基準。11月～3月まで適用される冬季加算は基準額の12分の5を計上。住宅扶助は特別基準額(注1)を上限に実際の家賃支出を計上。

(注1)住宅扶助特別基準は一般基準によりがたい場合に適用されるもので、都道府県・政令市・中核市毎に級地(市町村単位)別に基準額が定められている。

イ 認定所得の算定

$$\text{認定所得(月額)} = \text{年間収入(注2)} \div 12 - \text{所得税} - \text{社会保険料} - \text{勤労控除}$$

(注2)「年間収入」とは、平成15年12月から16年11月までの1年間の年間収入(税込み)をいい、勤め先収入、事業収入、内職収入、財産収入、公的年金・恩給、企業年金・個人年金受取金、親族などからの仕送り金等を合計したものである。

ウ フロー所得による生活保護基準未満の世帯数の推計

認定所得が最低生活費未満となる世帯数を、抽出率調整を行ってカウント

エ 資産(注3)の保有要件も考慮した生活保護基準未満の世帯数の推計

ウの生活保護基準未満の世帯のうち、次の条件を両方とも満たす世帯数を、抽出率調整を行ってカウント

① 貯蓄現在高(注4)が最低生活費1ヶ月未満(保護開始時の要否判定基準)

② 住宅ローンがない(ローン付住宅を保有する世帯は当該住宅の活用が前提)

(注3)「資産」には、保有する住宅・土地等の不動産や、自動車、貴金属等の資産の評価額(換金可能額)は含まれない。

(注4)「貯蓄現在高」とは、平成16年11月末現在における郵便局・銀行・その他の金融機関への預貯金、生命保険・積立型損害保険の掛金払込総額、株式・債券・投資信託・金銭信託等の有価証券と社内預金等の貯蓄の合計をいう。

(2) 低所得世帯率の推計

次の算式で推計した。

$$\text{低所得世帯率①} = (1) \text{のウの世帯数} \div \text{総世帯数}$$

$$\text{低所得世帯率②} = (1) \text{のエの世帯数} \div \text{総世帯数}$$

(3) 低所得世帯数に対する被保護世帯数の割合(保護世帯比)の推計

次の算式で推計した。なお、被保護世帯数は、平成16年被保護者全国一斉調査(個別調査)による平成16年7月1日現在の推計世帯数である。

$$\text{保護世帯比①} = \text{被保護世帯数} \div (\text{被保護世帯数} + (1) \text{のウの世帯数})$$

$$\text{保護世帯比②} = \text{被保護世帯数} \div (\text{被保護世帯数} + (1) \text{のエの世帯数})$$

2 平成19年国民生活基礎調査特別集計による推計

(1) 生活保護基準未満の低所得世帯数の推計

ア 最低生活費の算定

$$\text{最低生活費} = \text{生活扶助(第1類費、第2類費、母子加算、児童養育加算)} + \text{教育扶助} + \text{高等学校等就学費}$$

※保護基準は平成18年度基準(所得データが前年所得のため)。

11月～3月まで適用される冬季加算は基準額の12分の5を計上

イ 認定所得の算定

$$\text{認定所得(月額)} = (\text{年間所得(注5)} - \text{年間所得税} - \text{年間社会保険料}) / 12 - \text{勤労控除}$$

(注5)「年間所得」とは、平成18年1月から12月までの1年間の所得(税込み)をいい、雇用者所得、事業所得、農耕・畜産所得、家内労働所得、財産所得、社会保障給付金、仕送り、企業年金・個人年金等を合計したものである。

ウ フロー所得による生活保護基準未満の世帯数の推計

認定所得が最低生活費未満となる世帯数を、抽出率調整を行ってカウント

エ 資産(注6)の保有要件も考慮した生活保護基準未満の世帯数の推計

ウの生活保護基準未満の世帯のうち、貯蓄現在高(注7)が最低生活費の1ヶ月未満(保護開始時の要否判定基準)の世帯数を、抽出率調整を行ってカウント

(注6)「資産」には、保有する住宅・土地等の不動産や、自動車、貴金属等の資産の評価額(換金可能額)は含まれない。

(注7)「貯蓄現在高」とは、平成19年6月末現在における郵便局・銀行・その他の金融機関への預貯金、生命保険・個人年金保険等の掛金の払込総額、株式・債券・投資信託・金銭信託等の有価証券と社内預金等の貯蓄の合計をいう。

※国民生活基礎調査では住宅ローンの有無は不明

(2) 低所得世帯率の推計

次の算式で推計した。

$$\text{低所得世帯率①} = (1) \text{のウの世帯数} / \text{総世帯数}$$

$$\text{低所得世帯率②} = (1) \text{のエの世帯数} / \text{総世帯数}$$

(3) 低所得世帯数に対する被保護世帯数の割合(保護世帯比)の推計

次の算式で推計した。なお、被保護世帯数は、平成19年被保護者全国一斉調査(個別調査)による平成19年7月1日現在の推計世帯数である。

$$\text{保護世帯比①} = \text{被保護世帯数} / (\text{被保護世帯数} + (1) \text{のウの世帯数})$$

$$\text{保護世帯比②} = \text{被保護世帯数} / (\text{被保護世帯数} + (1) \text{のエの世帯数})$$

調査結果概要

- 平成16年全国消費実態調査による推計結果のほうが、平成19年国民生活基礎調査による推計結果よりも低所得世帯率は小さく、低所得世帯数に対する被保護世帯数の割合(保護世帯比)は大きい傾向がみられる。これは、前者のほうが後者よりも世帯当たりの年間収入と貯蓄現在高の推計値が高いことによると考えられる(いわゆる「統計のクセ」 ※両調査の比較については11頁参照)。

	平均年間収入	第1-5分位の境界値	平均貯蓄現在高
平成16年度全国消費実態調査	598万円	287万円	1,425万円
平成19年度国民生活基礎調査	567万円	214万円	1,143万円

- また、保護世帯比の推計に当たり、生活保護基準未満の世帯は全て生活保護を受給していないと仮定している(注)。

このため、低所得世帯に被保護世帯が含まれている場合には、保護世帯比は過小評価されることとなる。

(注) 年間収入には生活保護費を含めた社会保障給付費が含まれる。ただし、収入額から生活保護費を分離することが不可能であり、個票データから生活保護受給の有無を判定できない。

	低所得世帯率		低所得世帯数に対する被保護世帯数の割合(保護世帯比)	
	所得のみ	資産※1を考慮	所得のみ	資産※1を考慮
H16全国消費実態調査 最低生活費1 (生活扶助+教育扶助)	4.9 %	0.3 %	29.6 %	87.4 %
H16全国消費実態調査 最低生活費2 (最低生活費1+住宅扶助)	6.7	0.7	23.8	75.8
H19国民生活基礎調査 (生活扶助+教育扶助+高等学校等 就学費※2)	12.4	4.8	15.3	32.1

※1 資産には、保有する住宅・土地等の不動産や、自動車、貴金属等の資産の評価額は含まれない。また、親族からの扶養や稼働能力の有無などが不明であるため、上記低所得世帯が保護の受給要件を満たしているか否かは判断できない。さらに、仮に保護の要件を満たしていても、生活保護は申請に基づいた制度であることから、今回の調査から得られた「保護世帯比」が、申請の意思がありながら生活保護の受給から漏れている要保護世帯(いわゆる漏給)の割合を表すものではない(2ページ参照)。

※2 高等学校等就学費は平成17年度に創設された。

1 全国消費実態調査(最低生活費1)

- ・ 収入が最低生活費1(生活扶助、教育扶助)未満の世帯は、資産を考慮しないフロー所得のみで見た場合、約231万世帯(4.9%)、資産を考慮した場合、約14万世帯(0.3%)と推定される。
- ・ 世帯類型別に見ると、母子世帯の低所得世帯率が最も高く、フロー所得のみの場合で48.4%、資産を考慮した場合で7.5%と推定される。
- ・ 低所得世帯数に対する被保護世帯数の割合(保護世帯比)は、フロー所得のみの場合で29.6%、資産を考慮した場合で87.4%と推定される。

	全世帯数 A	最低生活費未満の世帯 B	うち資産要件を満たす世帯 C	被保護世帯数 D	低所得世帯率① B/A	低所得世帯率② C/A	保護世帯比① D/(B+D)	保護世帯比② D/(C+D)
	万世帯	万世帯	万世帯	万世帯	%	%	%	%
総数	4,674	231	14	97	4.9	0.3	29.6	87.4
単身世帯	1,307	97	5	71	7.4	0.4	42.3	93.5
高齢者世帯	474	51	3	38	10.7	0.6	42.6	92.7
その他の世帯	833	47	2	34	5.6	0.2	42.1	94.3
2人以上世帯	3,367	133	9	26	4.0	0.3	16.1	74.1
高齢者世帯	416	12	0.4	5	2.9	0.1	28.1	92.3
母子世帯	33	16	2	8	48.4	7.5	34.1	77.0
その他の世帯	2,918	106	6	13	3.6	0.2	10.8	67.5

(注)「高齢者世帯」とは、65歳以上の者のみで構成されている世帯か、これに18歳未満の者が加わった世帯をいう。「母子世帯」とは、現に配偶者がいない65歳未満の母親と18歳未満のその子(養子を含む)のみで構成されている世帯をいう。

(資料)平成16年全国消費実態調査特別集計、平成16年被保護者全国一斉調査(個別調査)

2 全国消費実態調査(最低生活費2)

- 収入が最低生活費2(最低生活費1+住宅扶助)未満の世帯は、資産を考慮しないフロー所得のみで見た場合、約311万世帯(6.7%)、資産を考慮した場合、約31万世帯(0.7%)と推定される。
- 世帯類型別に見ると、母子世帯の低所得世帯率が最も高く、フロー所得のみの場合で55.5%、資産を考慮した場合で11.6%と推定される。
- 低所得世帯数に対する被保護世帯数の割合(保護世帯比)は、フロー所得のみの場合で23.8%、資産を考慮した場合で75.8%と推定される。

	総世帯数 A	最低生活費未満の世帯 B	うち資産要件を満たす世帯 C	被保護世帯数 D	低所得世帯率① B/A	低所得世帯率② C/A	保護世帯比① D/(B+D)	保護世帯比② D/(C+D)
	万世帯	万世帯	万世帯	万世帯	%	%	%	%
総数	4,674	311	31	97	6.7	0.7	23.8	75.8
単身世帯	1,307	139	15	71	10.7	1.2	33.9	82.4
高齢者世帯	474	66	6	38	14.0	1.3	36.1	85.8
その他の世帯	833	73	9	34	8.7	1.1	31.7	78.9
2人以上世帯	3,367	172	16	26	5.1	0.5	13.0	62.0
高齢者世帯	416	14	1	5	3.4	0.3	24.8	81.2
母子世帯	33	18	4	8	55.5	11.6	31.1	68.3
その他の世帯	2,918	139	11	13	4.8	0.4	8.4	54.1

(注)「高齢者世帯」とは、65歳以上の者のみで構成されている世帯か、これに18歳未満の者が加わった世帯をいう。「母子世帯」とは、現に配偶者がいない65歳未満の母親と18歳未満のその子(養子を含む)のみで構成されている世帯をいう。

(資料)平成16年全国消費実態調査特別集計、平成16年被保護者全国一斉調査(個別調査)

(参考)子どものいる世帯(再掲)

	総世帯数 A	最低生活費未済の世帯 B	うち資産要件を満たす世帯 C	被保護世帯数 D	低所得世帯率① B/A	低所得世帯率② C/A	保護世帯比① D/(B+D)	保護世帯比② D/(C+D)
	万世帯	万世帯	万世帯	万世帯	%	%	%	%
総数	1,317	69	7	12	5.2	0.5	14.5	64.0
最低生活費1								
現役世帯	1,271	66	6	11	5.2	0.5	14.7	64.0
大人1人	47	17	2	9	35.4	5.2	34.3	78.1
大人2人以上	1,223	49	4	3	4.0	0.3	4.9	39.4
非現役世帯	46	4	0.2	0.4	7.8	0.5	10.7	65.3
総数	1,317	93	11	12	7.1	0.8	11.2	51.5
最低生活費2								
現役世帯	1,271	89	11	11	7.0	0.8	11.2	51.3
大人1人	47	19	4	9	40.8	8.0	31.1	69.8
大人2人以上	1,223	70	7	3	5.7	0.6	3.5	26.8
非現役世帯	46	4	0.3	0.4	8.2	0.7	10.3	57.1

(注)「現役世帯」とは、世帯主の年齢が18歳以上64歳以下の世帯をいう。「大人」は18歳以上の者、「子ども」は17歳以下の者をいう。
 (資料)平成16年全国消費実態調査特別集計、平成16年被保護者全国一斉調査(個別調査)

3 国民生活基礎調査

- 最低生活費未満の世帯は、資産を考慮しないフロー所得のみで見た場合、約597万世帯(12.4%)、資産を考慮した場合、約229万世帯(4.8%)と推定される。
- 世帯類型別に見ると、母子世帯の割合が最も高く、フロー所得のみの場合で63.1%、資産を考慮した場合で30.2%と推定される。
- 低所得世帯数に対する被保護世帯数の割合(保護世帯比)は、フロー所得のみの場合で15.3%、資産を考慮した場合で32.1%と推定される。

	総世帯数 A	最低生活費未満の世帯 B	うち資産要件を満たす世帯 C	被保護世帯数 D	低所得世帯率① B/A	低所得世帯率② C/A	保護世帯比① D/(B+D)	保護世帯比② D/(C+D)
	万世帯	万世帯	万世帯	万世帯	%	%	%	%
総数	4,802	597	229	108	12.4	4.8	15.3	32.1
単身世帯	1,198	238	104	81	19.9	8.7	25.4	43.7
高齢者世帯	439	106	44	44	24.2	10.1	29.5	50.0
その他の世帯	759	132	60	37	17.4	7.9	21.7	37.9
2人以上世帯	3,604	359	125	27	10.0	3.5	7.0	17.9
高齢者世帯	474	35	14	5	7.3	3.0	13.5	27.5
母子世帯	74	46	22	9	63.1	30.2	16.0	28.5
その他の世帯	3,056	278	88	13	9.1	2.9	4.4	12.7

(注)「高齢者世帯」とは、65歳以上の者のみで構成されている世帯か、これに18歳未満の者が加わった世帯をいう。「母子世帯」とは、現に配偶者がいない65歳未満の母親と18歳未満のその子(養子を含む)のみで構成されている世帯をいう。

(資料)平成19年国民生活基礎調査特別集計、平成19年被保護者全国一斉調査(個別調査)

(参考)子どものいる世帯(再掲)

	総世帯数 A	最低生活 費未済の 世帯 B	うち資産要 件を満た す世帯 C	被保護世 帯数 D	低所得世 帯率① B/A	低所得世 帯率② C/A	保護世帯 比① D/(B+D)	保護世帯 比② D/(C+D)
	万世帯	万世帯	万世帯	万世帯	%	%	%	%
総数	1,256	154	54	12	12.2	4.3	7.4	18.7
現役世帯	1,145	141	50	12	12.3	4.3	7.8	19.2
大人1人	83	47	22	10	56.9	26.6	16.8	30.1
大人2人以上	1,062	94	28	2	8.8	2.6	2.4	7.7
非現役世帯	111	13	4	0.5	11.7	3.4	3.6	11.4

(注)「現役世帯」とは、世帯主の年齢が18歳以上64歳以下の世帯をいう。「大人」は18歳以上の者、「子ども」は17歳以下の者をいう。

(資料)平成19年国民生活基礎調査特別集計、平成19年被保護者全国一斉調査(個別調査)

各種統計調査の比較

調査名	国民生活基礎調査 (厚生労働省)	全国消費実態調査 (総務省)	家計調査 (総務省)
調査目的	保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働行政の企画及び運営に必要な基礎資料を得ること。	国民生活の実態について、家計の収支及び貯蓄・負債、耐久消費財、住宅・宅地などの家計資産を総合的に調査し、全国及び地域別の世帯の消費・所得・資産に係る水準、構造、分布などを明らかにすること。	国民生活における家計収支の実態を把握し、国の経済政策・社会政策の立案のための基礎資料を提供すること。
調査頻度	3年ごと(中間の各年は小規模調査を実施) ※直近の大規模調査はH18のデータについてH19に調査を行い、H21.3公表	5年ごと ※直近の調査はH21.9～11に調査を行い、H23.10までに順次公表見込み	毎月 ※直近の公表データはH21.10調査分(H21.11.27公表)
調査対象	世帯票・健康票287,807世帯 所得票・貯蓄票36,285世帯 (H19調査(大規模調査)) ※対象地区の全数調査	約57,000世帯 (H21調査) ※抽出調査	約9,000世帯 (H21.10調査) ※抽出調査
調査方法	配布調査 (「所得票」は聞き取り調査)	配布調査(家計簿の作成有り)	配布調査(家計簿の作成有り) (「世帯票」は聞き取り調査)
主な調査項目	<ul style="list-style-type: none"> 単独世帯の状況、5月中の家計支出総額、世帯主との続柄、性、出生年月、配偶者の有無、就業状況等(「世帯票」) 所得の種類別金額、生活意識の状況等(「所得票」) 	<ul style="list-style-type: none"> 家計上の収入と支出に関する事項、主要耐久消費財等に関する事項、年間収入及び貯蓄・借入金残高に関する事項、世帯及び世帯員に関する事項、現住居及び現住居以外の住宅・宅地に関する事項等 	<ul style="list-style-type: none"> 日々の家計上の収入及び支出(家計簿による調査) 世帯及び世帯員の属性、住居の状態に関する事項等(「世帯票」) 貯蓄・負債の保有状況及び住宅などの土地建物の購入計画(二人以上の世帯のみ)

生活保護基準未満の低所得世帯数の推計と今後の対応について

背景

- 生活保護の生活扶助等を合算した基準を最低生活費と仮定し、平成16年全国消費実態調査及び平成19年国民生活基礎調査から得られた個票データに照らして推計したところ、一定の資産の保有要件も考慮した場合、生活保護基準未満の低所得世帯数に対する被保護世帯数の割合(保護世帯比)が得られた。
- 今回推計した保護世帯比は、申請の意思がありながら生活保護の受給から漏れている要保護世帯(いわゆる漏給)を表わすものではないが、こうした現状把握の指標として捉えるべき一つの数値が明らかになったことを踏まえた対応が必要。

※ 本推計の留意点

- ・ 統計データからは、保有する資産の評価額、親族からの扶養や稼働能力の有無など、受給要件を満たすかどうか判らないという技術的な問題があるため、いわゆる「捕捉率」を推計することはできない。

(注) 捕捉率とは、本来生活保護を受給できる方のうち実際に受給している方の割合をいう。

今後の対応

- 1 保護世帯比は、いわゆる漏給の割合を表わすものではないが、資産や稼働能力等を活用してもなお保護の要件を満たし、かつ、保護を受給する意思のある方が保護を受けられないことはあってはならないことであり、改めて、地方自治体に対しその旨を通知し、徹底していく。
- 2 また、この間、雇用保険と生活保護の間をつなぐ第2のセーフティネットをはじめ生活保護以外の低所得者対策も講じているところであり、その一層の充実を図っていく。
- 3 今回と同様の調査を定期的に実施し、その動向を把握していく。

(参考) 次回調査年

- ・ 全国消費実態調査(5年ごと) 平成21年
- ・ 国民生活基礎調査・大規模年(3年ごと) 平成22年

7 生活保護受給者の自殺者数

生活保護受給者の自殺者数について

平成 22 年 4 月 9 日
厚生労働省社会・援護局保護課

生活保護受給者の自殺者調べの概要及び留意点

- 本調べは、平成19年1月1日～平成21年12月31日の3年間に生活保護受給中(停止中を含む)に自殺又は自殺と推定された死亡者(以下、「自殺者」という。)の状況をまとめたものである。
(注)自殺者とは、死亡診断書又は死体検案書若しくはケース台帳等から自殺又は自殺と推定される死亡者をいう。
- 平成22年1月21日に全国の自治体に依頼し、福祉事務所から都道府県本庁を通じて報告があったものを厚生労働省社会・援護局保護課において集計した。
- この調べは、毎年行っているものではなく、福祉事務所が過去3年間の状況について、職員の記憶やケース台帳を基にして報告したものである。したがって、記憶の新しい直近年と比べて古い年次のデータには報告漏れがある可能性があり、年次推移を見る際にはこの点に留意する必要がある。
- 都道府県別の数値は、一都道府県当たりの件数が極めて少なく、結果が不安定であること、一個人の特定につながる可能性があることから公表は控える。

結果概要

- 生活保護受給者の自殺率は、平成19年で被保護人員10万対38.4、平成20年で同54.8、平成21年で同62.4となっており(注)、全国の自殺率よりも高い。
- その原因としては、生活保護受給者には、自殺の大きな要因と考えられている精神疾患(うつ病、統合失調症、依存症)を有する者の割合が全国平均よりも高いことが考えられる。(10ページ参照)

(注)年々増加傾向にあるが、この調べは毎年行っているものではなく、福祉事務所が過去3年間の状況について、職員の記憶やケース台帳を基にして報告しているものであるため、記憶の新しい直近年と比べて過年度分には報告漏れがある可能性があるため、厳密には推移は分析できない。

	生活保護受給者		(参考)全国	
	自殺者数	自殺率	自殺者数	自殺率
平成19年	577 人	被保護人員10万対 38.4	33,093 人	人口10万対 25.9
平成20年	843	54.8	32,249	25.3
平成21年	1,045	62.4	—	—

(注)自殺率は、人口(又は被保護人員)10万人当たりの自殺者数を示す。

資料:平成20年中における自殺の概要資料(警察庁)、被保護者全国一斉調査(基礎)(平成21年は暫定集計)

1 自殺者総数

- 生活保護受給者の自殺者数は、平成19年577人、同20年843人、同21年1,045人であり、3年間の累計で2,465人である。
- 男女別にみると、男が65.6%、女が34.4%となっている(累計)。

被保護自殺者数

被保護自殺者		総数		
			男	女
平成19年	人数	577	380	197
	構成割合	100.0%	65.9%	34.1%
平成20年	人数	843	553	290
	構成割合	100.0%	65.6%	34.4%
平成21年	人数	1,045	683	362
	構成割合	100.0%	65.4%	34.6%
累計	人数	2,465	1,616	849
	構成割合	100.0%	65.6%	34.4%

(参考)被保護者数

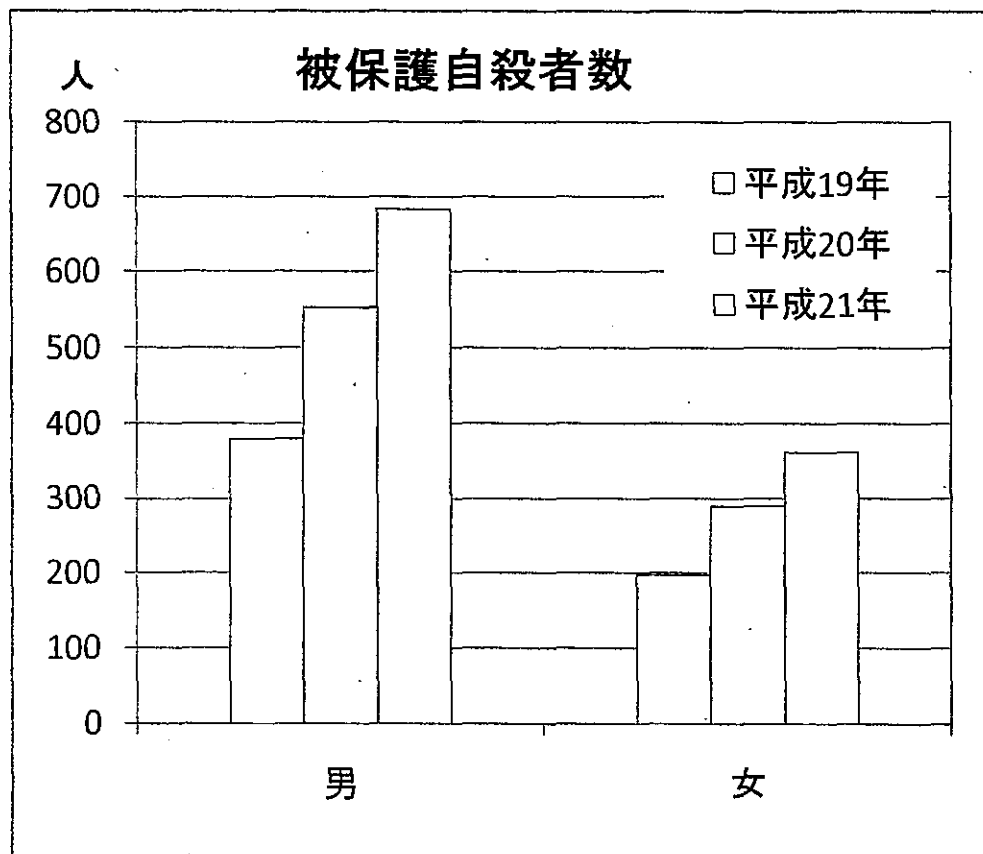
被保護者		総数		
			男	女
平成20年	人数	1,537,893	716,873	821,020
	構成割合	100.0%	46.6%	53.4%

資料: 被保護者全国一斉調査(基礎調査)

(参考)一般自殺者数

一般自殺者		総数		
			男	女
平成20年	人数	32,249	22,831	9,418
	構成割合	100.0%	70.8%	29.2%

資料: 平成20年中における自殺の概要資料(警察庁)



2 年齢階級別自殺者数

- 50歳代が全体の24.1%(累計)を占め、次いで60歳代(23.0%)、40歳代(17.4%)の順となっており、この傾向はほぼ3年間変わらない。
- また、警察庁発表の全国の自殺者の傾向と比較しても、年齢階級別の順位は全く同じである。

年齢別被保護自殺者数

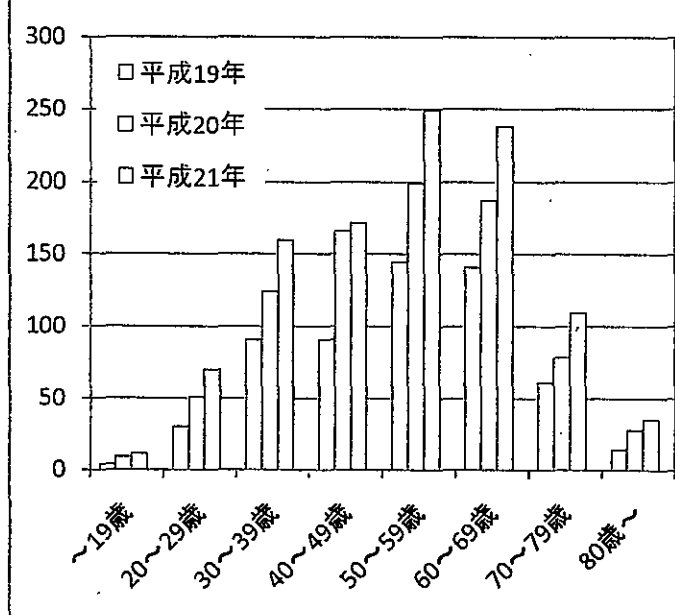
被保護自殺者		総数	年齢階級								
			～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳～	不詳
平成19年	人数	577	4	30	91	91	145	141	61	14	-
	構成割合	100.0%	0.7%	5.2%	15.8%	15.8%	25.1%	24.4%	10.6%	2.4%	-
平成20年	人数	843	9	51	124	166	199	187	79	28	-
	構成割合	100.0%	1.1%	6.0%	14.7%	19.7%	23.6%	22.2%	9.4%	3.3%	-
平成21年	人数	1,045	11	70	160	172	249	238	110	35	-
	構成割合	100.0%	1.1%	6.7%	15.3%	16.5%	23.8%	22.8%	10.5%	3.3%	-
累計	人数	2,465	24	151	375	429	593	566	250	77	-
	構成割合	100.0%	1.0%	6.1%	15.2%	17.4%	24.1%	23.0%	10.1%	3.1%	-

(参考)年齢別自殺者数

全自殺者		総数	年齢階級								
			～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳～	不詳
平成20年	人数	32,249	611	3,438	4,850	4,970	6,363	5,735	3,697	2,361	224
	構成割合	100.0%	1.9%	10.7%	15.0%	15.4%	19.7%	17.8%	11.5%	7.3%	0.7%

資料：平成20年中における自殺の概要資料(警察庁)

年齢別被保護自殺者数



(参考) 年齢階級別自殺率

- 年齢階級別に自殺率をみると、20歳以上59歳以下で生活保護の自殺率が全国平均よりも高く、70歳以上になると全国平均よりも低くなっている。
- これは、自殺率の分母となる被保護者数のうち、20歳以上60歳未満では、自殺の大きな要因と考えられている精神疾患を有する者の割合が高いことが原因と考えられる。

※精神疾患及び精神障害を有する被保護者の割合: 20歳未満 1.4%、20歳～59歳 33.7%、60歳以上 10.1%

(平成20年被保護者全国一斉調査(個別))

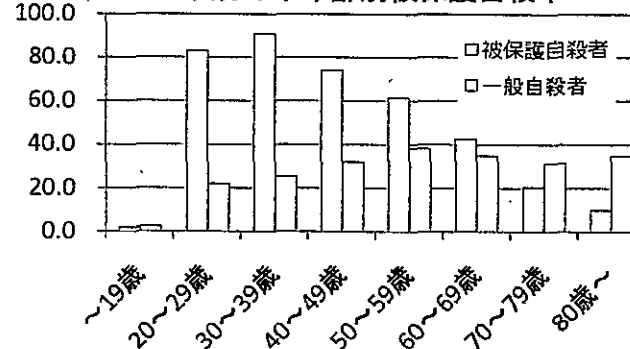
年齢別被保護自殺者数

被保護自殺者		総数	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳～	不詳
平成19年	人数		577	4	30	91	91	145	141	61	14
	構成割合	100.0%	0.7%	5.2%	15.8%	15.8%	25.1%	24.4%	10.6%	2.4%	-
	自殺率	38.4	1.7	83.0	91.0	74.2	61.6	42.4	20.6	9.9	-
平成20年	人数	843	9	51	124	166	199	187	79	28	-
	構成割合	100.0%	1.1%	6.0%	14.7%	19.7%	23.6%	22.2%	9.4%	3.3%	-
	自殺率	54.8	3.8	139.2	123.5	127.5	87.5	54.6	25.2	18.8	-
平成21年	人数	1,045	11	70	160	172	249	238	110	35	-
	構成割合	100.0%	1.1%	6.7%	15.3%	16.5%	23.8%	22.8%	10.5%	3.3%	-
	自殺率	62.4	4.3	162.6	142.6	112.4	103.1	62.9	33.3	21.9	-

注) 自殺率は、被保護人員10万人当たりの自殺者数を示す。被保護人員は、被保護者全国一斉調査(基礎)(平成21年は暫定集計)

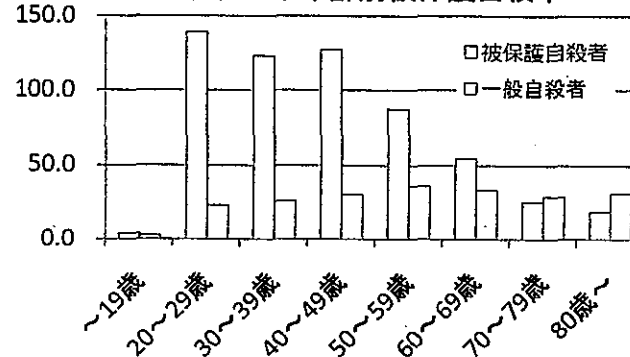
人/被保護人員10万人

平成19年年齢別被保護自殺率



人/被保護人員10万人

平成20年年齢別被保護自殺率



(参考) 年齢別自殺者数

全自殺者		総数	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳～	不詳
平成19年	人数		33,093	548	3,309	4,767	5,096	7,046	5,710	3,909	2,488
	構成割合	100.0%	1.7%	10.0%	14.4%	15.4%	21.3%	17.3%	11.8%	7.5%	0.7%
	自殺率	25.9	2.3	22.0	25.4	31.9	38.1	35.0	31.3	34.9	-
平成20年	人数	32,249	611	3,438	4,850	4,970	6,363	5,735	3,697	2,361	224
	構成割合	100.0%	1.9%	10.7%	15.0%	15.4%	19.7%	17.8%	11.5%	7.3%	0.7%
	自殺率	25.3	2.6	23.3	26.1	30.7	36.0	33.7	29.2	31.4	-

資料: 平成20年中における自殺の概要資料(警察庁)

注) 自殺率は、人口10万人当たりの自殺者数を示す。

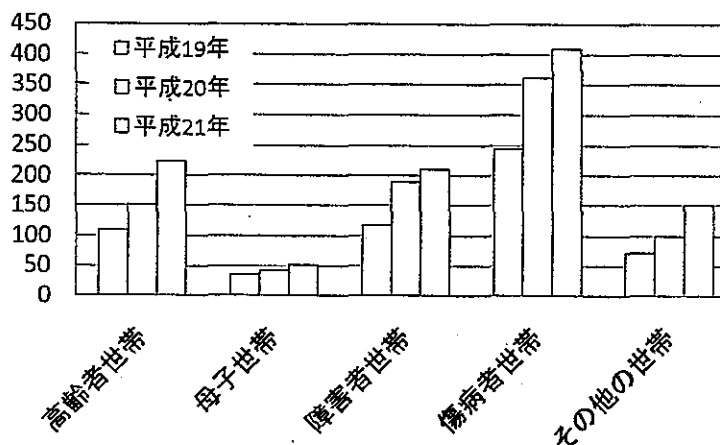
3 世帯類型別自殺者数

・ 自殺者が属していた被保護世帯を世帯類型別にみると、傷病者世帯が最も多く、3年間累計で1,016人(41.2%)、次いで障害者世帯516人(20.9%)、高齢者世帯483人(19.6%)となっている。

世帯類型別被保護自殺者数

被保護自殺者		総数	世帯類型				
			高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他の世帯
平成19年	人数	577	109	35	117	245	71
	構成割合	100.0%	18.9%	6.1%	20.3%	42.5%	12.3%
平成20年	人数	843	151	42	189	361	100
	構成割合	100.0%	17.9%	5.0%	22.4%	42.8%	11.9%
平成21年	人数	1,045	223	52	210	410	150
	構成割合	100.0%	21.3%	5.0%	20.1%	39.2%	14.4%
累計	人数	2,465	483	129	516	1,016	321
	構成割合	100.0%	19.6%	5.2%	20.9%	41.2%	13.0%

世帯類型別被保護自殺者数



(参考) 世帯類型別被保護者数

被保護者		総数	世帯類型				
			高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他の世帯
平成20年	人数	1,536,210	582,030	243,790	209,950	336,810	163,630
	構成割合	100.0%	37.9%	15.9%	13.7%	21.9%	10.7%

資料：被保護者全国一斉調査(個別調査)

(注)「高齢者世帯」とは、65歳以上の者のみで構成されているか、これらに18歳未満の者が加わった世帯をいう。
 「母子世帯」は、現に配偶者がいない65歳未満の女子と18歳未満のその子(養子を含む)のみで構成されている世帯をいう。
 「障害者世帯」とは、世帯主が障害者加算を受けているか、障害、知的障害等の心身上の障害のため働けない世帯をいう。
 「傷病者世帯」とは、世帯主が入院しているか在宅患者加算を受けている世帯又は世帯主が傷病のため働けない世帯をいう。
 「その他の世帯」とは、上記以外の世帯をいう。

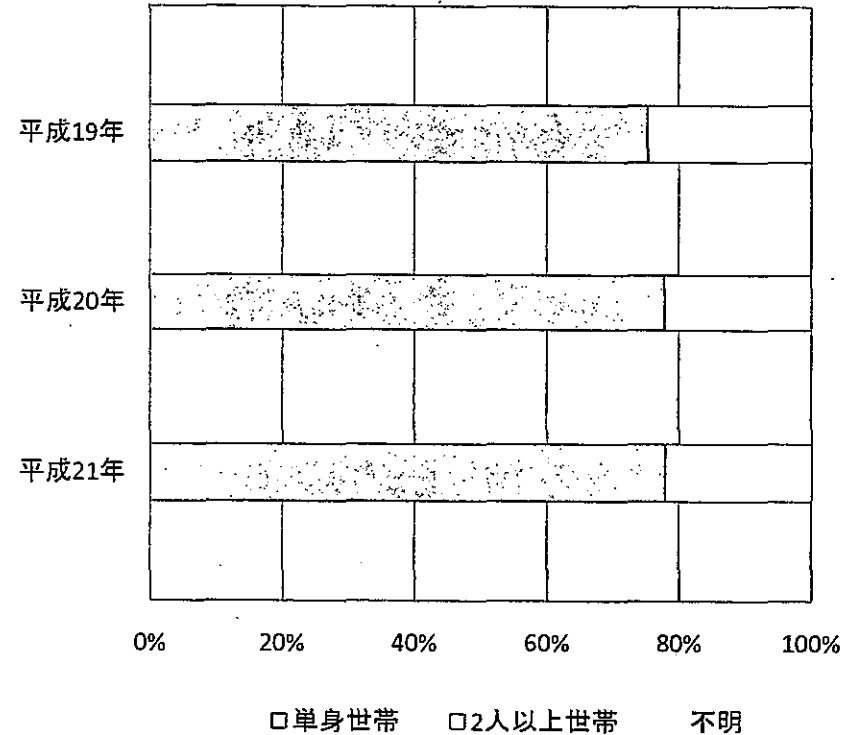
4 世帯人員別自殺者数

・自殺者が属していた被保護世帯を世帯人員別にみると、単身世帯が多く、3年間累計で1,902人(77.2%)となっている。また、この割合は、ほぼ3年間変わらない。

世帯人員別被保護自殺者数

被保護自殺者		総数	世帯人員別		
			単身世帯	2人以上世帯	不明
平成19年	人数	577	434	143	-
	構成割合	100.0%	75.2%	24.8%	0.0%
平成20年	人数	843	655	187	1
	構成割合	100.0%	77.7%	22.2%	0.1%
平成21年	人数	1,045	813	232	-
	構成割合	100.0%	77.8%	22.2%	-
累計	人数	2,465	1,902	562	1
	構成割合	100.0%	77.2%	22.8%	0.0%

世帯人員別被保護自殺者数の割合



(参考)世帯人員別被保護世帯数及び被保護者数

被保護者		総数	世帯人員別	
			単身世帯	2人以上世帯
平成20年	世帯数	1,113,283	838,647	274,636
	構成割合	100.0%	75.3%	24.7%
	人数	1,537,893	838,647	699,246
	構成割合	100.0%	54.5%	45.5%

資料:被保護者全国一斉調査(基礎調査)

5 自殺の原因・動機別割合

- ・自殺の原因・動機が明らかな者について、自殺の原因、動機(複数回答3つまで)を見ると、「健康問題」が最も多く、3年間の累計で785件(59.7%)、次いで「その他」395件(30.1%)、「経済・生活問題」207件(15.8%)となっている。
- ・調査手法が異なるため厳密な比較はできないが、警察庁発表の全国の自殺者の傾向と比較すると、「経済・生活問題」、「勤務問題」が少なく、「その他」が多くなっている。

被保護自殺者の自殺の原因・動機(複数回答3つまで)

被保護自殺者		総数 (実人員)	家庭問題	健康問題	経済・生活問題	勤務問題	男女問題	学校問題	その他
平成19年	人数	305	39	190	44	2	17	1	80
	構成割合	100.0%	12.8%	62.3%	14.4%	0.7%	5.6%	0.3%	26.2%
平成20年	人数	448	66	271	71	5	24	5	132
	構成割合	100.0%	14.7%	60.5%	15.8%	1.1%	5.4%	1.1%	29.5%
平成21年	人数	561	78	324	92	5	27	3	183
	構成割合	100.0%	13.9%	57.8%	16.4%	0.9%	4.8%	0.5%	32.6%
累計	人数	1,314	183	785	207	12	68	9	395
	構成割合	100.0%	13.9%	59.7%	15.8%	0.9%	5.2%	0.7%	30.1%

(注)遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を自殺者一人につき3つまで計上可能としたため、各原因・動機別の和と総数(実人員)とは一致しない。

(参考)全国の自殺の原因・動機(複数回答3つまで)

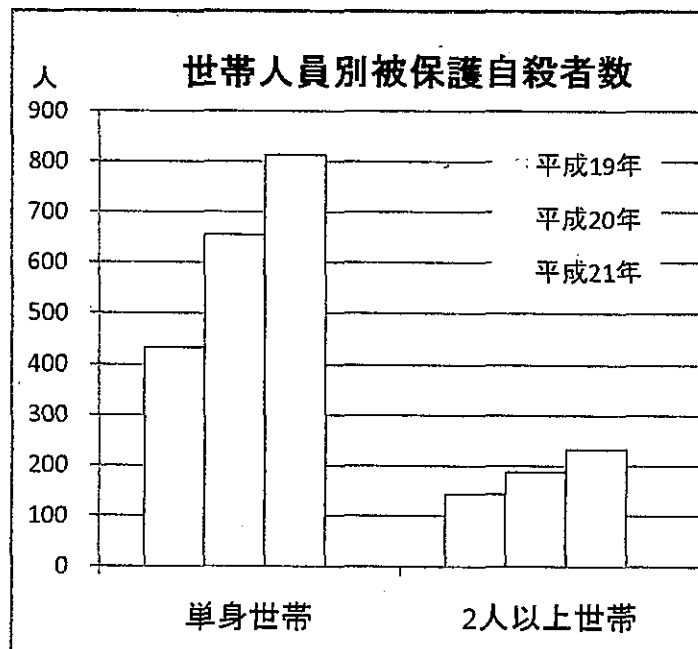
一般自殺者		総数 (実人員)	家庭問題	健康問題	経済・生活問題	勤務問題	男女問題	学校問題	その他
平成20年	人数	23,490	3,912	15,153	7,404	2,412	1,115	387	1,538
	構成割合	100.0%	16.7%	64.5%	31.5%	10.3%	4.7%	1.6%	6.5%

資料:平成20年中における自殺の概要資料(警察庁)

(注)遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を自殺者一人につき3つまで計上可能としたため、各原因・動機別の和と総数(実人員)とは一致しない。

(その他の例)

- ・家族の死亡等による孤独感
- ・家族、知人から誹謗中傷されるなど人間関係の悩み
- ・騒音問題など近隣住民とのトラブル
- ・精神病院入院中、一時退院中又は退院直後に衝動的に自殺



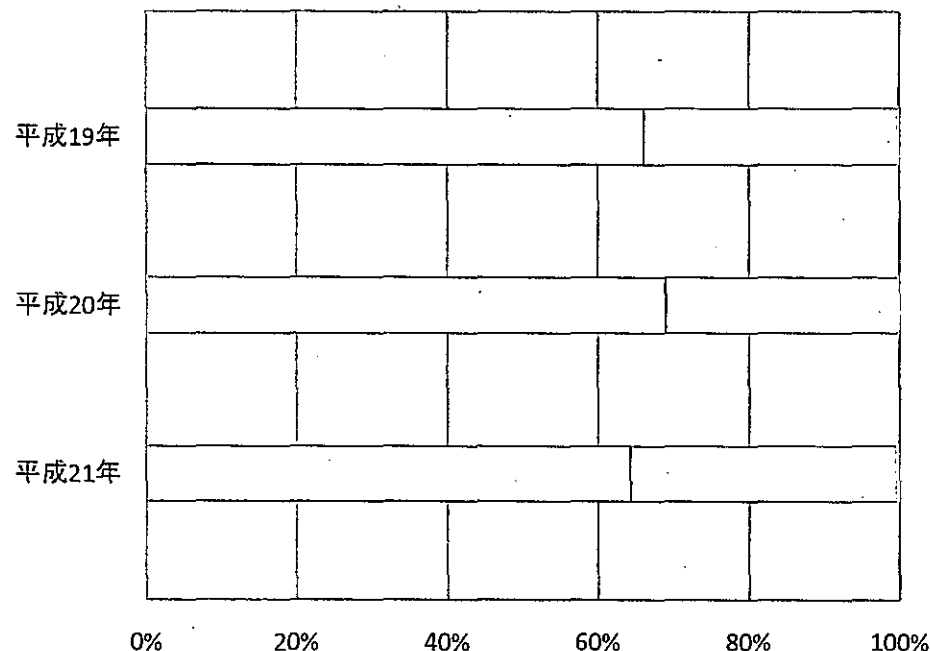
6 精神疾患の有無別自殺者数

- 自殺者のうち精神疾患を有する者が多く、3年間の累計で1,633人(66.2%)となっている。また、この割合は、3年間を通じてほぼ同様である。
- なお、被保護者数に占める精神疾患及び精神障害を有する者の割合は16.4%であるのに対し、全人口に占める推定精神疾患患者の割合は2.5%となっている。

精神疾患の有無別被保護自殺者数

被保護自殺者		総数			
			有	無	不明
平成19年	人数	577	381	194	2
	構成割合	100.0%	66.0%	33.6%	0.3%
平成20年	人数	843	581	260	2
	構成割合	100.0%	68.9%	30.8%	0.2%
平成21年	人数	1,045	671	369	5
	構成割合	100.0%	64.2%	35.3%	0.5%
累計	人数	2,465	1,633	823	9
	構成割合	100.0%	66.2%	33.4%	0.4%

精神疾患の有無別被保護自殺者数の割合



(参考)精神疾患及び精神障害の有無別被保護者数

被保護者		総数	
		有	無
平成20年	人数	251,310	1,284,900
	構成割合	16.4%	83.6%

資料:被保護者全国一斉調査(個別調査)

(参考)全国の推定精神疾患患者数 (千人)

全人口		総数	
		有	無
平成20年	人数	3,233	124,459
	構成割合	2.5%	97.5%

資料:平成20年患者調査、総務省推計人口(平成20年10月1日現在)

7 保護開始理由別自殺者数

・保護開始時の理由をみると、「世帯主の傷病(精神)」が最も多く、3年間の累計で1,049人(42.6%)となっている。また、この割合は、3年間を通じてほぼ同様である。

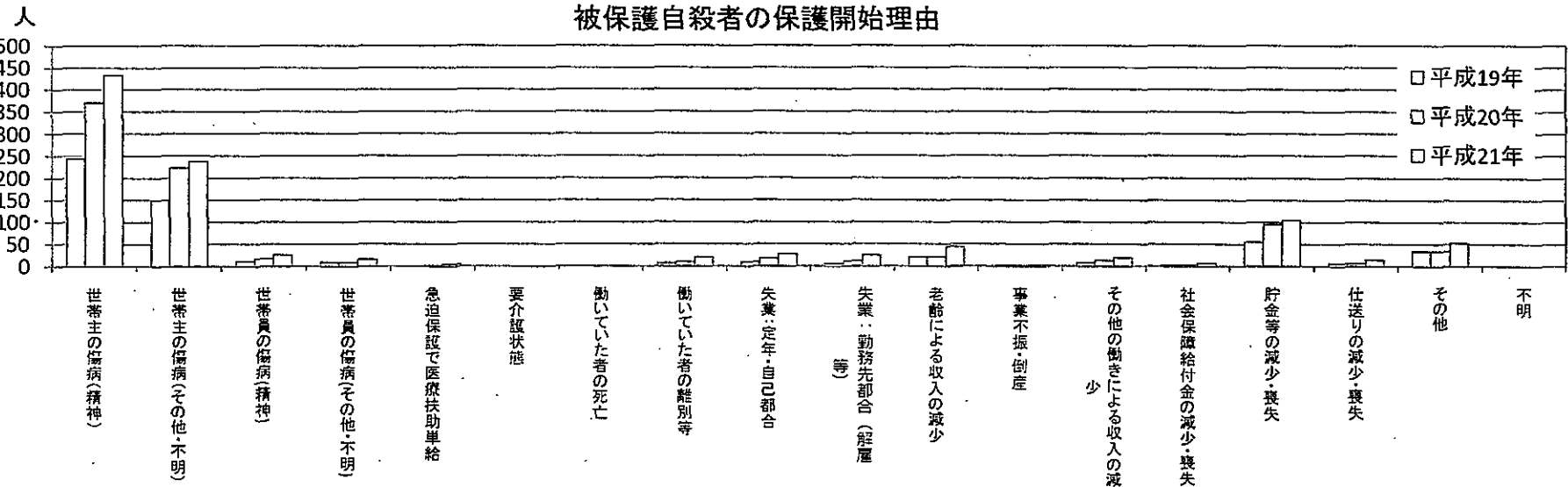
保護開始理由別被保護自殺者数

被保護自殺者	総数	世帯主の傷病(精神)	世帯主の傷病(その他・不明)	世帯員の傷病(精神)	世帯員の傷病(その他・不明)	急迫保護で医療扶助単給	要介護状態	働いていた者の死亡	働いていた者の離別等	失業・定年・自己都合	失業・勤務先都合(解雇等)	老齢による収入の減少	事業不振・倒産	その他の働きによる収入の減少	社会保障給付金の減少・喪失	貯金等の減少・喪失	仕送りの減少・喪失	その他	不明
		平成19年	人数	577	245	149	13	10	-	-	8	10	6	22	2	9	2	56	8
	構成割合	100.0%	42.5%	25.8%	2.3%	1.7%	-	-	1.4%	1.7%	1.0%	3.8%	0.3%	1.6%	0.3%	9.7%	1.4%	6.2%	0.2%
平成20年	人数	843	371	223	17	10	2	-	10	17	13	22	2	14	4	95	7	35	1
	構成割合	100.0%	44.0%	26.5%	2.0%	1.2%	0.2%	-	1.2%	2.0%	1.5%	2.6%	0.2%	1.7%	0.5%	11.3%	0.8%	4.2%	0.1%
平成21年	人数	1,045	433	238	26	16	5	1	22	28	25	44	4	20	7	106	15	53	-
	構成割合	100.0%	41.4%	22.8%	2.5%	1.5%	0.5%	0.1%	2.1%	2.7%	2.4%	4.2%	0.4%	1.9%	0.7%	10.1%	1.4%	5.1%	-
累計	人数	2,465	1,049	610	56	36	7	1	40	55	44	88	8	43	13	257	30	124	2
	構成割合	100.0%	42.6%	24.7%	2.3%	1.5%	0.3%	0.0%	1.6%	2.2%	1.8%	3.6%	0.3%	1.7%	0.5%	10.4%	1.2%	5.0%	0.1%

(参考)保護開始理由別被保護者数

被保護者	総数	世帯主の傷病	世帯員の傷病	急迫保護で医療扶助単給	要介護状態	働いていた者の死亡	働いていた者の離別等	失業・定年・自己都合	失業・勤務先都合(解雇等)	老齢による収入の減少	事業不振・倒産	その他の働きによる収入の減少	社会保障給付金の減少・喪失	貯金等の減少・喪失	仕送りの減少・喪失	その他	不明
		平成20年	世帯	16,310	6,567	271	1,605	84	54	602	543	362	769	121	766	203	2,842
	構成割合	100.0%	40.3%	1.7%	9.8%	0.5%	0.3%	3.7%	3.3%	2.2%	4.7%	0.7%	4.7%	1.2%	17.4%	3.3%	6.0%

資料：福祉行政報告例



生活保護受給者の自殺防止対策

背景

平成22年1月に全国の自治体に対し行った生活保護受給者の自殺調査の結果、被保護者の自殺率は全国の自殺率に比べて高いという結果であった。その原因としては、生活保護受給者には、自殺の大きな要因と考えられている精神疾患を有する者の割合が全国平均よりも高いことが考えられる。

今後の対応

- 1 継続的に調査を実施する。
 - ① 平成22、23年は、同様の調査を実施する。
 - ② 平成24年以降は、「生活保護業務データシステム」の調査事項に登録し、統計数値として管理することを検討する。
- 2 予算措置を含め、以下の対応を検討する。
 - ① 福祉事務所における精神保健福祉士等の専門家を増配置し、相談・支援体制を充実する。
 - ② 一定の救護施設※等に精神保健福祉士を配置し、その施設機能を活用した在宅の精神障害者対策(ショートステイ、通所)を拡充することにより在宅生活の維持の支援するとともに、地域の団体及び関係機関等との連携を図る「地域ネットワーク事業」を構築することにより在宅の精神障害者の自殺防止対策を充実する。

※ 救護施設とは、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設(生活保護法第38条第1項第1号)。平成20年度で全国187か所。

精神疾患のある被保護者を専門職員により支援している自治体の取組例

- 福祉事務所において、精神疾患のある被保護者の自立支援を行っている専門職員(嘱託等)は、平成21年12月末現在で150名(精神保健福祉士59名、社会福祉士41名、保健師14名、看護師7名、その他(心理士、福祉事務所OB、施設職員など)29名)
- 生活保護の実施主体861のうち、94の実施主体に配置されている
- 居宅に訪問して行う相談・通院・服薬に関する支援や、病院と連携して行う退院支援を行っている自治体が多い
- 平成21年4月から12月では、全国で3,929名に対して支援を行い、1,528名が一定の成果を得た(各自治体の評価基準による)
- セーフティネット支援対策等事業費補助金により、上記専門職員の配置について国庫補助10/10の支援を行っている

➤ しかし、精神疾患のある被保護者を専門職員により支援している自治体は少ないため、今後、全国会議やブロック会議等の様々な機会を通じて、各地方自治体に対して、精神疾患のある被保護者を支援する専門職員の配置を働きかける。

東京都江東区 日常生活の支援

- 対象** 精神病を患い、通院・内服を守らないといった日常生活に問題を抱えている被保護者
- 支援内容** 専門の支援員が面接や訪問を実施するとともに、必要に応じて通院の同行や保健所・作業所・児童相談所等とのカンファレンスに参加するなどして自立支援方針を策定し、支援対象者の生活の安定、治療の専念を目指す
- 支援結果** 20年度 対象者:67名 達成者:18名(精神科通院・内服等が守られ、日常生活が安定し、支援の目標を達成したと判断された者)

東京都江戸川区 退院促進の支援

- 対象** 精神障害で入院中の被保護者のうち、病状が安定し地域生活での受け入れ条件が整えば退院可能である者
- 支援内容** 医療機関と連携し、病状把握、本人の退院意欲、社会資源(グループホームなどの退院先)の確保に向けての調整を行う
- 支援結果** 20年度 対象者:24名 達成者:7名(退院により居宅生活及び施設入所した者)

東京都江戸川区 ひきこもり改善の支援

- 対象** 引きこもり状態にある被保護者
- 支援内容** 支援対象者の生活状況、家庭環境、ひきこもりに至った原因等を把握し、関係機関(保健所、作業所等)と連携するとともに、保護者や本人との面接を行うなど継続した支援を行う
- 支援結果** 20年度 対象者:15名 達成者:2名(社会的な適応能力を回復し社会参加・生活の自立ができた者)

奈良県五條市 社会生活の意欲向上支援

- 対象** 在宅生活において、精神疾患特有の社会生活能力低下などが原因により、社会生活への意欲が減退している者
- 支援内容** 訪問・面接によるきめ細かな支援を行い、少しでも社会生活における意欲が向上するよう精神的な励まし等を行うなどの方法により支援し、日常生活の自立・社会生活の自立を目指す
- 支援結果** 20年度 対象者:1名 達成者:1名(意欲向上により、支援が必要なくなったと判断された者)

8 住宅手当制度

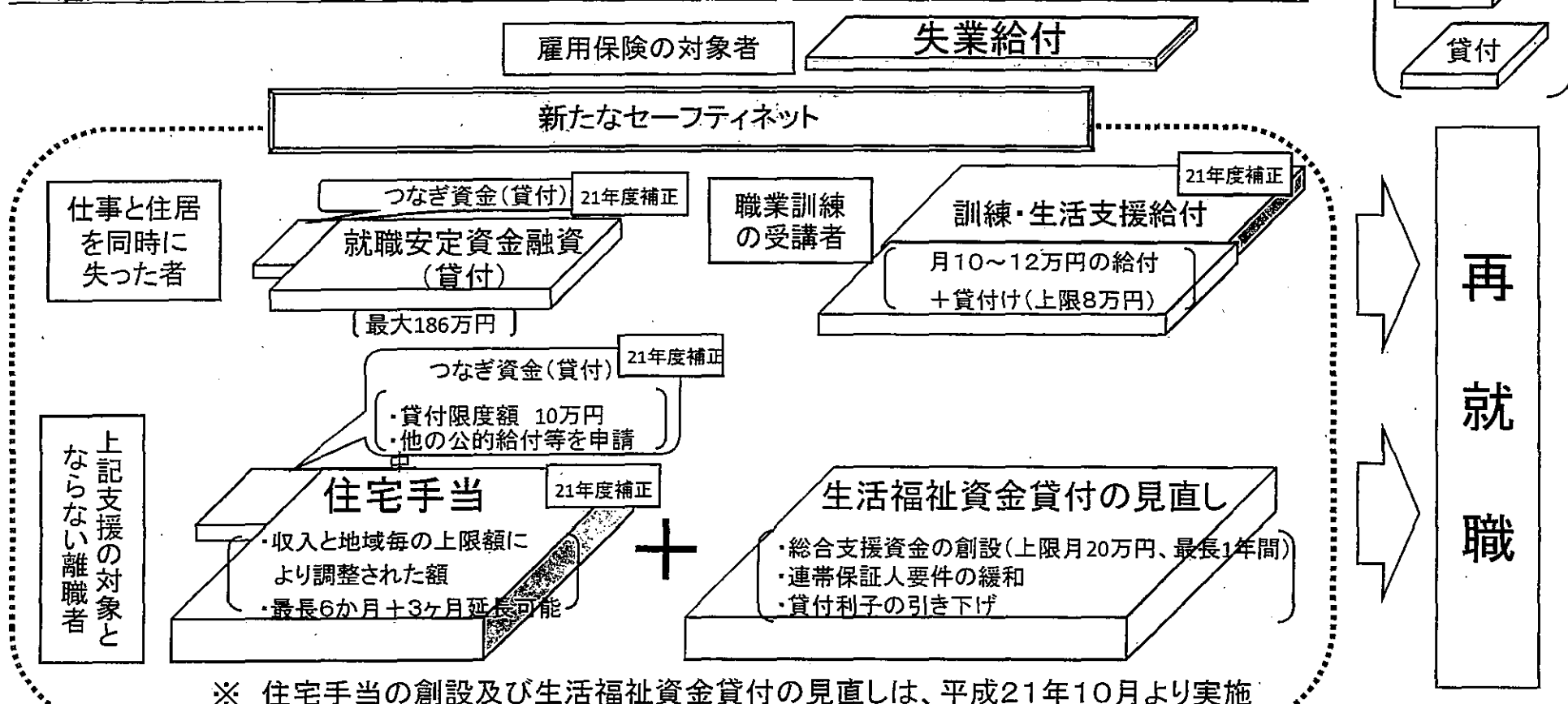
○ 住宅手当の創設と生活福祉資金の見直しについて

現状

- 雇用情勢が急速に悪化する中で、雇い止めに伴い、住宅を喪失する非正規労働者等が生じていることから、住宅・生活支援の資金貸付(就職安定資金融資)、雇用促進住宅の活用、雇用調整助成金の拡充、雇用保険法の改正等を行ってきたところ。
- 住居の状況については、平成20年10月から21年3月までに雇い止めとなり、住居状況の確認ができた方(99,159人)の中で、3,216人(3.2%)が住居を喪失している等、引き続き、住宅・生活の支援が必要な状況にある。

施策の概要

- 雇用と住居を失った者に対して、住居の確保の支援、継続的な生活相談・支援と併せた生活費の貸付け等



※ 住宅手当の創設及び生活福祉資金貸付の見直しは、平成21年10月より実施

住宅手当制度の概要

(1)目的

離職により住まいを失った方等が安心して就職活動ができるよう、家賃に充てるための費用(住宅手当)を支給する。

(2)支給対象者

平成19年10月1日以降に離職した方(離職前に主たる生計維持者であった方等)であって、次のいずれかに該当する場合

- ①現在、住居がない方
- ②賃貸住宅に居住しているが、住居を失うおそれのある方

(3)支給要件

①収入要件

	平成22年3月まで	平成22年4月以降
単身世帯	月収8.4万円以下	月収約13.8万円(※)未満
2人世帯	月収17.2万円以下	変更なし(月収17.2万円以下)
3人以上世帯	月収17.2万円以下	月収約24.2万円(※)未満

(※)上限額は、東京都区市、横浜市等の場合で、地域により異なる。

②資産要件

預貯金が単身世帯50万円、複数世帯100万円以下の方

③就職活動要件

- ・ 受給期間中、ハローワークでの職業相談(月1回以上)、地方自治体の住宅確保・就労支援員による面接(月2回以上)等の支援を受けること。
- ・ 原則週1回以上の求人先への応募等を実施すること。

(4)支給期間

最長6ヶ月間。ただし上記の就職活動要件を誠実に実施している方については、さらに3ヶ月間延長可能(=最長9ヶ月間)

(5)支給額

地域ごとに上限額を設定(生活保護の住宅扶助特別基準額に準拠)。

要件緩和により対象となる一定以上の収入がある方については、住宅手当支給額を収入に応じて調整する。

①単身世帯の支給額

	月収8.4万円以下	月収8.4万円を超える収入
東京都の1,2級地	53,700円を上限	住宅手当支給額 =家賃額-(月収-84,000円) <small>※家賃額は住宅手当基準額を上限</small>
大阪府の1,2級地	42,000円を上限	
鹿児島県の3級地	24,200円を上限	

②複数世帯の支給額

	月収17.2万円以下	月収17.2万円を超える収入 (3人以上世帯のみ)
東京都の1,2級地	69,800円を上限	住宅手当支給額 =家賃額-(月収-172,000円) <small>※家賃額は住宅手当基準額を上限</small>
大阪府の1,2級地	55,000円を上限	
鹿児島県の3級地	31,500円を上限	

(6)事業実施主体

都道府県、指定都市、中核市その他市区町村(町村は福祉事務所を設置している町村に限る)

(7)事業予算額

平成21年度第2次補正予算により約400億円を措置

(8)その他

住宅手当受給者に対して住宅や就職の確保を支援する住宅確保・就労支援員を各自治体に配置。

平成21年度第2次補正予算により、さらに約1,250名増配置。(1,250名→2,500名)

住宅手当緊急特別措置事業実績

	申請件数 (人)	支給決定者数 (人)	就職者数 ^(※) (人)
平成21年 10月分	3,476	1,722	40
平成21年 11月分	3,580	2,729	110
平成21年 12月分	4,462	3,499	163
平成22年 1月分	4,723	3,733	279
平成22年 2月分	4,629	3,847	416
平成22年 3月分	4,941	4,211	538
計	25,811	19,741	1,546

※ 雇用契約において、期間の定めがない又は6ヶ月以上の雇用期間が定められているもの
各月の末時点において、当該月の間に就職した者の数を合計したもの

住宅手当緊急特別措置事業実績

(平成21年10月分～平成22年3月分)

	申請件数	支給決定数	就職者数
北海道	162	162	6
青森県	84	62	6
岩手県	36	30	10
宮城県	40	29	0
秋田県	21	18	5
山形県	165	139	15
福島県	214	173	13
茨城県	360	299	37
栃木県	156	115	7
群馬県	389	291	39
埼玉県	1,093	864	46
千葉県	674	487	25
東京都	4,001	2,697	133
神奈川県	436	306	32
新潟県	63	62	6
富山県	57	48	5
石川県	140	112	4
福井県	145	122	4
山梨県	84	61	7
長野県	270	231	34
岐阜県	247	202	21
静岡県	994	766	85
愛知県	580	451	46
三重県	387	287	19
滋賀県	336	266	16
京都府	113	92	4
大阪府	1,068	777	66
兵庫県	439	338	36
奈良県	90	74	4
和歌山県	19	15	3
鳥取県	62	55	11
島根県	38	30	1
岡山県	51	41	8
広島県	104	93	13
山口県	133	111	4
徳島県	83	71	17
香川県	18	15	0
愛媛県	25	16	0
高知県	14	9	5
福岡県	260	215	27
佐賀県	112	95	19
長崎県	100	59	6
熊本県	122	91	11
大分県	44	31	4
宮崎県	12	8	2
鹿児島県	16	14	1
沖縄県	410	250	27
札幌市	904	704	35
仙台市	160	141	10
さいたま市	136	103	3
千葉市	192	136	8

横浜市	633	481	14
川崎市	227	161	22
相模原市	150	133	11
新潟市	74	82	0
静岡市	194	127	9
浜松市	426	341	11
名古屋市	216	171	16
京都市	349	346	24
大阪市	1,261	979	88
堺市	498	326	9
神戸市	442	313	17
岡山市	93	91	0
広島市	120	90	2
北九州市	228	192	14
福岡市	759	507	40
旭川市	112	93	7
函館市	64	46	4
青森市	116	94	12
盛岡市	46	36	0
秋田市	64	59	5
郡山市	86	86	4
いわき市	77	64	10
宇都宮市	68	47	10
前橋市	32	30	9
川越市	76	60	4
船橋市	157	134	10
柏市	29	28	0
横須賀市	56	47	4
富山市	118	97	9
金沢市	242	220	12
長野市	93	78	16
岐阜市	99	68	5
豊橋市	271	269	9
豊田市	19	16	2
岡崎市	126	105	7
大津市	53	39	0
高槻市	163	117	5
東大阪市	167	111	4
姫路市	212	177	12
西宮市	71	61	0
尼崎市	421	387	10
奈良市	8	6	0
和歌山市	21	14	1
倉敷市	95	73	14
福山市	98	87	2
下関市	45	38	0
高松市	104	84	10
松山市	82	58	16
高知市	89	87	12
久留米市	18	19	0
長崎市	144	66	21
熊本市	312	265	61
大分市	51	43	1
宮崎市	118	85	9
鹿児島市	59	43	6
合計	25,811	19,741	1,546

9 ナショナルミニマム研究会

ナショナルミニマム研究会について

1. 目的

すべての社会保障制度の出発点となるナショナルミニマムの考え方を整理するため、厚生労働大臣の主催により、学識経験者及び関係団体の有識者からなる「ナショナルミニマム研究会」を開催する。

2. 開催状況

第1回 (12月11日) 生活保護の母子加算について (※ 生活保護実態調査暫定報告)

第2回 (12月16日) ナショナルミニマムの基本的考え方について

第3回 (1月15日)

第4回 (1月27日)

第5回 (2月15日)

第6回 (3月4日)

第7回 (3月23日)

第8回 (4月9日)

第9回 (5月10日)

ナショナルミニマムの考え方について (委員からの発表)

ナショナルミニマムについて等 (これまでの議論の整理)

3. 構成員

雨宮 処凜 作家・反貧困ネットワーク副代表
岩田 正美 日本女子大学人間社会学部教授
貝塚 啓明 東京大学経済学部特任教授、
財務省財務総合政策研究所名誉所長
菊池 馨実 早稲田大学法学学術院教授

駒村 康平 慶應義塾大学経済学部教授
神野 直彦 関西学院大学人間福祉学部教授
竹下 義樹 弁護士
橘木 俊詔 同志社大学経済学部教授
湯浅 誠 反貧困ネットワーク事務局長

生活福祉資金・ホームレス施策等について

社会・援護局地域福祉課

緊急雇用対策及び緊急経済対策の概要

緊急雇用対策

(H21.10.23緊急雇用対策本部決定)

1. 緊急的な支援措置

< 貧困・困窮者支援 >

- 実効ある「ワンストップ・サービス」など支援態勢の強化
 - ・「ワンストップ・サービス・デイ」の開催
 - ・年末年始の生活総合相談
(年末年始の生活や居住場所の確保等の支援 等)

○「きめ細かな支援策」の展開

- ・「住まい対策」など派遣契約の中途解除等に伴い住居を失った貧困・困窮者支援施策の強化
(「住宅手当」「つなぎ資金貸付」「総合支援資金貸付」の適正な運用の徹底 等)
- ・生活保護制度の運用改善
(一時的な居所の確保が緊急的に必要な場合の支援)

2. 「緊急雇用創造プログラム」の推進

< 介護雇用創造 >

- 「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム
 - ・働きながら資格取得(介護福祉士、ホームヘルパー2級)ができるよう支援するプログラム
創設 等

明日の安心と成長のための緊急経済対策

(H21.12.8閣議決定)

1. 雇用

< 緊急対応 >

- 実効ある貧困・困窮者支援(「第2のセーフティネット」)の確立
 - ・「ワンストップ・サービス・デイ」の試行実施を踏まえた展開
 - ・「住まい対策」の拡充
(「住宅手当」や、空き社員寮等の借上げによる「緊急一時宿泊施設」の設置等の継続的支援)

※H21年度第2次補正予算(案)額

- ・「住まい対策」の拡充 … 700億円
- ・生活保護費等負担金 … 1,286億円

等

年末年始の生活総合相談について

概 要

- 公共機関が通常閉庁している期間中（12月29日（火）～1月3日（日））において、各自治体が中心となり福祉事務所等を開庁して生活全般に係る相談を実施。
- 一部自治体では、自治体独自の対策も含め、住居のない方向けに、宿泊場所等を提供するなどの取組を実施。

実施状況

- ①実施自治体数 : 194自治体
(都道府県: 32、政令市: 14、中核市: 23、その他: 125)
- ②開催日等 : 大多数の自治体が、12月29日及び30日に自治体庁舎や福祉事務所等の窓口を開け、生活相談を実施。
* ハローワークから職員を派遣するなど連携して取り組んだ自治体は63自治体。
- ③来所者数、相談件数等 : 全国で5,535人が来所。相談件数は6,163件。
* 主な相談内容は、就労相談、生活保護の相談、貸付けの相談。
- ④宿泊場所の提供数（人日） : 17,654人日分（12/29～1/3）
* 日雇労働者向けの越年対策事業、ホームレス支援事業も含む。
- ⑤費用（国庫補助分） : 7.9億円（自治体からの申請ベース。うち東京都分2.1億円。）
* ワンストップサービス、年末年始の生活総合相談等緊急雇用対策分。

今後の課題について

今後の課題

【評価すべき点】

- 多くの自治体が、通常閉庁している期間において福祉事務所等を開庁し、積極的に生活全般に係る相談を行ったことについては評価。
- あわせて、国の要請を踏まえ、東京都において一時宿泊場所を年末年始に提供するなどの取組を行ったことについても評価。この取組によって、住居を喪失された方が野外に放置されることなく、安心して年末年始を過ごせたものと思料される。

【課題】

- 年末年始の限定された期間に、職や住所を失った人たちの対応が必要になるということは、裏を返せば通年の対応により一層改善すべき点が残されているということ。
- 年末に多くの人たちが「年を越せないのではないか」という不安を抱えなくて済むような、年間を通じての対応が必要であり、以下の対応を検討、実施するとともに、必要な施策を引き続き検討していくことが必要。
 - ①景気の回復による雇用機会の確保・拡大
 - ②第2のセーフティネットの改善等
 - ③第2のセーフティネット等のサービスを日常的にワンストップで提供でき切れ目のないセーフティネットを実現するための体制整備

① 景気の回復による雇用機会の確保・拡大

- ・「緊急雇用対策」(H. 21. 10. 23)、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(H. 21. 12. 8)の推進などに政府全体で取り組んでいく。

② 第2のセーフティネットの改善等

- ・対象者の拡大等を図るとともに、支援を必要とする方に情報が届くよう改善し、各種のサービスが利用者の視点に立ったものになるよう見直す。具体的には以下のとおり。

(1) 住宅手当の拡充

- ：支給期間を現行の最長6ヶ月をさらに3ヶ月延長可能とする
- ：さらに収入要件の緩和等(※)を通じて、利用者の拡大を図る。

(※) 現行の収入要件 要件緩和後(平成22年4月1日～)

単身世帯 : 月8.4万円以下 → 月13.8万円以下

3人以上世帯 : 月17.2万円以下 → 月24.2万円以下

(いずれも東京都区部等の場合。2人世帯は現行どおり)

(2) 就職安定資金融資の対象者拡大

- ：これまでは事業主都合離職者を対象としていたが、自己都合離職者のうち勧奨退職など事業主からの働きかけによる離職者についても融資の対象とする。

(3) 緊急人材育成支援事業の活用促進【1月20日から実施中】

- ：ハローワークの新規求職者全員に対して、職業訓練を無料で受講できること、訓練期間中の生活費(月10万円～)の支給があることを示したカードを配付し、基金訓練へ積極的に誘導する。

当面の取組について②

③ 体制整備

- ・第2のセーフティネット等のサービスを日常的にワンストップのような形で提供でき、切れ目のないセーフティネットを実現するため、以下のような体制整備・強化を行う。

(1) 住居・生活支援アドバイザーの配置

：ハローワークに住宅手当や貸付制度に詳しい専門家を配置し、ワンストップで各種施策の相談と実施機関への適確な誘導ができる体制を整備する。社会福祉士の有資格者等を配置。

(2) 生活保護受給者に対する就労支援員の増員

：福祉事務所に生活保護受給者を対象とする就労支援員を約2,500名増配置（550名→3,050名）し、生活・就労支援体制を強化する。
(※)予算上の数字

(3) 住宅確保・就労支援員の増員

：自治体に住宅手当受給者等に対する住宅確保・就労支援員を約1,250名増配置（1,250名→2,500名）し、住宅確保や就労支援のための支援体制を強化する。
(※)予算上の数字

(4) 社会福祉協議会相談員の配置

：生活福祉資金の貸付事業が円滑に行われるよう、市部の社会福祉協議会に相談員を配置。

(5) 生活福祉・就労支援協議会（仮称）の設置

：労働局・ハローワーク、自治体、社会福祉協議会等関係機関からなる生活福祉・就労支援協議会（仮称）を各地域ごとに設置し、ワンストップ・サービスの在り方の検討も含め、地域の実情を踏まえた連携体制の強化を図る。

生活福祉資金貸付事業の見直しの概要（平成21年10月より実施）

1 資金種類等の整理・統合

- 見直し前に10種類あった資金種類を統合し、利用者にとってわかりやすく、かつ、利用者の資金ニーズに応じた柔軟な貸付を実施(次頁参照)
- 総合支援資金の創設
失業や減収等により生活に困窮している者について、継続的な相談支援(就労支援、家計指導等)とあわせて、生活費及び一時的な資金の貸付を行うことにより生活の建て直しを支援する新たな資金種類を創設

2 連帯保証人要件の緩和

- 原則連帯保証人を必要としつつ、連帯保証人を確保できない者に対しても貸付可能
※ ただし、教育支援資金(見直し前の修学資金)及び不動産担保型生活資金(見直し前の長期生活支援資金)については、見直し前の取扱いのとおり

3 貸付利子の引き下げ

- 利子について、見直し前の年3%から無利子又は引き下げ
 - ・ 連帯保証人を立てた場合は無利子
 - ・ 連帯保証人を立てない場合は年1.5%に引き下げ
- ※ ただし、緊急小口資金については、連帯保証人を確保できない場合であっても無利子
また、教育支援資金(見直し前の修学資金)及び不動産担保型生活資金(見直し前の長期生活支援資金)については、見直し前の取扱いのとおり

(参考)見直し後の資金種類

【見直し前】

資金種類	限度額
1 更生資金(年3%)	
生業費(低所得世帯)	280万円
生業費(障害者世帯)	460万円
技能習得費(低所得世帯)	110万円
技能習得費(障害者世帯)	130万円
2 福祉資金(年3%)	
福祉費	50万円 ※住宅改築等は250万円
障害者等福祉用具購入費	170万円
障害者自動車購入費	250万円
中国残留邦人等国民年金追納費	470.4万円
3 療養・介護等資金(無利子)	170万円
4 災害援護資金(年3%)	150万円
5 緊急小口資金(年3%)	10万円
6 修学資金(無利子)	
修学費	高校 月3.5万円 短大・高専 月6万円 大学 月6.5万円
就学支度費	50万円
7 離職者支援資金(年3%)	単身世帯 月10万円 複数世帯 月20万円
8 自立支援対応資金(年3%)	月10万円
9 長期生活支援資金(長プラ)	月30万円
10 要保護世帯向け長期生活支援資金(長プラ)	生活扶助額の1.5倍

【見直し後】

資金種類	限度額
1 総合支援資金 (継続的な支援必須)	
生活支援費 ※ 最長1年間の生活費	(二人以上)月20万円以内 (単身)月15万円以内
住宅入居費 ※ 敷金、礼金	40万円以内
一時生活再建費 ※ 一時的な需要に対応	60万円以内
2 福祉資金	
福祉費	580万円以内 ※資金の用途に応じて目安額を設定
緊急小口資金	10万円以内 ※保証人不要
3 教育支援資金	
教育支援費	月6.5万円以内
就学支度金	50万円以内
4 不動産担保型生活資金	
(一般世帯向け)	月30万円以内
(要保護世帯向け)	生活扶助額の1.5倍

総合支援資金の概要

貸付対象者

- 生活の立て直しのために、継続的な相談支援と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる者であって、次のいずれにも該当するもの
 - ① 低所得者世帯(市町村民税非課税程度)であって、失業や収入の減少等により生活に困窮していること
 - ② 公的な書類等で本人確認が可能であること
 - ③ 現に住居を有していること又は住宅手当の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること
 - ④ 実施主体及び関係機関から、継続的な支援を受けることに同意していること
 - ⑤ 実施主体が貸付及び支援を行うことにより、自立した生活を営むことが可能となり、償還を見込めること
 - ⑥ 他の公的給付又は公的な貸付により、生活費を賄うことができないこと

貸付内容

- 継続的な相談支援(就労支援、家計指導等)とセットで以下の資金を貸付
 - 1 生活支援費(20万円以内/月) ※単身世帯の場合は、15万円以内/月
※ 生活再建までの間に必要な生活費(最長1年間)
 - 2 住宅入居費(40万円以内)
※ 敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な経費
 - 3 一時生活再建費(60万円以内)
※ 就職活動費、技能習得費、滞納の一時立て替え(家賃、公共料金等)、債務整理弁護士費用 等

貸付条件

- 連帯保証人:原則連帯保証人を必要としつつ、連帯保証人を確保できない者に対しても貸付可能
- 利子 :連帯保証人を確保した場合は無利子
連帯保証人を確保できない場合は年1.5%
- 据置期間 :最終貸付の日から6月以内
- 償還期間 :据置期間経過後20年以内
- その他 :関係機関と連携し、継続的な相談支援(就労支援、家計指導等)を実施

【速報値】生活福祉資金(総合支援資金)の貸付状況(H21.10月～H22.3月)

※ 今後数値が変動する可能性があります。

対象月	貸付決定者数 (※1)	貸付決定状況 (※2)	生活支援費		住宅入居費		一時生活再建費	
			人(実人員)	千円	件	千円	件	千円
累計	19,863	16,300,730	18,291	14,612,687	3,411	780,223	4,620	907,819
H22.3月	4,560	3,622,724	4,293	3,208,956	811	187,765	1,214	226,002
H22.2月	4,125	3,278,939	3,785	2,911,992	762	170,647	1,016	196,299
H22.1月	3,853	3,177,862	3,564	2,878,112	568	131,718	867	168,031
H21.12月	3,973	3,309,874	3,642	2,984,344	709	162,015	821	163,514
H21.11月	2,469	2,112,433	2,209	1,886,046	460	105,343	546	121,043
H21.10月	883	798,894	798	743,236	101	22,732	156	32,927

※1 貸付決定者数は、同一の者が複数の資金費目を申請する場合があるため、各費目の合計件数と一致しない。

※2 各資金費目の貸付決定額は千円未満の端数を切り捨てているため、合計額は一致しない。

臨時特例つなぎ資金貸付事業の創設について

現下の厳しい雇用失業情勢の中、解雇や派遣労働者の雇止め等により、住居を喪失し、その後の生活維持が困難である離職者等に対しては、その状況に応じて失業等給付、就職安定資金融資、住宅手当等の公的な給付や貸付による支援を行うこととしている。

こうした公的給付制度等の申請から決定までの間の生活費を有しない者に対し、その生活に必要な費用を貸し付ける「臨時特例つなぎ資金貸付事業」を創設する。

実施主体

都道府県社会福祉協議会(窓口は市町村社会福祉協議会)

貸付対象者

住居のない離職者であって、次のいずれにも該当する者

- ① 失業等給付、住宅手当、生活保護等の公的給付又は就職安定資金融資、生活福祉資金貸付等の公的貸付の申請を受理されている者であり、かつ、当該給付等の開始までの生活に困窮している者
- ② 金融機関の口座を有していること

貸付内容・条件

貸付限度額： 10万円以内

連帯保証人： 不要

利 子： 無利子

償 還： 申請中の公的給付等が決定し、支給等が行われた時点で一括又は分割で償還

【速報値】 臨時特例つなぎ資金の貸付状況（H21.10月～H22.3月）

※ 今後数値が変動する可能性があります。

対象月	貸付決定件数（人）	貸付決定金額（千円）
累 計	5,240	494,328
H22.3月	1,033	97,486
H22.2月	1,026	97,946
H22.1月	993	94,405
H21.12月	987	94,238
H21.11月	759	70,690
H21.10月	442	39,561

経済対策における緊急一時宿泊施設設置等の継続的支援について

目的

現下の厳しい雇用失業情勢の中、解雇や派遣労働者の雇止め等によるホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者の増加に対応するため、次のとおりホームレス対策事業の拡充を行う。

内容

ホームレス緊急一時宿泊事業の拡充

- 旅館・社員寮や簡易宿泊所等既存建築物の借り上げによる事業の実施を可能とする。

⇒ 地方自治体において緊急かつ柔軟な対応が図られる。

ホームレス総合相談推進事業の充実

- 巡回相談員を増員し、
 - ① 借り上げ方式による緊急一時宿泊施設の利用者に対して巡回相談等を実施する。
 - ② 就労が定着できるよう、就労自立後においても継続的な訪問等による相談支援を実施する。

留意事項

- 国の負担（補助率10/10）で実施。

参 考 资 料

生活福祉資金貸付制度の概要等

(セーフティネット支援対策等事業費補助金にて実施)

制度概要

【創設年度】

昭和30年度

【目的】

低所得者、障害者又は高齢者に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とする。

【実施主体】

都道府県社会福祉協議会

【貸付対象】

低所得世帯 ……必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯(市町村民税非課税程度)

障害者世帯 ……身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者等の属する世帯

高齢者世帯 ……65歳以上の高齢者の属する世帯

【貸付資金の種類】

- ・総合支援資金(生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費)
- ・福祉資金(福祉費、緊急小口資金)
- ・教育支援資金(教育支援費、就学支度費)
- ・不動産担保型生活資金(不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金)

【貸付金利子】

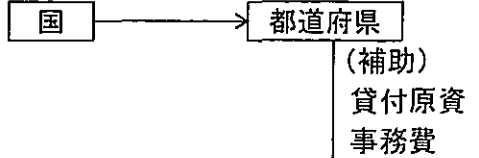
- ・連帯保証人を立てた場合 無利子
- ・連帯保証人を立てない場合 年1.5%

①教育支援資金、緊急小口資金は無利子
②不動産担保型生活資金は年3%又は長期プライムレート(H22.4.1現在 年1.60%)のいずれか低い利率

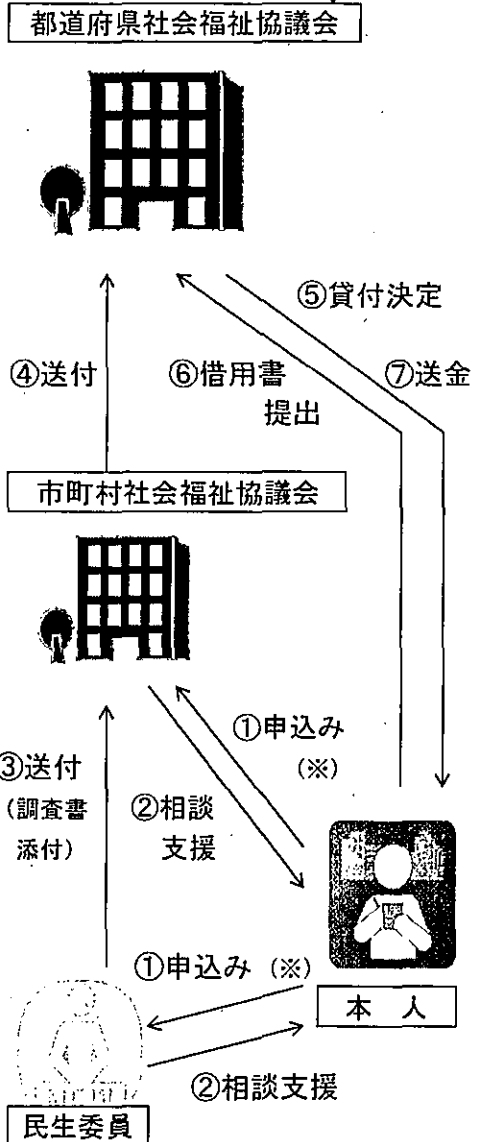
貸付手続き等の流れ

○補助金の流れ

(補助)貸付原資2/3又は3/4、事務費1/2



○貸付手続きの流れ



※ 総合支援資金、緊急小口資金、不動産担保型生活資金は、市町村社会福祉協議会に申込み
※ 福祉費、教育支援資金は、民生委員に申込み

生活福祉資金の貸付決定状況

○資金種類別（H20年度中）

資金種類	件数（件）	指数	金額（千円）	指数
更生資金	347	2.3	398,096	2.7
福祉資金	1,016	6.8	840,559	5.8
修学資金	7,906	53.2	6,031,801	41.4
療養・介護等資金	356	2.4	233,654	1.6
災害援護資金	17	0.1	17,587	0.1
緊急小口資金	3,127	21.0	235,730	1.6
離職者支援資金	1,610	10.8	2,300,586	15.8
長期生活支援資金	119	0.8	2,009,353	13.8
要保護世帯向け長期生活支援資金	367	2.5	2,494,636	17.1
計	14,865	100.0	14,562,002	100.0

※「更生資金」には「障害者更生資金」を含む

○貸付決定件数及び金額の推移（H2年度～H20年度）

年 度	件数（件）	指数	金額（千円）	指数
H 2	20,153	100.0	19,534,015	100.0
H 3	19,958	99.0	18,963,870	97.1
H 4	17,181	85.3	16,168,342	82.8
H 5	18,852	93.5	18,347,327	93.9
H 6	18,189	90.3	17,387,904	89.0
H 7	17,375	86.2	17,071,525	87.4
H 8	17,639	87.5	16,998,489	87.0
H 9	16,827	83.5	16,188,729	82.9
H 10	16,892	83.8	15,746,692	80.6
H 11	14,017	69.6	12,789,886	65.5
H 12	13,893	68.9	10,643,235	54.5
H 13	11,523	57.2	9,600,950	49.1
H 14	17,598	87.3	15,954,414	81.7
H 15	19,128	94.9	19,548,489	100.1
H 16	17,955	89.1	16,151,050	82.7
H 17	12,681	62.9	13,441,201	68.8
H 18	11,034	55.3	11,263,005	59.4
H 19	11,191	55.5	11,844,156	60.6
H 20	14,865	74.5	14,562,002	76.8

※（ ）は、H2年度を100とした場合の係数

※14年度には、一部「離職者支援資金」の13年度貸付決定分を含む。

各都道府県民生主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長

高校生の授業料滞納に係る生活福祉資金（教育支援資金）
の取扱いについて

生活福祉資金貸付制度については、平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号厚生労働事務次官通知「生活福祉資金の貸付けについて」の別紙「生活福祉資金貸付制度要綱」等に基づいて行われているところである。

今般、高校生が、授業料を滞納しているために出席停止処分等を受け、学校を卒業できないおそれがあると指摘されているところである。この問題に対しては、そもそも教育行政において、授業料の減免等の対応を行っているところである。しかしながら、一方で、経済的な理由で卒業できないという子どもの貧困問題という面から、福祉的観点からも取り組むべき事柄と考えられる。

本制度の教育支援資金は、低所得世帯に属する子等に対し、学校教育法に規定する高等学校等に修学するために必要な経費について貸付けを行っているところであり、今般、こうした事態にセーフティネット機能として対応するため、今年度に限り、下記のとおり、特例的に高校の授業料について遡及して貸し付けることを可能とするので、ご了知の上、必要な世帯が利用できるよう積極的に本制度の周知に取り組むとともに、都道府県社会福祉協議会、教育委員会及び学校等関係者に対する周知を徹底されたい。

なお、本取扱いについては、各都道府県の社会福祉協議会の準備が整い次第、速やかに実施していただくようお願いしたい。

記

1 教育支援資金の取扱いについて

教育支援資金について、高等学校の授業料を止むをえない事情により滞納したときまで遡及して、当該滞納額（現在高）を貸し付けることを可能とする。

2. 貸付条件等

- ① 現に高校に在学中であること。
- ② 授業料を滞納したことについて止むをえない理由があること。
- ③ 遡及貸付の対象となる経費は、高校在学中の者が過去に滞納している授業料（現在高）であって借受世帯が直接学校に支払うべきものであること。
金額については、書類などで確認を行うこととし、また、借受人が学校に支払った後、領収書を提示させることにより確認をすることとする。
- ④ 貸付金額は、一月当たり35,000円以内とする。
- ⑤ この取扱は、貸付対象を遡及するものである。したがって、貸付手続等の日付それ自体は、当然、当概手続等を行う日のものとされたい。

3 留意事項

本取扱は、あくまで対象を遡及して貸付けを行うというものであり、貸付けの対象となる要件を拡大するものではないが、一方、卒業の時期が間近に迫っており、資金の必要時期に間に合うよう迅速な貸付決定にご配慮いただきたい。

平成22年4月8日
社会・援護局地域福祉課
(担当・内線)
課長補佐 荒川(2851)
予算係長 横溝(2857)
(電話直通) 03(3595)2615
(F A X) 03(3592)1459

高校生の授業料滞納に係る生活福祉資金 の貸付決定状況(速報)について

低所得者等に対する貸付事業である生活福祉資金(教育支援資金)貸付事業において、高校生の授業料の滞納について貸付を行っているところです。

今般、3月31日時点での貸付決定状況がまとまりましたので、お知らせします。

【3月31日時点での貸付決定状況(累計)】

貸付決定件数	貸付決定金額
808件	1億9,521万円

(参考)生活福祉資金(教育支援資金)貸付事業の概要

実施主体：都道府県社会福祉協議会

貸付対象：低所得世帯(市町村民税非課税世帯程度)

貸付上限額：(高校)月額3.5万円

今回の取扱いの内容：高校の授業料をやむを得ない事情により滞納した時まで遡及して貸付を行うこと

高校授業料の滞納分に係る生活福祉資金(教育支援資金)の
貸付決定状況について

NO.	都道府県名	件数	金額(円)
1	北海道	16	3,307,000
2	青森県	25	8,450,000
3	岩手県	36	8,216,000
4	宮城県	33	4,928,000
5	秋田県	3	590,440
6	山形県	23	8,862,000
7	福島県	39	5,720,900
8	茨城県	4	667,000
9	栃木県	9	2,154,665
10	群馬県	8	5,557,000
11	埼玉県	17	3,155,000
12	千葉県	18	5,152,000
13	東京都	81	36,992,000
14	神奈川県	36	14,165,000
15	新潟県	9	2,353,049
16	富山県	4	1,104,000
17	石川県	16	2,287,000
18	福井県	8	1,030,910
19	山梨県	8	1,777,000
20	長野県	27	6,940,000
21	岐阜県	6	709,200
22	静岡県	11	2,138,000
23	愛知県	14	4,488,400
24	三重県	1	218,700
25	滋賀県	15	2,235,000
26	京都府	14	5,523,000
27	大阪府	18	3,726,000
28	兵庫県	8	2,276,700
29	奈良県	1	45,000
30	和歌山県	1	420,000
31	鳥取県	4	558,000
32	島根県	8	1,255,800
33	岡山県	4	849,000
34	広島県	22	4,801,000
35	山口県	15	2,075,400
36	徳島県	6	606,750
37	香川県	1	59,000
38	愛媛県	1	103,200
39	高知県	1	30,000
40	福岡県	67	13,557,000
41	佐賀県	0	0
42	長崎県	10	2,308,000
43	熊本県	67	15,026,000
44	大分県	5	515,000
45	宮崎県	12	1,876,000
46	鹿児島県	15	1,987,000
47	沖縄県	61	4,411,000
全国合計		808	195,207,114

※数値は、平成22年3月31日までの貸付決定状況(速報値)であり、この他にも一部貸付手続き中のものがある。

ホームレス対策について

ホームレスの定義

「ホームレス」とは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者をいう。（ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成14年法律第105号）第2条）

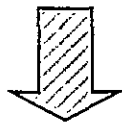
ホームレス自立支援法における施策の目標等（法第3条第1項）

○自立の意志があるホームレスに対し、安定した雇用の場の確保、職業能力の開発等による就業の機会の確保、住宅への入居の支援等による安定した居住の場所の確保並びに健康診断、医療の提供等による保健及び医療の確保に関する施策並びに生活に関する相談及び指導を実施することにより、これらの者を自立させること。

ホームレスの数

○ホームレスの数については、ホームレス自立支援法に基づいた全国調査を直近では平成22年1月に実施。

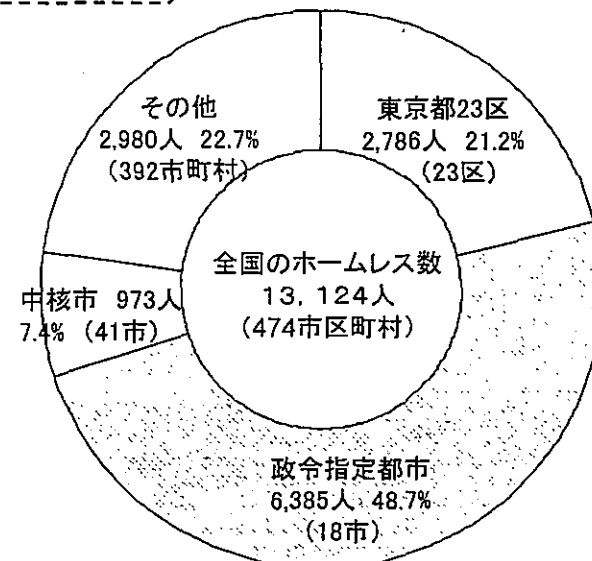
前回(21年)調査 15,759人



▲2,635人

今回(22年)調査 13,124人

全国のホームレス分布状況



ホームレスの自立に向けた施策の概要

公園、河川敷等にいるホームレス 〔 25,296人(15年1月)
⇒ 13,124人(22年1月)
▲12,172人 〕

自治体等の職員が公園等に巡回(総合相談推進事業)
〔 事業内容:巡回相談による相談活動の実施
実施者 :自治体の委託を受けたNPO法人等 〕

福祉事務所(生活保護等)
〈福祉的対応による自立〉

緊急一時宿泊事業(シェルター)
〔 事業内容:緊急一時的な宿泊場所の提供
実施者 :自治体の委託を受けたNPO法人等 〕

【事業内容】

- 宿所、食事、入浴、衣類下着類の提供
- 基本的な生活相談、指導
- 就労相談、指導
- 健康相談、必要時には生活保護による治療
- 住民登録も可能
- 利用者に配慮した居住環境を確保

【実施自治体数】(22年2月現在)
全国で10自治体、25施設、定員2,136人

ホームレス自立支援事業(ホームレス自立支援センター)

就業機会の確保(ハローワークとの連携)

- ・きめ細かな職業相談
- ・免許・資格を取得するための技能講習
- ・一定期間の試行雇用 等

就労による

安定した居住の場所の確保

- ・公営住宅の単身入居等
- ・低廉な家賃の住宅の情報提供
- ・民間の保証会社等を利用したアパート入居あっせん等

自 立

ホームレス総合相談推進事業（巡回相談指導等事業）

【目的】 ホームレス及びホームレスになるおそれのある者が生活する場所を巡回し、面接を行い、日常生活等に関する相談等を行う。

また、相談の結果により、下記のような各種施策の活用にかかる助言等を行うとともに、関係機関との連携の下、必要な支援を行う。

【事業】

就労

- ▶ 就労を希望する者には、公共職業安定所やホームレス自立支援センター等の利用を促す。

住居

- ▶ 住居の確保を希望する者には、低家賃住宅に関する情報提供や連帯保証人の確保等を行う。
- ▶ 緊急一時的な宿泊場所が必要な者に対しては、ホームレス緊急一時宿泊施設（シェルター）の利用を促す。

福祉・健康

- ▶ 福祉的援護が必要な者に対しては福祉事務所、保健所等と連携して必要な支援をする。
- ▶ 健康状態が悪化している者に対しては、保健所、医療機関等と連携し、健康相談、保健指導等を行い、必要に応じて医療機関への受診に繋げる。

その他

- ▶ 親族との連携が途絶えている者に対しては、親族との交流促進を目指した援助や帰郷のための援助を行う。
- ▶ 公的給付の適用が見込まれる者に対しては、受給等の手続きに関する助言・指導や関係機関への連絡等を行う。
- ▶ 自立支援センターを退所した者に対して、必要に応じアフターフォローを実施する。
- ▶ その他、就労意欲を向上させるための指導や借金問題等の自立阻害要因の除去、社会生活へ復帰するための指導援助等

【実施自治体（22年2月現在）】

36か所で実施

ホームレス緊急一時宿泊事業（シェルター事業）

【目的】ホームレスに対して、緊急一時的な宿泊場所を提供し、健康状態の悪化を防止する等により、その自立を支援する。

【利用期間中の主な処遇】

日常生活・健康

- ▷ 緊急一時的な宿泊場所を提供し健康状態の悪化を防止
- ▷ 保健所等との連携の下で健康診断等を必要に応じて実施

就労

- ▷ 就労意欲のある利用者に対して、ホームレス自立支援センターの利用を促すとともに、就労に関する情報を提供

その他

- ▷ 福祉サービスの提供が必要な利用者に対して、福祉事務所等において支援が受けられるよう助言・指導
- ▷ 利用期間は原則として6か月以内、利用料は原則として無料

【実施自治体等（22年2月現在）】

- ▷ 全国で3自治体、6施設、定員1,544人

借り上げシェルター

- ▷ 全国で29自治体、40施設、定員484人

合計

- ▷ 全国で31自治体、46施設、定員2,028人

ホームレス自立支援事業（自立支援センター）

【目的】 ホームレスが地域社会の中で可能な限り自立した生活が営めることができるよう、宿所及び食事を提供するとともに、健康診断、生活相談・指導及び職業相談等を行うことにより、就労による自立を支援する。

【利用期間中の主な処遇】

就労

- ▷ 利用者の生活状況、健康状態等に応じた自立支援プログラムの策定
- ▷ 支援プログラムに基づく積極的な就労支援
- ▷ 就労支援のための住民登録

日常生活・健康

- ▷ 宿所、食事の提供や定期的な入浴、下着類の支給等、日常生活に必要なサービスの提供
- ▷ 定期的な健康診断による健康管理
- ▷ 地域社会における社会常識や生活習慣等の習得

その他

- ▷ 親族との交流促進
- ▷ 利用者の借金問題等自立阻害要因の除去
- ▷ 低廉な賃貸住宅の募集情報の提供等住居確保のための援助
- ▷ 未就職者に対する福祉事務所との連携（再び路上に戻らないように）
- ▷ 利用期間は原則として6か月以内、利用料は原則として無料

【実施自治体等（22年2月現在）】

- ▷ 全国で10自治体、25施設、定員2,136人

そ の 他

1. ホームレス能力活用推進事業

【目的】 ホームレスに対して、都市雑業的な仕事に関する情報収集・提供、知識・技術の付与等を行うことにより、その自立を支援する。

【事業】

- ▷ 都市雑業的な仕事の情報を収集するとともに、関係方面に情報を提供する。
- ▷ 事業者に対して、ホームレスに関する説明会等を開催すること
- ▷ 都市雑業的な仕事に関する知識や簡単な技術の付与を行うこと。

【実施自治体等（22年2月現在）】

- ▷ 全国で2自治体、3か所

2. ホームレス衛生改善事業

【目的】 ホームレスに対し、入浴等のサービスを提供し、衛生状態の改善及び自立意欲の増進を図るとともに、併せて生活相談、健康相談等を通して必要な施策に繋げること等により、その自立を支援する。

【実施自治体等（22年2月現在）】

- ▷ 全国で7自治体、11か所

都道府県別のホームレス数

都道府県名	平成22年調査				平成21年 調査の人数	22-21 増▲減	(参考)		
	男	女	不明	計			平成20年	平成19年	平成15年
							調査の人数	調査の人数	調査の人数
北海道	81	9	8	98	124	▲26	145	161	142
青森県	3	0	2	5	8	▲3	2	7	16
岩手県	13	0	2	15	21	▲6	23	32	18
宮城県	112	5	2	119	140	▲21	110	144	222
秋田県	12	0	0	12	15	▲3	10	8	13
山形県	7	0	0	7	18	▲11	7	11	24
福島県	19	1	2	22	20	▲2	27	15	43
茨城県	47	7	6	60	62	▲2	86	78	130
栃木県	58	4	1	63	74	▲11	81	79	134
群馬県	96	10	4	110	98	▲12	97	96	87
埼玉県	534	15	43	592	622	▲30	597	781	829
千葉県	478	21	11	510	503	▲7	524	594	668
東京都	3,052	73	0	3,125	3,428	▲303	3,796	4,690	6,361
神奈川県	1,755	33	26	1,814	1,804	▲10	1,720	2,020	1,928
新潟県	22	1	0	23	39	▲16	38	51	74
富山県	23	1	0	24	32	▲8	23	29	24
石川県	17	0	0	17	24	▲7	21	18	22
福井県	5	0	0	5	28	▲23	32	41	24
山梨県	24	0	12	36	38	▲2	41	42	51
長野県	14	0	0	14	13	▲1	13	29	37
岐阜県	40	7	0	47	74	▲27	67	59	86
静岡県	200	13	27	240	297	▲57	315	370	465
愛知県	583	20	144	747	929	▲182	851	1,023	2,121
三重県	45	2	8	55	61	▲6	68	61	46
滋賀県	10	0	4	14	18	▲4	20	32	57
京都府	231	10	54	295	353	▲58	401	407	660
大阪府	3,246	71	21	3,338	4,302	▲964	4,333	4,911	7,757
兵庫県	386	13	20	419	533	▲114	575	627	947
奈良県	10	1	0	11	14	▲3	19	22	14
和歌山県	27	1	1	29	56	▲27	74	70	90
鳥取県	1	0	0	1	3	▲2	3	6	13
島根県	1	0	0	1	4	▲3	4	7	4
岡山県	48	0	9	57	75	▲18	67	85	65
広島県	96	9	1	106	154	▲48	138	153	231
山口県	8	0	1	9	11	▲2	21	23	33
徳島県	4	0	0	4	8	▲4	13	33	14
香川県	15	2	11	28	27	▲1	24	34	46
愛媛県	34	3	0	37	38	▲1	40	25	85
高知県	4	1	0	5	14	▲9	24	23	23
福岡県	560	26	28	614	1,237	▲623	1,082	1,177	1,187
佐賀県	35	1	2	38	39	▲1	43	41	41
長崎県	13	1	1	15	13	▲2	11	30	41
熊本県	62	4	10	76	73	▲3	111	110	124
大宮	25	4	3	32	38	▲6	35	45	39
宮崎県	35	2	3	40	31	▲9	27	35	22
鹿児島県	36	1	6	43	57	▲14	59	62	80
沖縄県	126	12	14	152	189	▲37	200	167	158
合計	12,253	384	487	13,124	15,759	▲2,635	16,018	18,564	25,296

東京都23区及び政令指定都市のホームレス数

自治体名	22年調査			計	21年調査	22-21 増▲減	(参考)		
	男	女	不明				20年調査	19年調査	15年調査
東京都23区	2,721	65	0	2,786	3,105	▲319	3,436	4,213	5,927
札幌市	58	6	8	72	99	▲27	109	132	88
仙台市	102	5	1	108	124	▲16	100	132	203
さいたま市	112	3	15	130	120	▲10	121	179	221
千葉市	65	2	0	67	72	▲5	91	103	126
横浜市	702	8	0	710	697	▲13	649	661	470
川崎市	639	17	10	666	691	▲25	635	848	829
新潟市	18	1	0	19	24	▲5	23	40	53
静岡市	27	2	18	47	56	▲9	61	88	137
浜松市	52	3	4	59	85	▲26	100	115	140
名古屋	352	10	140	502	641	▲139	608	741	1,788
京都市	214	9	54	277	335	▲58	383	387	624
大阪市	2,792	59	9	2,860	3,724	▲864	3,647	4,069	6,603
堺市	72	5	8	85	92	▲7	96	133	280
神戸市	117	4	0	121	151	▲30	149	135	323
岡山市	37	0	2	39	46	▲7	53	60	38
広島市	80	9	0	89	111	▲22	103	115	156
北九州市	123	6	12	141	149	▲8	162	249	421
福岡市	364	17	12	393	969	▲576	782	784	607
合計	8,647	231	293	9,171	11,291	▲2,120	11,308	13,184	19,034

ワンストップサービスの充実・生活保護 受給者等就労支援事業の推進について

職業安定局雇用開発課就労支援室

住居・生活支援アドバイザーの設置について

1. 設置の目的

住居・生活支援を必要とする求職者が、第二のセーフティネット支援施策及び生活保護その他の関連支援施策を利用して早期に安定就職できるようにするため、主要な公共職業安定所に、住居・生活・就労の支援に関する相談・助言と各支援施策の担当窓口への誘導を専門的に担当する「住居・生活支援アドバイザー」（以下「アドバイザー」という）を設置する。

※第二のセーフティネットの主な支援施策

就職安定資金融資、訓練・生活支援給付、住宅手当、総合支援資金貸付、臨時特例つなぎ資金貸付など

※関連支援施策

雇用促進住宅・公的賃貸住宅の緊急特例一時入居、多重債務問題、心の健康問題に関する相談、生活保護など

2. アドバイザーの職務内容

- ① 住居・生活支援に関する総合相談及び職業相談
- ② 第二のセーフティネット支援施策及び生活保護その他の関連支援施策に係る制度説明、選択の助言、担当窓口への誘導
- ③ 第二のセーフティネット支援施策に係る事前要件確認

3. アドバイザーへの研修実施

アドバイザーは、

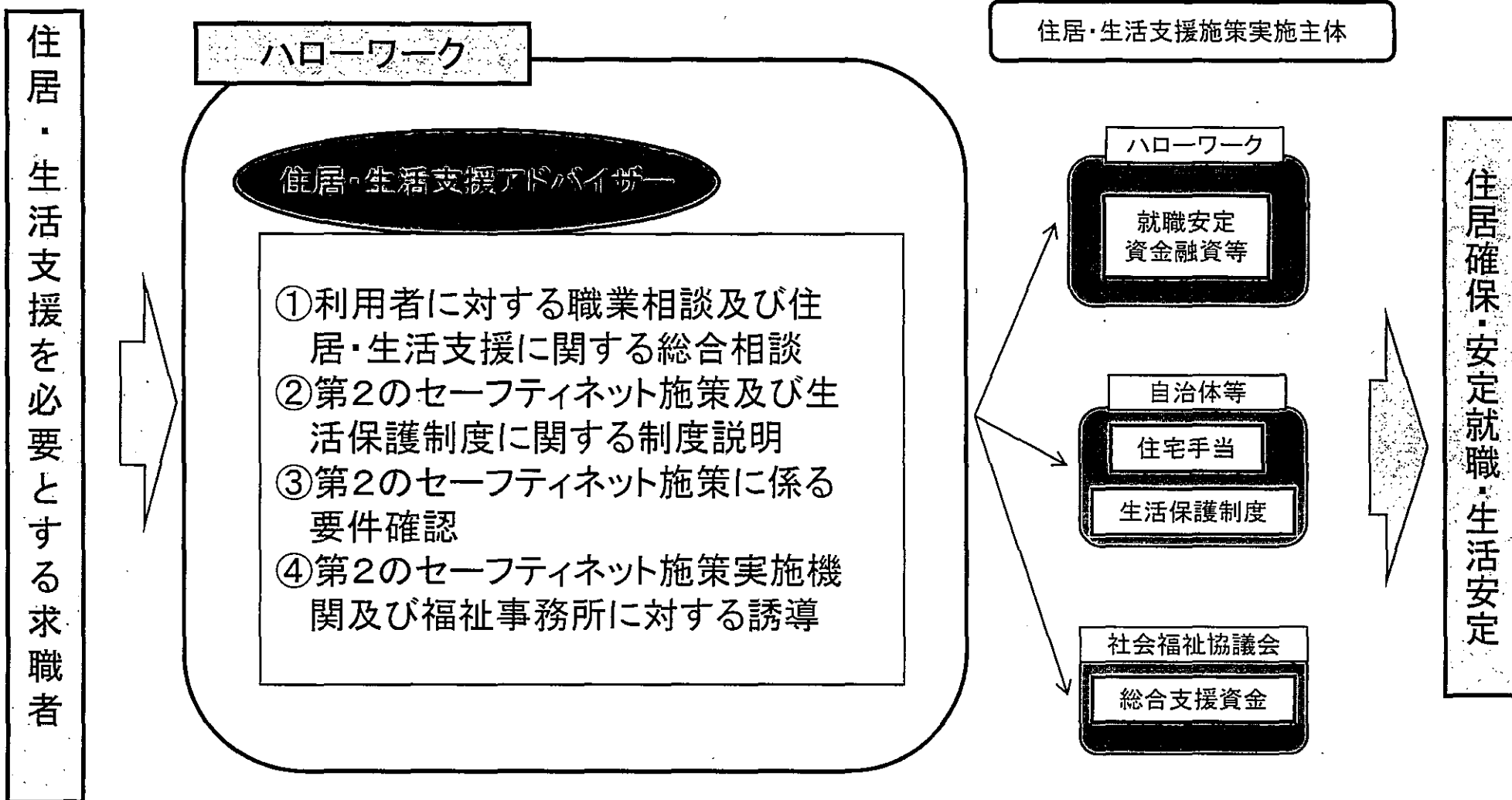
- ① 地方自体委の関係部署、社会福祉協議会等の相談窓口での勤務経験者
- ② 社会福祉士等、社会福祉主事任用資格を有し、福祉関係の相談業務の経験者

等の専門性を有する者を採用し、採用後に地方自治体及び社会福祉協議会の協力を得て、関係事務に関する実務研修等を行う。

4. アドバイザーの配置

全国の主要なハローワークに263名のアドバイザーを配置
(平成21年度第二次補正予算により措置)

住居・生活支援を必要とする求職者に対する ハローワークの総合相談機能の充実の概要



住居・生活支援アドバイザー配置安定所一覧

No.	労働局	安定所名	住 所	電話番号		
1	北海道	札幌	札幌市中央区南十条西14丁目	011(562)0101		
		札幌東	札幌市豊平区月寒東一条3丁目2-10	011(853)0101		
		札幌北	札幌市東区北十六条東4丁目	011(743)8609		
		旭川	旭川市春光町10-58	0166(51)0176~9		
		函館	函館市新川町26-6 函館地方合同庁舎分庁舎	0138(26)0735		
2	青森	青森	青森市中央2-10-10	017(776)1561(代)		
		八戸	八戸市沼館4-7-120	0178(22)8609(代)		
		弘前	弘前市大字南富田町5-1	0172(38)8609		
3	岩手	盛岡	盛岡市紺屋町7-26	019(624)8902~8		
4	宮城	仙台	仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル3階、4階	022(299)8811(代)		
		宮城キャリアアップハローワーク	仙台市宮城野区榴岡1-6-30 エクセレントスクエア仙台2階	022(207)3375		
5	秋田	秋田	秋田市茨島1-12-16	018(864)4111(代)		
6	山形	山形	山形市桧町2-6-13	023(684)1521(代)		
7	福島	郡山	郡山市方八町2-1-26	024(942)8609		
		平	いわき市平字堂根町4-11 いわき地方合同庁舎	0246(23)1421		
		福島	福島市狐塚17-40	024(534)4121		
		会津若松	会津若松市西栄町2-23	0242(26)3333		
8	茨城	水戸	水戸市水府町1573-1	029(231)6221		
9	栃木	宇都宮	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎1階	028(638)0369		
10	群馬	前橋	前橋市天川大島町130-1	027(290)2111		
11	埼玉	大宮	さいたま市大宮区大成町1-525	048(667)8609		
		浦和	さいたま市浦和区常盤5-8-40	048(832)2461		
		川越	川越市豊田本277-3 川越合同庁舎	049(242)0197		
		所沢	所沢市並木6-1-3 所沢合同庁舎	04(2992)8609		
		春日部	春日部市下大増新田61-3	048(736)7611		
		草加	草加市弁天4-10-7	048(931)6111		
		越谷	越谷市東越谷1-5-6	048(969)8609		
		12	千葉	千葉	千葉市美浜区幸町1-1-3	043(242)1181
		千葉南		千葉市中央区南町2-16-3 ユウキ蘇我駅前ビル3階・4階	043(300)8609	
		船橋		船橋市本町2-1-1 船橋スクエア21ビル7階(第二庁)	047(420)8609	
松戸	松戸市松戸1307-1 松戸ビルヂング3階	047(367)8609				
市川	市川市南八幡5-11-21	047(370)8609				
木更津	木更津市富士見1-2-1 アクア木更津5階	0438(25)8609				
茂原	茂原市高師台1-5-1 茂原地方合同庁舎1階	0475(25)8609				
成田	成田市加良部3-4-2	0476(27)8609				
13	東京	飯田橋		文京区後楽1-9-20 飯田橋合同庁舎内1~5階	03(3812)8609(代)	
上野		台東区東上野4-1-2		03(3847)8609(代)		
品川		港区港南2-5-12 品川NBSPビル(品川庁舎)	03(3450)8609			
大森		大田区大森北4-16-7	03(5493)8609(代)			
渋谷		渋谷区神南1-3-5	03(3476)8609(代)			
新宿		新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワービル23階(西新宿庁舎)	03(5325)9593			
池袋		豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60 3階(サンシャイン庁舎)	03(5911)8609			
王子		北区王子6-1-17	03(5390)8609(代)			
足立		足立区千住1-4-1	03(3870)8609(代)			
墨田		墨田区江東橋2-19-12	03(5669)8609(代)			
木場		江東区木場2-13-19	03(3643)8609			
八王子		八王子市子安町1-13-1	042(648)8609(代)			
立川		立川市錦町1-9-21	042(525)8609(代)			
青梅		青梅市東青梅3-12-16	0428(24)8609(代)			
三鷹		三鷹市下連雀4-15-18	0422(47)8609(代)			
町田	町田市森野2-28-14 町田合同庁舎1階	042(732)8609(代)				
府中	府中市美好町1-3-1	042(336)8609(代)				
14	神奈川	横浜	横浜市中区本町3-30	045(663)8609(代)		
		戸塚	横浜市戸塚区戸塚町3722	045(864)8609(代)		
		横浜南	横浜市金沢区寺前1-9-6	045(788)8609(代)		
		港北	横浜市港北区新横浜3-24-6 横浜港北地方合同庁舎	045(474)1221(代)		
		川崎	川崎市川崎区南町17-2	044(244)8609(代)		
		川崎北	川崎市高津区千年698-1	044(777)8609(代)		
		平塚	平塚市松風町2-7	0463(24)8609(代)		
		横須賀	横須賀市平成町2-14-19	046(824)8609(代)		

		相模原	相模原市富士見6-10-10 相模原地方合同庁舎1階	042(776)8609(代)
		小田原	小田原市本町1-2-17	0465(23)8609(代)
		藤沢	藤沢市朝日町5-12 藤沢労働総合庁舎	0466(23)8609(代)
		厚木	厚木市寿町3-7-10	046(296)8609(代)
		大和	大和市深見西3-3-21	046(260)8609(代)
		松田	足柄上郡松田町松田惣領2037	0465(82)8609(代)
15	新潟	新潟	新潟市中央区万代3-4-38	025(244)0131(代)
		新津	新潟市秋葉区新津本町4-18-8	0250(22)2233(代)
		巻	新潟市西蒲区巻甲4087	0256(72)3155(代)
		長岡	長岡市中沢町字太田500-1	0258(32)1181~2
		上越	上越市春日野1-5-22 上越地方合同庁舎内	025(523)6121(代)
		新発田	新発田市日渡96	0254(27)6677
16	富山	富山	富山市奥田新町45	076(431)8609(代)
17	石川	金沢	金沢市鳴和1-18-42	076(253)3030(代)
18	福井	福井	福井市大手2-22-18	0776(23)0174(代)
19	山梨	甲府	甲府市住吉1-17-5	055(232)6060
20	長野	長野	長野市中御所3-2-3	026(228)1300(代)
		篠ノ井	長野市篠ノ井布施高田826-1	026(293)8609(代)
		松本	松本市庄内3-6-21	0263(27)0111(代)
21	岐阜	岐阜	岐阜市五坪1-9-1 岐阜労働総合庁舎内	058(247)3211~5
22	静岡	静岡	静岡市駿河区西島235-1	054(238)8609
		清水	静岡市清水区松原町2-15 清水合同庁舎1階	054(351)8609
		浜松	浜松市中区浅田町50-2	053(457)5151
		沼津	沼津市市場町9-1 沼津合同庁舎1階	055(931)0145
		御殿場	御殿場市齋字水道111	0550(82)0540
		三島	三島市文教町1-3-112 三島労働総合庁舎1階・3階	055(980)1300
		磐田	磐田市見付3599-6 磐田地方合同庁舎1階	0538(32)6181
		富士	富士市南町1-4	0545(51)2151
23	愛知	名古屋東	名古屋市名東区平和が丘1-2	052(774)1115
		名古屋中	名古屋市中村区名駅南1-21-5 総合雇用センター内	052(582)8171
		名古屋南	名古屋市熱田区旗屋2-22-21	052(681)1211
		豊田	豊田市常盤町3-25-7	0565(31)1400
		豊橋	豊橋市大岡町111 豊橋地方合同庁舎内	0532(52)7191
		岡崎	岡崎市羽根町字北乾地50-1 岡崎合同庁舎内	0564(52)8609
		刈谷	刈谷市若松町1-46-3	0566(21)5001
		半田	半田市宮路町200-4 半田地方合同庁舎	0569(21)0023
		春日井	春日井市大手町2-135	0568(81)5135
		一宮	一宮市八幡4-8-7 一宮労働総合庁舎	0586(45)2048
		犬山	犬山市松本町2-10	0568(61)2185
24	三重	松阪	松阪市高町493-6 松阪合同庁舎1階	0598(51)0860
		桑名	桑名市矢田字三反長913-3	0594(22)5141
25	滋賀	大津	大津市中央4-6-52	077(522)3773(代)
26	京都	京都西陣	京都市上京区大宮通中立売下ル和水町439-1	075(451)8609(代)
		京都七条	京都市下京区西洞院通塩小路下ル東油小路町803	075(341)8609
		伏見	京都市伏見区風呂屋町232	075(602)8609
		宇治	宇治市宇治池森16-4	0774(20)8609
		福知山	福知山市東羽合町37	0773(23)8609
27	大阪	大阪東	大阪市中央区農人橋2-1-36 ピップビル1階~3階	06(6942)4771
		梅田	大阪市北区梅田1-2-2 大阪駅前第2ビル16階	06(6344)8609
		大阪西	大阪市港区南市岡1-2-34	06(6582)5271
		阿倍野	大阪市阿倍野区文の里1-4-2	06(6628)5051
		淀川	大阪市淀川区十三本町3-4-11	06(6302)4771
		堺	堺市堺区三国ヶ丘御幸通152 堺ジョルノビル8階	072(238)8301
		茨木	茨木市東中条町1-12	072(623)2551
		布施	東大阪市長栄寺7-6	06(6782)4221
		岸和田	岸和田市作才町1264	072(431)5541
		池田	池田市栄本町12-9	072(751)2595
		泉大津	泉大津市旭町22-9	0725(32)5181
		河内柏原	柏原市堂島町1-22	072(972)0081
		枚方	枚方市大垣内町2-9-21	072(841)3363
		泉佐野	泉佐野市上町2-1-20	072(463)0565
		河内長野	河内長野市昭栄町7-2	0721(53)3081
		門真	門真市殿島町6-4 守口門真商工会館2階	06(6906)6831
28	兵庫	神戸	神戸市中央区相生町1-3-1	078(362)8609(代)

		灘	神戸市灘区大内通5-2-2	078(861)8609(代)
		姫路	姫路市北条字中道250	079(222)8609(代)
		西宮	西宮市青木町2-11	0798(75)6711
		尼崎	尼崎市名神町3-12-2	06(6428)0001(代)
		明石	明石市大明石町2-3-37	078(912)2277(代)
		西脇	西脇市西脇885-30	0795(22)3181~3
		加古川	加古川市野口町良野1742	079(421)8609(代)
		伊丹	伊丹市昆陽1-1-6	072(772)8609
29	奈良	奈良	奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎	0742(36)1601(代)
30	和歌山	和歌山	和歌山市美園町5-4-7	073(425)8609
31	鳥取	鳥取	鳥取市富安2-89	0857(23)2021(代)
32	島根	松江	松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎2階	0852(22)8609
33	岡山	岡山	岡山市北区野田1-1-20	086(241)3222
		西大寺	岡山市東区河本町325-4	086(942)3212
		倉敷中央	倉敷市笹沖1378-1	086(424)3333
		津山	津山市山下9-6	0868(22)8341
		笠岡	笠岡市十一番町11-6	0865(62)2147
34	広島	広島	広島市中区上八丁堀8-2 広島清水ビル	082(223)8609
		可部	広島市安佐北区可部南3-3-36	082(815)8609
		広島東	広島市東区光が丘13-7	082(264)8609
		福山	福山市東桜町3-12	084(923)8609
		呉	呉市西中央1-5-2	0823(25)8609
		廿日市	廿日市市串戸4-9-32	0829(32)8609
35	山口	山口	山口市神田町1-75	083(922)0043
36	徳島	徳島	徳島市出来島本町1-5	088(622)6305~08
37	香川	高松	高松市花ノ宮町2-2-3	087(869)8609(代)
38	愛媛	松山	松山市大軒家町3-27 松山労働総合庁舎	089(917)8609
39	高知	高知	高知市大津乙2536-6	088(878)5320
40	福岡	福岡中央	福岡市中央区赤坂1-6-19	092(712)8609(代)
		福岡東	福岡市東区千早6-1-1	092(672)8609
		福岡西	福岡市西区姪浜駅南3-8-10	092(881)8609
		八幡	北九州市八幡西区岸の浦1-5-10	093(622)5566
		小倉	北九州市小倉北区萩崎町1-11	093(941)8609
		久留米	久留米市諏訪野町2401	0942(35)8609
		行橋	行橋市西宮市5-2-47	0930(25)8609
		福岡南	春日市春日公園3-2	092(513)8609
		田川	田川市大字弓削田184-1	0947(44)8609
		大牟田	大牟田市大正町6-2-3	0944(53)1551
		直方	直方市大字頓野字正境3334-5	0949(22)8609
		飯塚	飯塚市芳雄町12-1	0948(24)8609
41	佐賀	佐賀	佐賀市成章町5-21	0952(24)4361
42	長崎	長崎	長崎市宝栄町4-25	095(862)8609(代)
43	熊本	熊本	熊本市大江6-1-38	096(371)8609(代)
44	大分	大分	大分市都町4-1-20	097(538)8609
45	宮崎	宮崎市	宮崎市柳丸町131	0985(23)2245(代)
46	鹿児島	鹿児島	鹿児島市下荒田1-43-28	099(250)6060
47	沖縄	那覇	那覇市おもろまち1-3-25	098(866)8609

生活福祉・就労支援協議会の設置について

1. 設置の目的

住居・生活に困窮する離職者が、第二のセーフティネット支援施策等を効果的に利用して生活再建を図り、生活保護受給者等の就労自立を促進するためには、各地域の福祉部門と雇用部門の密接な連携が重要である。

このため、各地域の各関係機関が連携・協力を図る上での協議、調整等を行うことを目的として、「生活福祉・就労支援協議会」を設置する。

2. 協議会の設置単位

都道府県及び地域（原則として一つの公共職業安定所の管轄区域）に設置

3. 協議会の構成員（主なもの）

ア 福祉部門

- ・ 地方自治体の福祉担当（住宅手当、生活保護、母子福祉施策関係）
- ・ 社会福祉協議会

イ 雇用部門

- ・ 都道府県労働局・ハローワーク
- ・ 自治体の労働担当（雇用政策、職業能力開発関係）

ウ その他

- ・ 関連施策担当機関（多重債務問題、精神保健福祉（自殺対策）、公的賃貸・民間賃貸住宅関係、福祉部門担当コーディネータの代表、アドバイザー等の代表）

4. 協議会の協議事項（主なもの）

ア 各支援施策・事業の実施状況及び成果の確認と検証

- ・ 第二のセーフティネット関連施策の実施状況
- ・ 福祉部門と雇用部門の連携など

イ 各支援施策・事業の運営上の問題点・課題の検討

ウ 各支援施策・事業の実施手続上の調整（担当者の研修関係を含む）

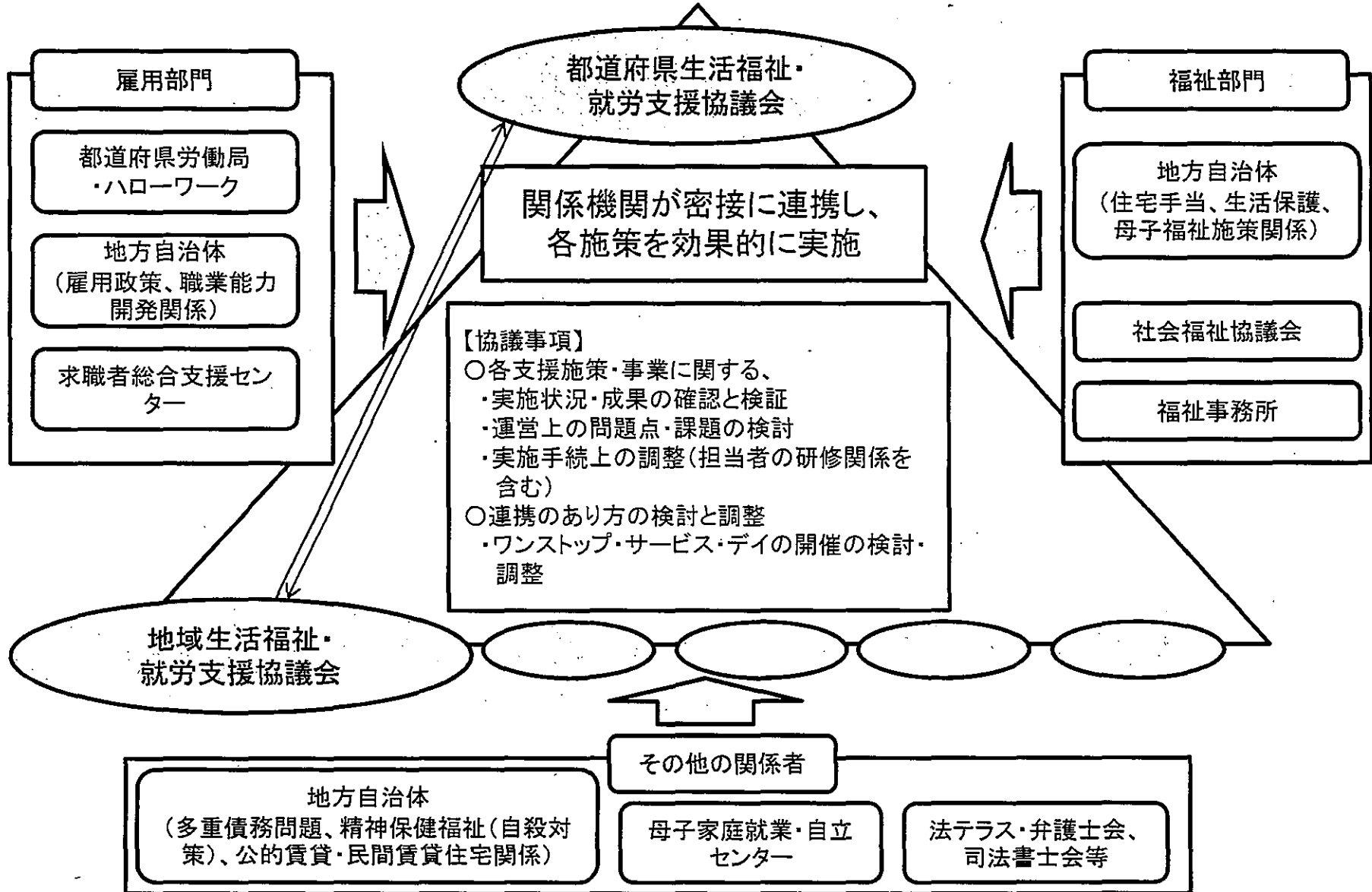
エ 各地域における今後の連携のあり方の検討と調整

- ・ ワンストップ・サービス・デイの開催の検討など

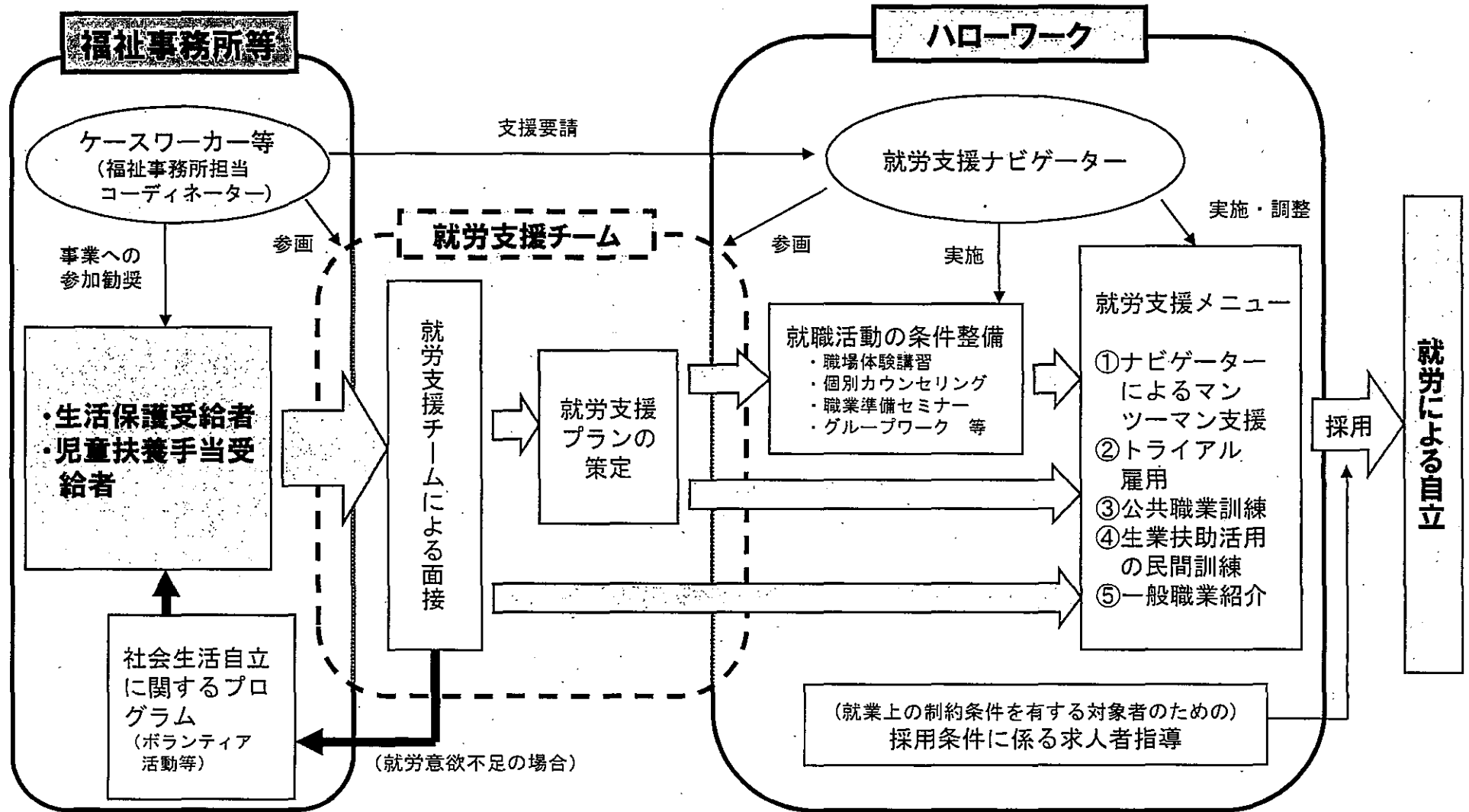
5. 協議会の開催時期

毎年度5月末までに開催するほか、必要に応じて随時開催（年数回程度）

生活福祉・就労支援協議会について

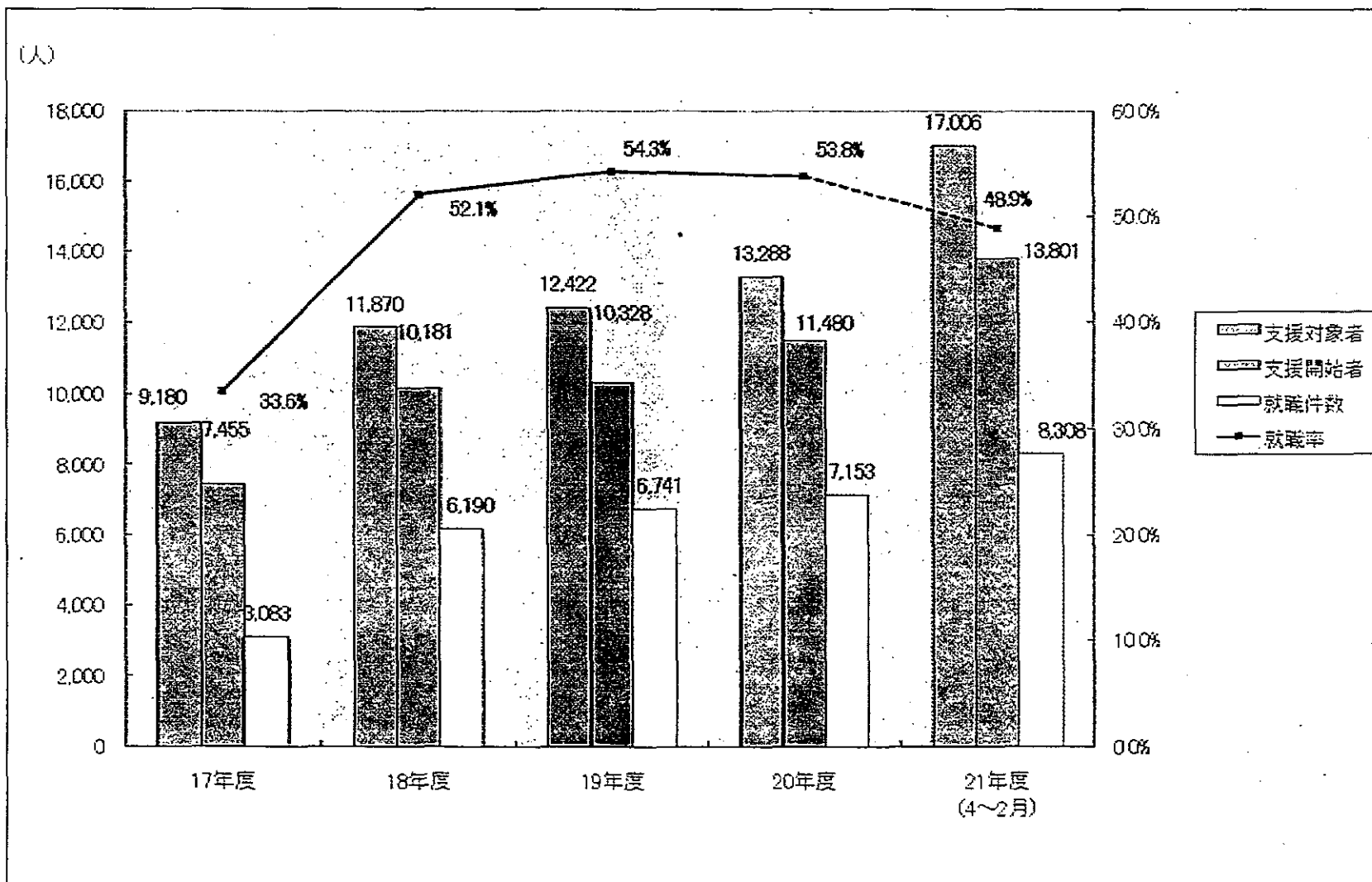


生活保護受給者等就労支援事業の概要



生活保護受給者等就労支援事業の実績と目標

○ 生活保護受給者等就労支援事業の実績については、平成17年度以降順調に伸びてきており、今後、平成21年度末までに就職率60%とすることを目標とする（「福祉から雇用へ推進5カ年計画（成長力底上げ戦略）」）。



離職により 住宅等にお困りの方のための 支援ガイド

～新しいセーフティネット～

※目を除く支援は同時に受けることはできません。ただし、雇用保険受給資格者でない方は、目住宅手当とC総合支援資金貸付の併用が可能です。

マークの見方

下のマークは支援の内容を
大まかに表したものです



住宅入居
の支援



家賃
の支援



生活費
の支援



就職
の支援

A 就職安定資金融資

事業主都合等による離職に伴い住居を喪失した方に対する、
住宅入居初期費用等の貸付。

お問い合わせ先

ハローワーク



貸付



貸付



貸付



貸付

支援の概要

貸付額

- ①住宅入居初期費用… 上限**50万円**
(敷金・礼金等、転居費・家具什器等)
- ②家賃補助費…………… 上限月額**6万円**×6ヶ月
- ③常用就職活動費…… 上限月額**15万円**×6回
- ④就職身元保証料…… 上限**10万円**

※雇用保険受給資格者は②と③は貸付対象外です。
※貸付実行後6ヶ月以内に一定の要件を満たす就職をし、
その資格取得日の翌月の15日までにハローワークへ
届け出た場合、貸付額の返済が一部免除されます。

次の要件全てに該当する方

- ①事業主都合等(「解雇」、「雇止め」、「勤労退職など事業主の働きかけ等による自己都合離職(雇用保険の「特定受給資格者」に限る)」)による離職をし、その離職後1年以内である方
- ②①の離職に伴い住居喪失状態となっている方
- ③離職前に世帯の主たる生計維持者であった方(離職後離婚等により主たる生計維持者となった者を含む)
- ④預貯金・資産がない方
- ⑤常用就職の意欲が認められ常用就職に向けた就職活動を行う方(具体的にはハローワークに求職申し込みをし、月1回以上定期的職業相談を受け、常用就職に向けた就職活動を熱心に行うこと)
- ⑥養力団員でないこと
- ⑦貸付られた就職安定資金を利用することによって確保した賃貸住宅に、継続的に入居すること

B 住宅手当

離職者であって住宅を喪失または喪失するおそれのある方に対する、
賃貸住宅の家賃のための給付。

お問い合わせ先

地方自治体



給付

支援の概要

支給額

賃貸住宅の家賃額

※地域ごとの上限額(生活保護の住宅扶助特別基準に準拠した額)及び収入に応じた調整があります。

例:月**53,700円**

(東京都区市・単身者・収入84,000円以下の場合)

支給期間

原則6ヶ月

一定の条件の下、最大9ヶ月支給可能

次の要件全てに該当する方

- ①平成19年10月1日以降に離職した方
- ②住宅を喪失している方または賃貸住宅に居住し住宅を喪失するおそれのある方
- ③離職前に主たる生計維持者であった方(離職後離婚等により主たる生計維持者となっている場合も含む)
- ④申請者及び申請者と生計を一同とする同居の親族の収入の合計額が以下の金額である方

単身世帯	:8.4万円に家賃額(ただし地域ごとに設定された基準額が上限)を加算した額未満
2人世帯	:17.2万円以内
3人以上世帯	:17.2万円に家賃額(ただし地域ごとに設定された基準額が上限)を加算した額未満
- ⑤申請者及び申請者と生計を一同とする同居の親族の預貯金の合計が次の金額以下である方

単身世帯	:50万円	複数世帯	:100万円
------	-------	------	--------
- ⑥就労能力及び常用就職意欲があり、ハローワークに求職申し込みを行う方
※ハローワークへの求職申し込みと月1回以上の職業相談、自治体での月2回以上の面接支援、求人先への原則週1回以上の応募等が必要です。

C 総合支援資金貸付

失業等により日常生活全般に困難を抱えている方に対する、住宅入居費等の資金の貸付。

お問い合わせ先
市町村社会福祉協議会



貸付



貸付



貸付

支援の概要

貸付額

①生活支援費

二人以上の世帯… 上限月額20万円

単身世帯…………… 上限月額15万円
(最長1年間)

②住宅入居費…………… 上限40万円 (敷金・礼金等)

③一時生活再建費… 上限60万円

連帯保証人 原則必要

利子

無利子

連帯保証人を立てない場合は
利子年1.5%

次の要件全てに該当する世帯(貸付を受ける方は本人確認が必要)

- ①収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっていること
- ②現に住居を有していること、または住居を有していない場合は住宅手当の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること
- ③生活保護、年金等を含め他の公的な給付・貸付を受けることができず、生活費を賄うことができないこと
- ④低所得世帯(市町村民税非課税程度)であること
- ⑤社会福祉協議会及び関係機関(ハローワーク等)から、貸付後の継続的な支援を受けることに同意していること
- ⑥貸付け及び相談支援を行うことにより、世帯の自立と償還が見込めること

※ハローワークへの求職申込みと職業相談が必要です。
※貸付に当たっては社会福祉協議会での審査があります。

D 訓練・生活支援給付

ハローワークのあっせんにより職業訓練を受講する方に対する、訓練期間中の生活費等の給付。

お問い合わせ先
ハローワーク



給付(+貸付)

支援の概要

支給期間

職業訓練期間中

支給額

単身者の方……………月額10万円

被扶養者のいる方…月額12万円

※希望する方は、さらに「訓練・生活支援資金融資」を利用することができます。

単身者の方 : 上限月額5万円

被扶養者のいる方: 上限月額8万円

次の要件全てに該当する方

- ①ハローワーク所長のあっせんにより、所定の職業訓練を受講する方
- ②雇用保険の求職者給付、職業転換給付金の就職促進手当及び訓練手当を受給できない方
- ③世帯の主たる生計者である方
- ④年収が200万円以下、かつ世帯全体の年収が300万円以下である方
- ⑤世帯全体の金融資産が800万円以下である方
- ⑥現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない方

※ハローワークへの求職申込みと訓練期間中～終了後の職業相談が必要です。

目 臨時特例つなぎ資金貸付

お問い合わせ先
市町村社会福祉協議会

公的な給付・貸付が開始されるまでの間の生活が立ちゆかない
住居喪失離職者に対する、当座の生活費等の貸付。



支援の概要

貸付額 上限10万円

連帯保証人 不要

利子 無利子

※貸付を希望する場合は、公的給付・貸付等を申請する際に、まずその窓口にてご相談ください。

次の要件全てに該当する方

- ①住居を喪失した離職者である方
- ②離職者支援のための公的給付制度(☑雇用保険求職者給付、☑住宅手当、☑訓練・生活支援給付、☑就職活動困難者支援事業の生活・就職活動支援費、☑生活保護)又は公的貸付制度(☑就職安定資金融資、☑総合支援資金貸付、☑長期失業者支援事業の生活・就職活動費)の申請が受理されている方
- ③②の給付・貸付の開始までの生活に困窮している方
- ④借入申込者本人名義の金融機関の口座を有している方

目 就職活動困難者支援事業

お問い合わせ先

ハローワーク



事業主都合等離職に伴い住居を喪失した方に対する、
民間職業紹介事業者による、住居の提供、生活費等の給付、就職支援。

支援の概要

支援期間 3ヶ月

支援内容

- ・再就職の可能性を高めるためのカウンセリング・講習等
- ・求人情報の提供、職業紹介等による就職の実現
- ・住居の提供(家賃無料。光熱水費等は自己負担)
「生活・就職活動費」(月額10万円×最長3回)の支給など住居・生活支援
- ・就職後の職場定着のためのサポート

※実施していない都道府県もあります。
※ご希望の方は、まず最寄りのハローワークへお電話にて実施状況をご確認下さい。

次の要件全てに該当する方

- ①倒産・解雇等又は期間の定めのある労働契約が更新されなかったこと(その者が更新を希望した場合に限る)による離職をし、その離職後1年以内である方
 - ②①の離職に伴い住居喪失状態となり、就職活動に支障が生じていると認められる方
 - ③雇用保険の受給資格がない方
 - ④常用就職の意欲があり、求職活動に取り組んでいる方
 - ⑤民間職業紹介事業者による支援の利用を希望する方
- ※ハローワークへの求職申込みと職業相談が必要です。

目 長期失業者支援事業

お問い合わせ先

ハローワーク



長期失業者に対する、民間職業紹介事業者による就職支援
(生活費等の資金の貸付も可能)。

支援の概要

支援期間 6ヶ月
四半期に1回(5月、7月、10月、1月)開始予定

- 支援内容**
- ・再就職の可能性を高めるためのカウンセリング・講習等
 - ・求人情報の提供、職業紹介等による就職の実現
 - ・就職後の職場定着のためのサポート

貸付額 労働金庫による「就職安定資金融資(長期失業者)」の「生活・就職活動費」の貸付(上限月額15万円×6回)

※実施していない都道府県もあります。
※ご希望の方は、まず最寄りのハローワークへお電話にて実施状況をご確認下さい。

次の要件全てに該当する方

- ①ハローワークで求職活動に積極的に取り組んできたものの、離職後1年以上経過した方
- ②60歳未満の方
- ③雇用保険受給者であった方については、雇用保険受給終了後2ヶ月以上経過している方
- ④他に世帯の生計を維持する者がいない方
- ⑤預貯金等の当面の生活費・就職活動費がない方
- ⑥暴力団員でないこと
- ⑦民間職業紹介事業者による支援の利用を希望する方
- ⑧平成21年度以降、本事業による支援を受けていない方

※貸付を希望しない方の場合、④～⑥は問いません。
※ハローワークへ求職申込みしていたことが必要です。

平成21年度生活保護法施行事務監査 結果について

社会・援護局保護課自立推進・指導監査室

平成21年度生活保護法施行事務監査結果について

〔特に面接相談の取扱い、暴力団員の排除及び
現業員等による不正事案の防止について〕

厚生労働省社会・援護局保護課
自立推進・指導監査室長補佐
佐藤 潤

1. 国の指導監査について

2. 平成21年度の監査結果について

- (1) 生活保護の面接相談の取扱い
- (2) 暴力団員の排除
- (3) 現業員等による生活保護費の詐取等の不正事案の防止

〔資料〕

資料1：平成22年度生活保護法施行事務監査における重点項目

資料2：社会・援護局関係主管課長会議資料（平成22年3月2日）抄

資料3：生活保護受給者に係る暴力団関係者一斉点検の実施（京都市）

資料4：現業員等による生活保護費の詐取等の不正防止等について

（厚生労働省社会・援護局保護課長通知）

資料5：社会・援護局関係主管課長会議資料（平成20年3月3日）抄

資料6：〈特集〉生活保護運営上の問題（生活と福祉2007年12月号）

平成 22 年度の生活保護法施行事務監査における重点項目

- 1 面接相談及び「辞退届」の提出又は指導指示違反による保護廃止の取扱い
- 2 無料低額宿泊施設、高齢者向け賃貸住宅及びそれらの類似施設の入所者に対する指導援助について
- 3 暴力団員の排除について
- 4 不正受給等の防止及び適正な債権管理について
 - (1) 申告義務の周知徹底及び未然防止・早期発見について
 - (2) 課税調査の徹底について
 - (3) 不正受給に係る保護費の法第 6 3 条による返還又は法第 7 8 条による徴収の適用について
 - (4) 事後調定の是正と適正な債権管理について
- 5 年金、障害者自立支援給付等他法他施策の活用について
- 6 診療報酬明細書の点検について
- 7 代理納付について
- 8 現業員等による生活保護費の詐取等の不正事案の未然防止等について
- 9 その他、保護の決定実施に当たって特に留意すべき事項について
 - (1) 訪問調査活動について
 - (2) 病状の把握及び就労指導・就労支援の徹底について
 - (3) 扶養義務の取扱いについて
 - (4) 要保護世帯向け不動産担保型生活資金の活用について
 - (5) 実施体制の整備について
 - ア 実施体制の整備
 - イ 組織的運営管理

社会・援護局関係主管課長会議資料（平成 22 年 3 月 2 日） ～抄～

1 面接相談について

監査の結果、一部の実施機関において、①申請意思が表明されているにもかかわらず添付書類の用意を求め保護申請書を速やかに交付していない事例、②手持金及び家賃や水道・電気などライフラインに係る滞納状況など所謂急迫性の確認が不十分な事例、③稼働能力、居住地の有無、扶養義務及び自動車等資産の取扱いなどに係る生活保護制度の説明が誤っている又は不十分な事例、④申請権を有する要保護者に対し保護の申請意思の確認を行っていない事例など、不適切な事例が未だに認められた。

については、都道府県等本庁においては、指導監査時に面接相談票について個別ケースを抽出した検討をお願いしているところであるが、指導監査時において面接相談員、査察指導員及び所長等幹部職員とのヒアリングを通じて問題点を把握の上、それぞれの職責に応じた具体的な指導を行うとともに、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第 9 の 1 に基づき、「生活保護問答集について」（平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「別冊問答集」という。）第 1 編問 9 の 1 から 2 を踏まえ、是正改善の文書指摘、事例研修会の開催、必要に応じては特別監査を実施するなどによって、保護の相談における開始申請の適切な取扱いを更に徹底すること。

その際、局長通知第 11 の 1 及び別冊問答集第 1 編問 11 の 1 から 5 による「保護申請時における助言指導」との取扱いについて十分理解させること。

特に査察指導員及び所長等幹部職員に対し、①相談者との面接終了後、面接相談員に速やかに面接相談票を回付させること、②面接相談票の審査を局長通知第 9 の 1 に基づき厳正に行い、面接相談員に対し適切な助言指導を行うこと、③必要に応じ相談者に対し追加聴取等を実施することについて徹底をお願いする。

なお、住宅手当、総合支援資金貸付及び訓練・生活支援給付など第 2 のセーフティネット制度についても、相談者に対し適切に情報提供すること。

2 暴力団員の排除について

監査の結果、一部の実施機関において、①現役暴力団員について入院等により急迫状況を認め保護を開始した者について、退院等により急迫状況を既に脱しているにもかかわらず漫然と保護を継続していた事例、②過去には暴力団員であったが現在は脱退しているとの本人の申立て又は障害や高齢を事由として、離脱の事実が不明であるにもかかわらず、警察官署に暴力団員該当性について照会をしないまま元暴力団員と取り扱っている事例、③現役暴力団員と同居し生計を一にしている家族について、当該暴力団員を世帯分離するだけで真にやむを得ない事情がないにもかかわらず保護を適用している事例などが認められた。

現役暴力団員について漫然と保護を継続するなど論外であるが、本人の申立てにより元暴力団員として取り扱っていたが、警察官署に照会した結果、現役暴力団員であった事例や、現役暴力団員で身体障害者手帳を所持又は65歳以上であった事例が現に認められているところである。

また、暴力団員を保護しないのは稼働能力の活用要件を満たさないだけでなく、暴力団活動を通じて得られる違法・不当な収入の把握が困難なためであり、真にやむを得ない事情がある場合を除き、法第10条の世帯単位の原則により現役暴力団員と生計を一にする同居家族を保護することは認められない。

については、都道府県等本庁においては、「暴力団員に対する生活保護の適用について」（平成18年3月30日社援保第0330002号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）に基づき、都道府県等本庁においては警察官署と連携の上、管内実施機関に対し、暴力団員及びその同居する家族の取扱いを厳格に行うようケース毎に状況を確認し必要な指導を更に徹底すること。

特に査察指導員及び所長等幹部職員に対し、①現役暴力団員は本来保護の要件を満たさないが、急迫状況にある場合に限り保護の適用を認めるものであることから、毎月訪問調査の対象とするなど生活実態等の把握に努め、急迫状況を脱した時点で保護は原則的に廃止されるべきであること、②生活歴や態度等から暴力団員である疑いがある場合は、本人の申立てや年齢、障害の有無又は傷病の程度にかかわらず警察官署に暴力団員該当性を照会すること、③現役暴力団員と同居し生計を一にしている家族について、真にやむを得ない事情により、当該暴力団員を世帯分離することで保護を適用する場合は、ケース診断会議に諮る等組織的に慎重に検討するとともに、毎月訪問調査の対象とするなど生活実態等の把握に努めることの徹底をお願いする。

3 現業員等による生活保護費の詐取等の不祥事案の未然防止等について

現業員等による生活保護費の詐取及び懲戒処分を伴う事務け怠に係る国への報告が、今年度においては平成22年1月までに11件となっている。このような事件は、生活保護行政に対する国民の信頼を根底から揺るがすものであることから、他の実施機関においても、これらを他山の石として未然防止策の徹底が必要である。

これらの原因及び背景として、保護費の支給決定及び支給手続き、債権管理も含めた法第63条による返還金及び法第78条による徴収金並びに遺留金品等の取扱い、さらに日常の現業業務の進行管理などに問題が認められたところである。

については、都道府県等本庁においては、「現業員等による生活保護費の詐取等の不正防止等について」（平成21年3月9日社援保発第0309001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を踏まえ、管内実施機関に対する指導を更に徹底すること。

特に所長等幹部職員、経理担当係長及び査察指導員等に対し、①担当者が起案した電子データが決裁権者の決裁を経ることなく経理システムに流れ不適切に保護費が支給される可能性がある場合は電算システムの改修等を検討すること、②現業員等が現金を取り扱わざるを得ない場合においては、その手順及び相互牽制を含めた事務処理規程等を整備しその遵守状況を定期的に確認すること、③査察指導台帳及びその補助簿等各種台帳並びに訪問調査予定・実績表などの整備及び点検、現業員業務及び査察指導などに係る各種マニュアルの整備、さらにはチェック表などを活用した一斉点検の実施などを促進する一方、日常のケース審査及び現業員への指示事項についての進行管理を強化することについて、指導を徹底願いたい。

平成 21 年 5 月 8 日

各 福 祉 事 務 所 長

保 健 福 祉 局 長

(担当：生活福祉部地域福祉課)

生活保護受給者に係る暴力団関係者一斉点検の実施について（通知）

本市では、従来から暴力団員である疑いが生じた者について、京都府警への照会により暴力団活動の有無の確認に努めていたが、照会時には暴力団員でなかった者が照会后に暴力団員となっていた事案や福祉事務所において暴力団員と疑うことができなかつたために京都府警に対する照会が行われていなかった事案等、結果として従来の照会方法のみによっては暴力団員による保護受給を阻止できない事案があることが明らかになった。

このため、本市の生活保護から暴力団を徹底的に排除し「必要な人に必要な保護」をより一層推進するため、本市として暴力団員と疑うべき対象をより明確にし、京都府警への照会が必要な者について漏れなくこれが実施されるよう努めるとともに、少なくとも年に 1 回、定期的な状況把握が行えるよう暴力団関係者一斉点検を実施することとし、別添実施要綱を策定したので通知する。

各福祉事務所においては、本通知後、直ちに当該一斉点検を実施し、暴力団の排除に取り組むこと。

また、今後は、各福祉事務所が福祉業務運営方針・事務事業計画において当該一斉点検の実施時期を定め、少なくとも年に 1 度は当該一斉点検を実施すること。

生活保護受給者に係る暴力団関係者一斉点検実施要綱

1 概要

暴力団員の疑いのある者について、少なくとも年に1度定期的に暴力団活動の有無を京都府警察本部へ照会することにより暴力団員の把握に努め、暴力団の京都市生活保護からの徹底した排除に取り組むことにより「必要な人に必要な保護の実施」を推進する。

2 点検方法

(1) 点検対象者

生活保護を受給している者のうち20歳～80歳の男性

* 新規開始決定に係る調査については、この事業の対象としない。

(2) 点検実施時期

少なくとも年に1度定期的に実施する。

実施時期については、各福祉事務所運営方針・事業計画により定めることとする。

(3) 点検実施方法

① 20歳～80歳の男性のリストを出力

各福祉事務所の保護係長は、20歳～80歳の男性を抽出した(別紙1)「年齢別対象世帯一覧(20歳～80歳の男性リスト)」を電算により出力する。

② 照会対象者の選定及び照会対象者リストの作成

地区担当員は、(別紙1)「年齢別対象世帯一覧(20歳～80歳の男性リスト)」等を参考に暴力団員の疑いがある者(※1)を抽出したうえで、京都府警へ照会が必要な者を選定し(別紙2)「照会対象者リスト」に入力する。

(※1) 暴力団員の疑いがある者

ア 保護台帳に暴力団員である旨の記載がある新聞記事が編綴されている者

イ 保護台帳に暴力団活動に関わっていたことを示す記録がある者

ウ その他、以下の事由等から福祉事務所が暴力団員との疑いを持つ者

- ・ 行動や言動が威圧的である者や刺青等がある者
- ・ 覚せい剤所持や銃刀法違反等による逮捕歴や覚せい剤後遺症がある者
- ・ 近隣住民等から過去に暴力団員との通報があった者
- ・ 過去の生活歴や職歴、生計維持方法に不明な点が多い者
- ・ 高級車(年式を問わない)を使用している疑いがある者
- ・ 明確な理由なく不在がちであるなど生活実態に不明な点が多い者

* ア及びイについては、必ず照会を実施する。

ウに該当する者については、一律に照会することは必ずしも適当ではないため、地区担当員は保護係長との協議を実施するなど、照会の必要性等を組織的に検討したうえで、照会を実施することとする。

また、必要に応じて生活保護暴力団員等対策支援員に照会の要否等について、助言を求める。

③ 京都府警察本部へ照会

(別紙2-①)「照会対象者リスト」を入力後、CSVファイル化しFDに保存した(別紙2-②)「照会対象者リスト」及び紙媒体で出力した(別紙3)「照会依頼文」とあわせて、福祉事務所からの依頼に基づき生活保護暴力団員等対策支援員が京都府警察本部刑事部組織犯罪対策第一課へ持参することとするが、必要に応じて京都府警との窓口担当係長が京都府警察本部に照会文書を持参しても差し支えない。

④ 京都府警察本部から回答

京都府警察本部での調査が終了後、各福祉事務所の京都府警との窓口担当係長あてに連絡があるので、福祉事務所からの依頼に基づき生活保護暴力団員等対策支援員が京都府警察本部へ出向いたうえで、口頭で照会結果を聴取することとするが、必要に応じて京都府警との窓口担当係長が京都府警察本部に出向き照会結果を聴取しても差し支えない。

2 点検後の対応

(1) 暴力団員であることが判明した場合

ア 速やかに暴力団から離脱するとともに離脱の事実を確認できる書類(絶縁状・破門状等)を提出するよう指示し、離脱の事実を確認できる書類等が提出されない場合には、文書指示等の所定の手続きを経たうえで原則として保護を廃止する。

イ 暴力団から離脱の事実を確認できる書類が提出された場合は、京都府警察本部へ当該書類の真偽等について確認を行い、その結果、暴力団からの離脱が確認された場合は、誓約書、自立更生計画書及び厚生労働省の示した同意書を徴取したうえで、保護受給中に誓約に反して暴力団活動を行わないよう法第27条に基づき文書により指示する。

(2) 暴力団員であると判明しなかった場合

ア 元暴力団員であることが明らかな者(※2)

(※2) 元暴力団員であることが明らかな者

- ① 保護記録に添付されている新聞記事等により、暴力団員であったことが客観的に確認できる者
- ② 京都府警への照会結果において暴力団員との回答を得た後に暴力団を離脱した者
- ③ 京都府警から元暴力団員であると情報提供を受けた者

元暴力団員であることが明らかな者については、これまでの例から再度暴力団員に復帰するおそれもあるため「照会対象者リスト」の登載を継続し、翌年度以降の一斉点検時において暴力団活動の有無について照会を行う。

また、処遇困難世帯として、所長ヒアリングにおいて現状を報告したうえで、組織的な指導を行う。

なお、所長ヒアリングにおいては、(別紙5)「暴力団関係者の保護の状況(個別票兼所長ヒアリング資料)」を検討資料として使用し、ヒアリング後に必ず所長まで決裁を受けたうえで保護台帳に添付する。

イ 元暴力団員以外の者

元暴力団員以外の者のうち暴力団活動が疑われる者については、原則として「照会対象者リスト」への登載を継続し、翌年度以降の一斉点検においても暴力団活動の有無について照会を行うこととするが、照会後に長期入院・入所となった者等、対象者の生活状況等から暴力団活動を行っていないことが明らかな者については、地区担当員は保護係長と協議のうえ「照会対象者リスト」から削除して差し支えないこととする。

(3) 点検対象者の追加

一斉点検時以外に新規申請等により点検対象とすべき者が確認された場合は、随時、保護係長が「点検対象者リスト」に追加する。

3 組織的対応

(1) 暴力団員に対する保護廃止等に係る対応については、決して地区担当員や保護係長任せにすることなく、必ずケース診断会議を開催のうえ組織として一体となり対応するとともに、必要に応じて、生活保護暴力団員等対策支援員に助言や同席を依頼する。

また、ケース診断会議においては、(別紙5)「暴力団関係者の保護の状況(個別票兼所長ヒアリング資料)」を検討資料として使用し、ケース診断会議後に必ず所長まで決裁を受けたうえで、保護台帳に添付する。

(2) 暴力団員により福祉事務所職員に対する暴力行為や脅迫的言動がなされる可能性がある場合には、あらかじめ生活保護暴力団員等対策支援員や所轄警察署の組織犯罪対策担当課に連絡し、対応方法について助言を求めるほか、必要に応じて有事の際の迅速な対応が可能のように協力を求めるなど、生活保護暴力団員等対策支援員や所轄警察署からの必要な支援が得られるよう事前調整を十分に行う。

4 報告

(1) 点検終了後、一斉点検の結果を各福祉事務所ですべてを集計し、(別紙4)「一斉点検結果報告書」により保健福祉局生活福祉部地域福祉課へ報告する。

ただし、一斉点検の結果、告訴等の検討や警察等捜査機関に対する捜査への協力が必要な場合等には、報告期限にかかわらず、直ちに報告するとともにその対応を協議する。

(2) 暴力団員であるが急迫状態等により保護を適用している者（保護の停止を含む）については、世帯状況等を（別紙5）「暴力団関係者の保護の状況（個別票兼所長ヒアリング資料）」により報告する。

別紙3

第 年 月 日 号

京都府警察本部刑事部
組織犯罪対策第一課長 様

京都市 福祉事務所長
(担当 保護 係長)

暴力団関係照会について (依頼)

下記の者について、暴力団員の該当の有無を照会します。
なお、個人情報の取扱いには十分留意していただくよう、念のため申し添えます。

記

(/)

フリガナ 氏名	生年月日	現住所
キョウト 知太郎	昭和51年10月1日	京都市中京区・・・
オイケ 二郎	昭和52年6月29日	京都市下京区・・・
チキ 地域 三郎	昭和53年4月19日	京都市右京区・・・

暴力団関係者一斉点検結果報告書

福祉事務所

事 項	対象者数
A 京都府警に照会を実施した者 (B+C)	
B 暴力団員であることが判明した者 (D+E+F+G+H)	
D 暴力団からの離脱を確認し保護を継続	
E 保護の廃止	
F 保護の停止	
G 暴力団からの離脱を指導中	
H 暴力団からの離脱は確認できないが、急迫状態により保護適用	
C 暴力団員であると判明しなかった者	

(別紙5)

暴力団関係者の保護の状況
(個別票兼所長ヒアリング資料)

所長	課長	係長	係員

対象者名				ヒアリング開催日	年	月	日	
ケース番号	— —			開始年月日	年	月	日	
訪問基準								
会議出席者	所長・課長・S V・C W・その他 ()							
世帯構成	続柄	(年齢)	職業等	現状	現暴・元暴・その他 ()			
		(歳)		開始理由・開始時の状況	(現役暴力団員の場合の急迫性の判断理由)			
		(歳)						
		(歳)						
		(歳)						
		(歳)						
世帯概要等歴								
警察等との連携	警察への照会	年 月 日		現在の指導状況	三点セット+同意書の徴取状況			
	照会の結果				○脱退を証する書類	済	(年 月 日)	未
					○自立更生計画書	済	(年 月 日)	未
					○誓約書	済	(年 月 日)	未
疾病等	組活動の状況(組名・身分等)			ヒアリング結果	○包括同意書	済	(年 月 日)	未
					29条調査の実施状況(銀行 保険 他)	済	(年 月 日)	未
					指導・援助の方針			
					指導の状況			
状況	主治医訪問の有無			有 (年 月 日) 無				
	嘱託医協議の有無			有 (年 月 日) 無				
	病状について							

継続ヒアリング欄

所長	課長	係長	係員

ヒアリング開催日	年	月	日
----------	---	---	---

会議出席者	所長 ・ 課長 ・ S V ・ CW ・ その他 ()
-------	------------------------------

府警紹介等の状況	府警への照会	個別調査 ・ 一斉点検	年	月	日
	照会結果	該当あり	該当なし	その他 ()	
	対象者の状況	現暴	元暴	その他 ()	

[世帯状況の変化等]

[指導経過]

ヒアリング結果

継続ヒアリング欄

所長	課長	係長	係員

ヒアリング開催日	年	月	日
----------	---	---	---

会議出席者	所長 ・ 課長 ・ S V ・ CW ・ その他 ()
-------	------------------------------

府警紹介等の状況	府警への照会	個別調査 ・ 一斉点検	年	月	日
	照会結果	該当あり	該当なし	その他 ()	
	対象者の状況	現暴	元暴	その他 ()	

[世帯状況の変化等]

[指導経過]

ヒアリング結果

継続ヒアリング欄

所長	課長	係長	係員

ヒアリング開催日	年	月	日
----------	---	---	---

会議出席者	所長 ・ 課長 ・ S V ・ CW ・ その他 ()
-------	------------------------------

府警紹介等の状況	府警への照会	個別調査 ・ 一斉点検	年	月	日
	照会結果	該当あり	該当なし	その他 ()	
	対象者の状況	現暴	元暴	その他 ()	

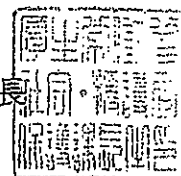
[世帯状況の変化等]

[指導経過]

ヒアリング結果

社援保発第0309001号
平成21年3月9日都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課長



現業員等による生活保護費の詐取等の不正防止等について

保護の実施機関においては、生活保護費の支給等について適正な事務処理が必要不可欠であるが、近年、現業員等による生活保護費の詐取等の不正事案が発生しており、このことは生活保護行政に対する国民の信頼を損なうものであり誠に遺憾である。

会計検査院の平成19年度決算検査報告においても、実地検査した212福祉事務所のうち43福祉事務所における現業員等による詐取、領得、事務け怠及び亡失（以下、「現業員等による詐取等」という。）の事態について、また、167の福祉事務所において、現業員等による詐取等が発生した上記43福祉事務所と同様の事務処理上の不備が見受けられた旨の指摘がなされており、実施機関における相互けん制等の内部統制を十分機能させることなどによる生活保護費の支給等事務の適正な実施及び不正事案の再発防止については是正改善措置が求められたところである。

各自治体におかれては、詐取等を行った現業員等に対し懲戒処分等の厳正な措置が講じられているところであるが、今後、現業員等による詐取等が発生した福祉事務所は勿論のこと、現業員等による詐取等が発生していない福祉事務所についても不正事案が発生しないよう、その再発または発生の防止対策を更に徹底する必要がある。

また、当該詐取等により不適正支出された生活保護費負担金については、その適正な精算を行い返還手続きを講じる必要がある。

については、下記の事項に留意の上、生活保護費の支給等事務の適正な実施とその不正事案の再発等防止対策を講じ生活保護行政の適正な運営に資するよう、実施機関を指導されたい。

記

1 生活保護費の支給等の事務処理の適正化について

- (1) 生活保護費及び生活保護法第63条の返還金等に係る詐取及び領得を防止するため、現業員等の事務の範囲、保護金品の支給及び返還金の管理、現業員等の現金の取扱い手順、決裁権者等を明確にした事務処理規程等を整備するよう指導すること。
- (2) 生活保護費の窓口払いが行われている実施機関については、窓口払いの必要性を検討し、可能な限り縮減を図ること。また、現業員の出納業務への関与の縮減を検討し、事務処理方法の見直しを図るよう指導すること。

(3) 現業員等が、虚偽の保護決定調書を作成し架空の生活保護費の支給手続き等を行い、生活保護費を詐取、領得した事例が発覚したことから、今後このような事例を防止するため、査察指導員等が、被保護世帯の生活指導等の現業活動の把握、課税調査結果、保護決定通知書の送付等の点検など、現業員等の事務処理の審査や業務の進行管理を徹底するよう指導すること。また、被保護者等からの生活保護費、返還金等に関する問い合わせの受付体制の整備を図るよう指導すること。

(4) 生活保護費の支給事務に当たっては、多くの自治体において電算システムを導入し業務の効率化が図られているところである。

しかしながら、一部の自治体において、電算システムの中で支給決定に当たっての決裁機能が組み込まれておらず、担当員の起案したデータが決裁権者の決裁を経ることなく経理システムに流れ、不適切に生活保護費が支給されるといった事案が見受けられた。

このような取扱いは、現業員等の詐取等につながる恐れがあり、決裁を経ずに生活保護費の支給手続きを行うことは決してあってはならないものである。

生活保護費の支給事務においては、決裁権者は担当員の起案内容について十分な審査を行い、自らの決裁を経た上で、適切に支給されるよう徹底するとともに、電算システムを導入している実施機関においては、支給決定に当たっての決裁機能を活用するなどの方法により、決裁権者が電算システム上で内容確認を行った上で支出を行うよう指導すること。

なお、このための電算システム改修等に必要な費用については、セーフティネット支援対策等事業費補助金により支援することとするので、活用願いたい。

2 現業員等による詐取等不正事案の把握及び指導監査時の確認について

(1) 現業員等による詐取等不正事案が発生した場合は、直ちに別添1により厚生労働省へ報告すること。

(2) 上記(1)に係る事案については、その後の処置状況が確定次第、速やかに別添2により厚生労働省へ報告すること。

(3) 各実施機関における上記1の実施状況を指導監査等を通じ確認し、履行状況が不十分な場合は改善のための必要な技術的助言を行うこと。

3 現業員等の詐取等に係る生活保護費国庫負担金の精算について

生活保護費国庫負担金の精算については、(1)又は(2)により行うこととなるので、管内実施機関に対して周知すること。

(1) 現業員等による詐取、領得事案に係る精算の方法について

現業員等の個人的な詐取、領得事案に係る国庫負担金の精算については、「生活保護費等の国庫負担金について」(平成20年3月31日厚生労働省発社援第0331012号 厚生労働事務次官通知。以下「交付要綱」という。)の別紙様式11「生活保護費等国庫負担金にかかる事業実績報告の訂正について」を提出させ、発生年度ごとに交付額の再確定を行う。

ただし、実施機関の組織的な関与が認められる詐取、領得事案については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年8月27日法律第179号)第17条第1項を適用し交付決定の取消を行う。

(2) 現業員等による事務け怠、亡失事案に係る精算の方法について

事務け怠、亡失事案に係る国庫負担金の精算については、交付要綱の別紙様式8「生活保護費等国庫負担金にかかる事業実績報告書について」の別紙1「生活保護費等国庫負担金精算書」の「返納金、徴収金、その他の収入」欄に、国庫負担金の精算時において、当該年度分として一括計上し精算すること。

なお、当該精算額については、不納欠損額には計上しないこと。

○社会・援護局関係主管課長会議資料（平成20年3月3日） 一部修正

職員の不正事例

(事例A)

○生活保護費の着服

(内容)

- ・被保護者8世帯に収入増加等を根拠に廃止や減額を通告していながら、これらの保護費について廃止の処理をしなかったり、収入額がないなどとして減額をせず、保護をそのまま継続して架空の生活保護費支給分3,177万円を約4年半にわたり詐取したものの。
- ・支払切符で換金する窓口払の仕組みを悪用し、被保護世帯と同名の印鑑を用意し、支給日に架空の保護費を銀行派出所から被保護者に代わって受取り着服。

(発生要因・問題点)

- ・現業員が現金を扱う行為が常態とされていた。
- ・課税状況調査を本人任せとし、組織的なチェックが不十分であった。
- ・生活保護費を窓口払としていた理由が不明確であった。
- ・不正が長期化した要因として、職員が自主的に当該世帯を担当するとの申し出があり、職員の経験に頼り同一世帯を長期間担当させ、結果的に職員任せとなり、査察指導員によるケースの状況把握や事態の発見もできなかった。

(未然防止策)

別紙参照

(事例B)

○生活保護費等を窃盗

(内容)

- ①福祉事務所のカウンター内の椅子の上にあった、生活保護費の入った手提げ金庫約440万円を窃盗。
- ②福祉事務所の金庫から遺留金を2度にわたり合計約49万円を窃盗。

(発生要因・問題点)

- ・現金管理の不徹底
 - ①金庫取扱者の厳重な管理意識が欠けていた。
 - ②経理担当職員が頻繁に出し入れするとして、勤務時間中のみ金庫には施錠がされておらず、厳重な管理意識が欠けていた。

(未然防止策)

別紙参照

(事例C)

○被保護者名簿の漏洩

(内容)

- ・借金をした金融業者から、「被保護者名簿等を渡せば借金を帳消しにする」と持ちかけられ、職員がこれに応じ被保護者全世帯分の情報が漏洩した。
- ・事件発生後、全被保護世帯宅への謝罪訪問と不審電話などの被害の状況確認を実施したが、被害のある被保護世帯はなかった。
- ・警察と連絡をとり被保護者名簿の回収に努めている。

(発生要因・問題点)

- ・情報管理の不徹底
- ・職員の倫理意識の欠如

(未然防止策)

- ・情報管理の徹底
- ・研修等による職員の倫理意識の高揚

(別紙)

福祉事務所における職員の不正事例の分類と対応策

○不正事例の分類

金銭に絡む職員の不祥事の内容を大別すると、

A：保護費等を被保護世帯に渡す前の段階で不正に取得するもの、

B：被保護者が持つ金銭を不正に取得するもの、

C：職場内における保護費等の窃盗

の3つに類型化できる。

発生の要因として考えられることは、Aについては、現業員が直接現金を取扱っていたこと、窓口払いによる支給時の確認体制が徹底されていなかったこと、安易に現業員が印鑑等を使用できたこと、長期にわたり現業員が同一世帯を担当していたことなどである。

Bについては、現業員が被保護者の通帳等を管理していたこと、現業員による返還金等の現金の取扱いが行われていたこと、被保護者に対し返還金等の取扱い方法が周知されていなかったことなどがあげられる。また、A Bいずれもその多くが査察指導員がケースワーカーに業務を任せきりにして点検等がなされていなかったことも大きな要因である。

Cについては、返還金の会計への納入処理が遅れ長期間金庫で保管する状態だったことなどである。

○防止対策等（別表参照）

防止策としては、①システム上の対策として、口座払いの推進、窓口払いの場合の経理担当等との複数による支給体制の確立、現金等取扱い方針等の作成とその周知徹底がある。次に、②運営上の対策として、査察指導員によるケースの状況把握の徹底や現業員の業務の進行管理、課税調査の徹底、定期的な自主的内部点検の実施、担当地区を一定期間で変更することなどがある。また、③倫理（モラル）上の対策として、幹部職員等が職員の不祥事は絶対に起こさないという強い意識を持ち、職員にたとえ僅かな額でもこのような行為は犯罪行為だということを強く認識させ、不正防止に対する意識の高揚を図ること、研修等による職員のモラル向上などがあげられる。

またCについては、金庫等管理の徹底を図るとともに迅速な返還金の納入処理などがある。

いずれの場合も、特に査察指導員等はケースワーカー任せにせず、組織的に業務を推進し、定期的な点検等を行うことがなにより肝要である。

福祉事務所職員における不正の類型・要因・防止対策

類型	主な不正の方法	発生要因	防止対策
A 保護費の不正取得	①廃止・停止したケースについて、事務処理手続きを行わず、保護継続を装い保護費を支出させ、不正に取得 ②収入認定すべき年金収入等を事務処理をせずに保護費を過大に支出させ、差額を不正に取得 ③転居に伴う敷金等を過大に水増すなど関係書類を偽造して請求し、本人には正規の額を支給し、差額分を不正に取得	①現業員による現金の取扱いが行われていたこと。 ②窓口払いによる支給時の確認体制が徹底されていなかったため、安易に現業員が印鑑等を使用し保護費を受給できたこと。 ③組織的なチェック体制が不十分だったこと。 ④長期にわたり、同一世帯を同じ現業員が担当していたこと。 ⑤査察指導員等が現業員に現業業務を全任していたこと。	①口座払いの推進 ②窓口払いの場合は、経理担当職員等同席による本人確認、及び支給体制の確立 ③現金等取り扱い方法の確立 一・取り扱い方針等の作成 ・被保護者に対する周知徹底 ④査察指導員による世帯状況の把握の徹底 一ケース記録等から疑義が生じた世帯については、同行訪問又は、来所させる等により被保護者と直接面接の上、状況の把握に努める。 ⑤福祉事務所内の状況把握等 一査察指導員・幹部職員は、現業員等の状況の把握に努めるとともに、現業員に業務を任せたままにせず、組織的な運営管理に努める。 ⑥課税調査の徹底 ⑦内部点検等による各ケースの確認 ⑧現業員の担当地区を一定期間で変更 ⑨職員の資質の向上及びモラルの徹底
B 被保護者の通帳等からの不正取得	①被保護者の通帳・印鑑及びキャッシュカード等を預かり、保護費等を不正に引き出し着服 ②被保護者から返還金等に係る現金を預かり、処理せずに着服	①現業員が被保護者の通帳、印鑑、キャッシュカード等を管理していたこと。 ②現業員による返還金等の現金の取扱いが行われていたこと。 ③被保護者に対し、返還金等の取扱い方法の周知が徹底されていなかったこと。	①現金等取り扱い方法の確立 一・取り扱い方針等の作成 ・被保護者に対する周知徹底 ②査察指導員による世帯状況の把握の徹底 一ケース記録等から疑義が生じた世帯については、同行訪問又は、来所させる等により被保護者と直接面接の上、状況の把握に努める。 ③福祉事務所内の状況把握等 一査察指導員・幹部職員は、現業員等の状況の把握に努めるとともに、現業員に業務を任せたままにせず、組織的な運営管理に努める。 ④内部点検等による各ケースの確認 ⑤現業員の担当地区を一定期間で変更 ⑥職員の資質の向上及びモラルの徹底 ⑦金銭管理能力に欠ける者などの通帳、印鑑等に係る管理については、地域福祉権利擁護事業の活用などを検討。
C 保護費等の盗難	金庫等に保管していた保護費等を盗難	①支給日に来所できなかった世帯の保護費が金庫で管理されていたこと。 ②預かった返還金の会計への納入処理が遅れて、長期間、金庫で保管された状態であったこと。	①口座払いの推進 ②金庫管理の徹底 一・限られた職員による管理の徹底、鍵の管理の徹底、配置位置の検討等 ③金庫内残額の定期的な確認 ④迅速な返還金の納入処理

生活保護 運営上の問題

厚生労働省社会・援護局総務課指導監査室

はじめに

近年、福祉事務所職員が生活保護費（以下、「保護費」という。）を着服したり、返還金の事務処理を怠ったまま放置していたりしたなど職員による不祥事の報道が多くなされているところである。

もちろん大多数の職員は誠実に職務を行っており、不祥事を起こした者はごく一部にすぎない。しかしながら、生活保護制度による保護費はすべて公金によってまかなわれており、一度このような不祥事が発生すれば、国民の福祉事務所に対する信用を著しく失墜させるだけではなく、ひいては生活保護制度そのものの信頼をゆるがしかねないこととなり、あってはならないことである。

このようなことを背景に今月号では、福祉事務所職員による不祥事について、発生の状況や対応策などについて分析するとともに具体的な事例（二市）についてその発生要因や再発防止策を紹介することとした。福祉事務所における不祥事発生の未然防止に何らかの参考になれば幸いである。

職員不祥事の種類等

ここ数年で、新聞等により報道された生活保護に係る福祉事務所職員による不祥事をみると次のとおりとなっている。

15年度	16年度	17年度	18年度
5件	5件	10件	20件
現業員の保護費の着服、返還金の放置紛失等	現業員の保護費の着服、保護費戻入金放置等	現業員の保護費の着服、遺留金の着服等	現業員の保護費の着服、被保護者へのセクハラ等

最近、公務員に対する国民の目は大変厳しいものがあるが、このように件数は年々増加しており、全体から見ればごく一部の者の不正とはいえ、看過できない問題である。このようなことから職員による不祥事について、各福祉事務所において未然防止のための方策を講じておくことは重要である。

次に、金銭に絡む職員の不祥事の内容を大別すると、
A：保護費等を被保護世帯に渡す前の段階で不正に取得するもの
B：被保護者が持つ金銭等を不正に取得するもの
C：職場内における保護費等の窃盗

の三つに類型化できる。

発生の要因として考えられることは、Aについては、現業員が直接現金を取り扱っていたこと、窓口払いによる支給時の確認体制が徹底されていないこと、安易

に現業員が印鑑等を使用できたこと、長期にわたり現業員が同一世帯を担当していたことなどである。

Bについては、現業員が被保護者の通帳等を管理していたこと、現業員による返還金等の現金の取り扱いが行われていたこと、被保護者に対し返還金等の取り扱い方法が周知されていなかったことなどがあげられる。また、A Bいずれもその多くが査察指導員がケースワーカーに業務を任せきりにして点検等がなされていなかったことも大きな要因である。

Cについては、返還金の会計への納入処理が遅れ長期間金庫で保管する状態だったことなどである。

防止対策等

防止策としては、①システム上の対策として、口座払いの推進、窓口払いの場合の経理担当等との複数による支給体制の確立、現金等取り扱い方針等の作成とその周知徹底がある。次に、②運営上の対策として、査察指導員によるケースの状況把握の徹底や現業員の業務の進行情況、課税調査の徹底、定期的な自主的的内部点検の実施、担当地区を一定期間で変更することなどがある。また、③倫理（モラル）上の対策として、幹部職員等が職員の不祥事は絶対起こさないと強い意識を持ち、職員にたとえ僅かな額でもこのような行為は犯罪行為だということ強く認識させ、不正防止に対する意識の高揚を図ること、研修等による職員のモラル向上などがあげら

れよう。

またCについては、金庫等管理の徹底を図るとともに迅速な返還金の納入処理などがある。

いずれの場合も、特に査察指導員等はケースワーカー任せにせず、組織的に業務を推進し、定期的な点検等を行うことがなにより肝要である。

以上の内容を詳細にまとめたのが別表である。まだまだ分析等が不十分な点もあるが、不正の概要を理解し、防止対策を講じる際の一助にしたい。

おわりに

福祉事務所の職員数等の実施体制はさまざまであり、

A市の事例

○事件概要

この事例は、福祉事務所ケースワーカー（以下「元職員」）が平成十四年七月から十九年二月にかけて、被保護世帯の廃止時期や収入額を偽るなどの方法により生活保護費合計三千百七十七万円を詐取したうえ、私的な経費（借金返済、遊興費等）に費消したものである。

○発見の経緯

後任者が引継後台帳を精査する過程で不審な事務処理

一律な対応をとることは困難な面もあるが、危機管理の点からもその事務所に応じた不祥事対策を講じておくことは必要である。

万一不祥事が起こった場合、一度失った信頼を回復することは容易ではない。この点からも不祥事は絶対起こしてはいけないという決意を持って取り組むことが大切である。

また、告発については、個別の事情でそれぞれ判断する必要があるが、いずれの場合でも自治体は毅然とした対応が求められることから、万一不祥事が発生した場合、内々で処理せずに厳正な態度で臨むことが必要である。

に気づき調査を進めていたところ、会計検査院実地検査において、課税調査で、あるケースについて収入があるにもかかわらずその収入を認定せずに保護費を支給しているため、保護費が過大支給になっていることを指摘された。

このため、元職員が担当していたケース台帳や保護費の支払い関係書類を精査するとともに、元職員及び関係者の事情聴取を進めた結果、今回の事件が判明したものである。

○不正の手口

主な不正の手口については、以下のとおり。

★事例1★廃止時期を偽ったもの

被保護世帯に対し保護を廃止すると通知したが、直ちには事務処理を行わず、一定の期間保護が継続していたように操作し、その間の保護費を詐取。

★事例2★収入額を偽ったもの

被保護世帯の稼働収入増加により保護費を減額支給すべきところ事務処理を行わず、収入の増加がないものとして事務処理し、その差分の保護費を詐取。

当事務所では、生活保護費の支払いは銀行口座払いが原則となっているが、元職員はこれらのケースは特段の理由があるとして窓口払いとし、自ら購入した当該被保護世帯の印鑑を支払い切符に押印し、課長印の押捺を受けた後、自ら区役所内の銀行派出所で換金してその全額を着服した。

○発生要因・問題点

- 一 上司である課長、係長による指導監督・査察指導が不十分
- ・一年以上の長期間にわたって台帳が点検されていないものが認められた。
- ・年一回の処遇方針改定時に、処遇内容を十分検証していないものが認められた。

区分	世帯数	詐取された月数	詐取金額
廃止時期を偽ったもの	4世帯	88月分	1632万円
収入額を偽ったもの	3世帯	90月分	940万円
その他	1世帯	27月分	545万円
合計	8世帯	205月分	3117万円

保護費の事務所払いを安易に容認していた。

元職員の生活保護業務のキャリアの長さや係長と同格の主査であることから、元職員に対する査察指導を行うべき係長に遠慮や放任的な意識があり、査察指導が十分になされなかった。

二 課税台帳調査が不十分

課税台帳調査を元職員に任せ、課長、係長のチェックが十分でなかった。

課税台帳調査未了分について、保護を廃止すれば調査不要とする運用がなされていた。

三 元職員による支払切符の現金化

事情により支払切符を現金化して被保護世帯に渡す場合、支払事務担当者（非ケースワーカー）が行うようになっていたが、元職員が行っていた。

四 長期間同一ケース担当による不正の長期化

○発覚後の対応

- ・元職員が担当していた全ケースについて点検したが、他に着服等の問題はなかった。また、全市の事務所払いケースについても点検を実施。
- ・元職員については、十九年九月懲戒免職、同月詐欺容疑で逮捕、十月起訴。

○再発防止策

当面の再発防止策として本庁及び市内各福祉事務所に
おいて、以下について取り組む。

- 一 区保護課長及び保護係長による日常的な指導監督の強化
 - ・保護係長は、収入申告に基づく処理、訪問活動の結果等を定期的に点検し、適正な事務処理がなされているかチェックを強化する。
 - ・銀行口座払いを原則とし、保護課長及び保護係長は、窓口払いの要件の点検を徹底する。
- 二 主査に対する査察指導の強化
 - ・福祉事務所長及び区保護課長は、保護係長の査察指導が適切に行われているか、適時チェックする。
- 三 区保護課長によるチェック体制の強化
 - ・新たに区保護課長が課税台帳調査チェックリストを作成し、進行管理を厳正に行う。
 - ・市本庁保護課は、課税台帳調査について、区保護課長の進行管理を点検し、また、廃止台帳について監査する。

四 支払切符及び現金の管理の徹底

- ・保護費の窓口払いにおける支払切符の管理は、査察指導員に限定するものとし、保護費を認定するケースワーカーは、現金を扱わないことを徹底する。
- ・特段の理由により現金化して被保護世帯に渡す必要がある場合でも、換金は支払事務担当者のみが行えるものとする。

五 二年を用途に担当地区を変更

人事異動に伴う担当員、担当地区変更の事務引継に
についても確実に上司に報告させる。

六 研修の強化・資質の向上

七 職員の不祥事の原因の分析・究明

- ・今般の担当職員の不祥事について、原因を分析・究明し、適正な保護業務を行うための方策を検討し、もって生活保護行政の信頼回復を図ることを目的として、会計審査部門、行政監察部門や福祉事務所関係の課長級職員等からなる「生活保護不祥事再発防止検討委員会」を設置した。原因の分析、課題の検討等を行い、十一月中を目途に再発防止策のまとめを行うこととしている。

★ここにA市の事例を掲載したが、他の事例(B市)については、誌面の都合により、二月号に掲載を予定している。

生活保護運営上の問題「B市の事例」

厚生労働省社会・援護局総務課指導監査室

十二月号特集で取り上げた、福祉事務所職員の不祥事問題。今回はその続編としてB市の事例を紹介し、引き続き、不祥事の発生要因や再発防止策について考えていきたい。

○事件概要

【事例1】生活保護費等の詐取

福祉事務所ケースワーカー(以下「元職員」という)が平成十八年一月、被保護世帯の転居に際し、転居に係る敷金等の必要額(二十一万四千円)を知りながら、実際より多い金額(四十一万円)を不正に請求し、福祉事務所経理担当者から直接現金を受け取り、詐取したものの。

【事例2】福祉事務所保管現金の窃取

元職員が平成十八年四月、勤務時間中に執務室内キャッシュネットに保管されていた現金九十七万四千円を窃取したものの。

○発見の経緯

事例1については、平成十八年四月元

職員の異動後の内部点検で疑義が発覚。

○発覚後の対応

事例1については、疑義が生じて以後内部調査を行い、平成十八年六月告発状を提出し、七月逮捕に至り、懲戒免職とした。

事例2については、所轄署と相談を行い、元職員の余罪である可能性が高いため、七月に被害届、八月に告発状を提出し、再逮捕された。

○発生要因・問題点

・当該福祉事務所においては、生活保護費等の現金の一部を経理担当者が直接、ケースワーカーに手渡し運用が行われていた(保護費支給の取扱いを定めた通知に違反していた)。
・福祉事務所における現金管理方法等について、全市で統一した取扱基準がなかったため、結果として、各福祉事務所において厳格な手続きが取られていなかった。
・当該福祉事務所では、現金については

金庫に保管することとなっていたが、一部の現金について執務時間中は鍵のかかっていないキャッシュネットに保管されており、現金管理が十分ではなかった。

○再発防止の対策

B市においては、生活保護費の取扱いを定めた局長通知により、適正に事務処理を行うよう指導してきたところであったが、今回の不祥事を受け、次のとおり再発防止策を講じた。

1 現金の取扱いについての局長通知の全面改正

今回の事案や福祉事務所実態調査の結果を踏まえ、福祉事務所において組織的に現金等の管理が行えるよう、現行の局長通知を全面改正し(改正後の局長通知の概要は後述のとおり)。

2 監督体制の見直し

福祉事務所における事務処理及び現金取扱いの適正化を図るため、局長直轄の特別査察部門を設置した。特別査察部門においては、不正防止の観点から、保護費の支出に係る領収証等の差証資料及び関係

者への確認等、抜き打ち査察も含めて、福祉事務所に対する査察を実施している。

3 被保護世帯への周知

不正を未然に防止することを目的に、ケースワーカーの現金取扱い等に関する周知文書を全被保護世帯に送付し、ケースワーカーが単独で現金を取り扱わない旨の周知徹底を図った(以降、毎年度周知文書を送付)。

4 職員研修

改正後の局長通知等の取扱いについて周知徹底を図るため、福祉事務所職員全員を対象とした研修を実施した(以降、毎年度、福祉事務所新任職員を対象に研修を実施)。

5 福祉事務所ケースワーカーの人材育成の充実と適正配置

本庁と福祉事務所の人事交流をはじめバランスのとれた人材配置を推進するとともに、福祉事務所全職員を対象とした倫理研修を実施した(以降、毎年度、福祉事務所新任職員を対象に研修を実施)。また、ケースワーカーの担当地区(世帯)について、短期間(三年程度)での担当替えを行うこととした。

6 人事異動時の内部点検の継続実施

人事異動時の内部点検を毎年継続実施し、不祥事の再発防止を図る。

○改正後の局長通知の概要

局長通知の対象を生活保護費のみならず福祉事務所取扱う全ての金銭等に拡大した。

1 □座振込の原則化

福祉事務所において扱う保護費、各種給付金、貸付金等の支払いは、事故防止及びプライバシー保護の観点から、口座振込を原則とすることを徹底する。また、リーフレット等を用い口座振込を組織的に勧奨する。

2 □座振込以外の例外的取扱いルールを徹底

①保護費窓口払い

□座振込以外の対応が必要な対象者(その世帯の状況から窓口払いによらなければ保護費支給が困難な者及び来所指導によらなければ生活実態の把握や指導が困難な者)を限定し、経理担当者が被保護者に直接支給することを徹底し、組織的な対応を行うために窓口払い取扱いルールを規定した。

(被保護者から所定の様式により窓口払い申出書の提出を受け、ケース診断会議を開催し、組織的にその可否を

検討する。窓口払いを認めた場合も年一回は必ず見直しを行う)。

②保護費の宅配

外出困難な一人暮らし世帯等で、金融機関や福祉事務所に赴けず、保護費の宅配をしないと日常生活に支障があると認められる者で、成年後見制度等の他制度の利用が困難である者については、被保護者の自宅等に保護費を届ける(以下「宅配」という)取扱いルールを規定し、組織的に対応することを徹底する。宅配が必要な対象者を所内会議で組織的に決定し、査察指導員が指名した職員を含む複数対応で宅配を行うことを徹底する。

③その他の給付金、貸付金等の取扱い

生活保護費以外のすべての給付金、貸付金等の支給事務の取扱いに当たっても、□座振込を原則とし、例外的取扱手続きは、生活保護費の取扱いに準じて実施する。

医療扶助の適正化

堺市健康福祉局福祉推進部生活援護課
主査 八木 一夫

医療扶助の適正化について

2010.5.18

堺市健康福祉局福祉推進部 生活援護管理課 八木一夫

I 堺市の状況

人口 849,834 人 世帯 370,195 人 (22.4.1) 7区に分かれる

保護世帯数 15,497 世帯 保護人員 22,952 人 保護率 27.01‰ (22.4.1)

実施体制 標準数 188 人のところ 113 人 マイナス 75 人
任期付き短期職員 45 人含めると マイナス 30 人

20年度 決算額 35,687,608 千円

うち医療費 17,343,644 千円 うち施術 約 192,747 千円

介護扶助費 752,097 千円

21年度は約 385 億円に

II 医療扶助・介護扶助の適正化の取り組み

1 医療扶助適正化

不正請求があれば大きな金額になる。(一例 奈良県 Y 病院 22 人で 23,817 千円)

(1) レセプト点検

平成 17 年度過誤調整率 0.78% 資格 0.11% 内容 0.68%

平成 20 年度過誤調整率 0.75% 資格 0.24% 内容 0.51%

平成 18 年度から業者委託

委託選定についてはプロポーザル方式を採用

単なる入札ではなく効果的な手法を提案してもらう。

縦覧点検のための画像化処理を 18 年度から始める。

検索機能を活用し縦覧点検を始める。検索したレセプトを画像表示させる。

また、画像化処理後紙で帰ってくるレセプトを外來のレセプトと調剤のレセプトをセットに並び替えてもらう。

画像化処理の際にレセプト情報をパンチ入力し資格審査を生活保護システムで行う。

この状況の中でレセプトオンライン対応をデータシステムとセットで先行市に。

光ファイバー回線を引く。レセプト管理システムを導入。生活保護システムの改修。

Ⅲ今後の目標

医療関係情報を統合し、本人にかかる保護情報を一元管理。

データシステムとの連携により、保護動向や自立支援に効果的な方法の模索
予算要求や監査資料作成を福祉事務所の手間を省ける。

具体的には、

医療情報（レセプトオンラインシステム）

介護情報（国保連データ）

施術情報（緊急雇用創設によるデータ化）

自立支援医療（市内部の情報共有化）個人情報取り扱い規定にのっとり
を一覧にし、他法優先を確保する。

また、このシステムの完成により貧困ビジネスの状況もわかるようになる。

生活保護行政の適正化に向けた
取り組みについて

大阪市健康福祉局生活保護調査担当課
課長 平澤 宏子

生活保護行政の適正化に向けた取り組みについて

大 阪 市

- 1 「適正化推進チーム」の設置
- 2 保護費の不正受給への対策
- 3 「貧困ビジネス事業」への対策
- 4 その他

「生活保護行政特別調査プロジェクトチーム」の設置について

現状・課題

昨年来の急激な景気の後退により、生活保護受給者は増加の一途をたどっており、本市財政を圧迫する大きな負担となっている。

このため、極めて厳しい社会経済情勢の中で、真に生活に困窮する方へ適切な保護の実施に努める一方で、生活保護制度をとりまく状況について市全体の共通の課題認識に立ち、社会保障制度全般を含めた抜本的な制度改革や財源措置を国へ求めるとともに、適切な業務執行体制の確保、不正受給や不正請求などの課題に対する市としての取り組みの一層の推進が求められている。

生活保護行政の検証・改善を進める局横断的なプロジェクトチームを設置

(健康福祉局、総務局、政策企画室、財政局、代表区で構成)

(※必要に応じて関係局も参画し、総合的な検討を行う)

具体的な取組

(1)生活保護の抜本的改革に向けた取り組み

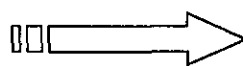
- ・生活保護の現状や市財政への影響等の分析
- ・制度の抜本改革や財源措置の要望等にかかる戦略の検討

(2)業務執行体制のあり方の検討

- ・急激な被保護世帯の増に伴うケースワーカー等の確保のための方策
- ・人事政策を含めた生活保護業務担当職員のスキルアップに関する検討
- ・局・区の業務のあり方や、事務改善方策の検討

(3)生活保護行政の適正実施・市民の信頼確保に向けた方策の検討

- ・真に困窮する方への適正な保護の実施に努めるとともに、不正受給や不正請求などに対する厳正な対応方策の検討



検討内容を踏まえ、具体的な指導等の行動を起こす「適正化推進チーム」を設置

平成21年 9月1日 プロジェクト発足
平成21年11月1日 適正化推進チーム発足

「生活保護行政特別調査プロジェクトチーム」体制図

委員長 市長
委員長代行 森下副市長

委員 健康福祉局長 総務局長 財政局長
政策企画室長 健康福祉局理事
健康福祉局企画担当部長
健康福祉局生活保護制度担当部長
総務局行政部長 生野区長 浪速区長
西成区長 西成区生活支援担当部長

事務局 健康福祉局
(総務局兼務)

幹事会 (各局課長級)

生活保護の抜本的改革に向けた取り組み

- ・生活保護の現状や市財政への影響等の分析
- ・制度の抜本改革や財政措置の要望等にかかる戦略の検討

健康福祉局 総務局 政策企画室 財政局

業務執行体制のあり方の検討

- ・急激な被保護世帯の増に伴うケースワーカー等の確保のための方策の検討
- ・人事政策を含めた生活保護業務担当職員のスキルアップに関する検討
- ・局・区の業務のあり方や、事務改善方策の検討

健康福祉局 総務局 区

生活保護行政の適正実施・市民の信頼確保に向けた方策の検討

- ・真に困窮する方への適正な保護の実施に努めるとともに、不正受給や不正請求などに対する厳正な対応方策の検討

健康福祉局 総務局 区

具体化

連携

大阪市関連部署

その他関係機関

適正化推進チーム

被保護者担当

①被保護者関係

- ・不正受給に関し、日常のケースワーク業務での対応が困難な事案について重点的な調査の実施

②事業者関係

- ・被保護者に不利益をもたらす恐れのある施設・団体等への調査の実施

医療担当

- ・不正請求に関し、レセプト点検、医療機関への個別指導結果等を踏まえた重点的な調査の実施

《体制》

- ①担当課長(1)※PT事務局兼務
- ②課長代理(1)
- ③担当係長(8)※うち2名はPT事務局兼務
- ④嘱託職員(6)※警察OBなど

福岡県における就労支援の取り組み

～ 課長 係長見守りの中、ケース中心に、
ケースワーカーと就労相談員、
三位一体での就労支援 ～

福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所
就労相談員（職業カウンセラー）杉井 さあ子

<事例報告>

福岡県における就労支援の取り組み

～課長 係長見守りの中、ケースを中心に、
ケースワーカーと就労相談員、三位一体での就労支援～

福岡県宗像遠賀保健福祉環境事務所

就労相談員（職業カウンセラー） 杉井さあ子

<はじめに>

今から約4年8ヶ月前に、この、事務所の就労相談員として着任し、厚労省のモデル事業との事に、魅力・やる気・そして現場で勉強させて頂きたいという強い思いにあふれていました。

ゼロからの出発と言うことで、担当課長を中心に各係長、そして各課より数名の就労担当委員のケースワーカーさん方と、共に数回の会議を重ねていく中で、下記の決まりができました。

- ・ ケースとの面接は、担当ケースワーカー同席の場で行う事。
- ・ 初回面接で、ケース本人自ら納得の上で、就労支援を受けて行く事を、自己決定する事。
- ・ ケースは全て担当ケースワーカーを通じて、就労相談員へ連絡・相談をする事。
- ・ 就労相談員は、常にケース担当のケースワーカー・係長・課長に対し、報告連絡相談をする事。
- ・ ハローワーク、企業、関連組織等への協力依頼、相談、つなぎ等は、就労相談員が行う事。

<キーワード>

この現場で、自分として悩み、考え、感じ、気づき得た心の芯の部分に、いつも存在するキーワードがあります。

- ・ 今、ここを共に生きる
- ・ ありのままの理解
- ・ 安心と安全の場の提供
- ・ 善いところさがし
- ・ 私らしい、リンケージ役
- ・ 読み、書き、そろばん
- ・ 夢と希望と勇氣
- ・ あきらめない